

平成27年度 各会計予算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成27年3月16日
開会 10時00分 閉会 16時42分
- 2 場 所 幕別町役場5階議場
- 3 出 席 者

① 委員(17名)

小川純文	寺林俊幸	東口隆弘	藤谷謹至	小島智恵	岡本真利子
藤原 孟	乾 邦廣	牧野茂敏	谷口和弥	芳滝 仁	田口廣之
前川雅志	中橋友子	野原恵子	増田武夫	千葉幹雄	

② 委員長 芳滝 仁

③ 議長 古川 稔

④ 説明員

町 長	岡田和夫	副 町 長	高橋平明
会計管理者	田井啓一	総 務 部 長	菅野勇次
経 済 部 長	田村修一	民 生 部 長	川瀬俊彦
企 画 室 長	伊藤博明	建 設 部 長	佐藤和良
忠類総合支所長	姉崎二三男	札 内 支 所 長	羽磨知成
教 育 部 長	森 範康(教育長職務代理)	企 画 室 参 事	細澤正典
総 務 課 長	境谷美智子	地 域 振 興 課 長	原田雅則
糠内出張所長	妹尾 真	町 民 課 長	山岸伸雄
福 祉 課 長	坂野松四郎	保 健 課 長	合田利信
こども課長	杉崎峰之	商 工 観 光 課 長	岡田直之
農 林 課 長	川瀬吉治	経 済 部 参 事	廣瀬紀幸
土地改良課長	坂井康悦	土 木 課 長	湯佐茂雄
都市施設課長	笹原敏文	税 務 課 長	中川輝彦
保健福祉課長	稲田和博	農業委員会事務局長	高橋宏邦
会 計 課 長	阿部麗子	監査委員事務局長	石野郁也
経済建設課長	天羽 徹	学校給食センター所長	坂口惣一郎
学校教育課長	川瀬康彦	生涯学習課長	澤部紀博
図書館長	林 隆則		

ほか、関係主幹、係長及び係

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司

- 4 審査事件 平成27年度幕別町一般会計ほか8会計予算審査
- 5 審査結果 一般会計質疑
- 6 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員会委員長

芳滝 仁

議事の経過

(平成27年3月16日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（芳滝 仁） ただいまより、平成27年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。
審査に入ります前に、一言ご挨拶を申し上げます。

さきの本会議において設置された本特別委員会の委員長として、私が大任を仰せつかることになりました。

何分にも、ふなれであります。新年度予算の十分な審査と円滑な会議の進行に努めてまいりたいと思っておりますので、特段のご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

ここで、審査の進め方について確認をさせていただきます。

まず、一般会計の歳出1款議会費より13款予備費まで、款ごとに審査をしてみたいと思います。その後、歳入の審査を行い、審査が終わりましたら、歳入、歳出の総括的な質疑をお受けいたします。

次に、特別会計及び事業会計の審査につきましては、各会計ごとに審査をしてみたいと思います。

なお、質疑がある場合には一括し、必ずページ番号と目、節を言ってから発言をお願いいたします。

また、関連する質疑については、第一発言者の発言が終わった後、関連と言って挙手をお願いいたします。

答弁に立たれます説明員におかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案第1号、平成27年度幕別町一般会計予算から議案第9号、平成27年度幕別町水道事業会計予算までの9議案を一括議題といたします。

最初に、議案第1号、平成27年度幕別町一般会計予算の審査を行います。

それでは、予算積算基礎並びに歳出1款議会費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 初めに、お手元に配付をいたしております予算積算基礎に基づきまして、平成27年度の予算概要についてご説明申し上げます。

予算積算基礎の1ページをごらんいただきたいと思います。

平成27年度会計別予算額総括表になりますが、一般会計のほか、国民健康保険特別会計など7特別会計と1事業会計を合わせて9会計から成るものであります。

合計欄にありますように、平成27年度当初予算総額は259億5,151万8,000円となりまして、平成26年度の当初予算額合計額と比較いたしますと、14.7%の増となっております。

なお、本年は統一地方選挙の年に当たりますことから、骨格編成を基本としながらも、継続事業である庁舎建設事業や昨今の経済、雇用の状況あるいは工事の完成時期などを考慮し、普通建設事業等を当初予算に計上させていただきましたことから、予算規模といたしましては前年度に比べ、大幅に増となったところであります。

それでは、会計別に前年度と比較いたしました増減内訳等につきましてご説明いたします。

初めに、一般会計であります。163億4,600万6,000円で、前年度当初予算と比較いたしまして21.2%の増であります。

詳細につきましては、後ほど2ページ、3ページの款別予算額の中で申し上げたいと思います。

次に、国民健康保険特別会計は39億1,354万円で、前年度比12.5%の増となっております。

これは、保険財政安定化事業の対象医療費の拡大に伴い増額となったものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計は3億5,068万7,000円で、前年度比2.9%の減であります。

保険料軽減に係る所得判定基準の見直しによる広域連合納付金の減が主な要因であります。
次に、介護保険特別会計は23億6,900万9,000円で、前年度比0.7%の減となっております。
主に介護報酬の減額改定による給付費の減であります。

次に、簡易水道特別会計は4億3,797万4,000円で、前年度比6.9%の減であります。
配水管布設工事費の減が主な要因であります。

次に、公共下水道特別会計は11億2,904万3,000円で、3.1%の減であります。
主な要因は、浄化センター設備更新事業など事業費の減であります。

次に、個別排水処理特別会計は1億8,507万8,000円で、3.5%の増であります。昨年度とほぼ同額となっております。

次に、農業集落排水特別会計につきましては、忠類地区のみの施設運営に係る会計であります。6,500万8,000円で4.5%の減であります。昨年度とほぼ同額となっております。

次に、水道事業会計は11億5,517万3,000円で、前年度比較では12.8%の増であります。

下の表の再掲にありますように、このうち3条予算である収益的支出につきましては3.6%の減となっており、十勝中部広域水道企業団からの受水費等の減によるものであります。

また、4条予算である資本的支出につきましては34.1%の増となっており、耐震性貯水槽整備工事費の増が主なものであります。

続きまして、2ページ、3ページの平成27年度一般会計歳入歳出款別予算額についてご説明申し上げます。

初めに、2ページの歳入について主なものを申し上げます。

1款の町税につきましては、前年度比0.2%の増で計上しております。

税目ごとの予算額につきましては、3ページの下表に掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

まず、1項の町民税につきましては、個人町民税などの若干の増加で前年度と比較して0.8%の増で計上しております。

2項の固定資産税につきましては、評価がえに伴う家屋の減価により、前年度と比較して2.0%の減で計上しております。

4項の町たばこ税は6.7%の増であります。昨年度決算見込み等を勘案し、増額を見込んでおります。

これら合計いたしまして、町税全体で0.2%の増、前年度とほぼ同額で計上したところであります。

2ページにお戻りいただきたいと思っておりますが、2款地方譲与税から10款の地方特例交付金までは、国の制度改正の状況や過去の交付実績等を勘案の上、見込んでおりますが、6款地方消費税交付金は41.4%の増としております。

これは原資となる地方消費税が平成26年4月から1.7倍に引き上げられたところであり、経過措置の関係から、平成26年度は1.2倍程度でありましたが、平成27年度からは本則の1.7倍程度となりますことから、同程度の伸びを見込んでおります。

次に、11款の地方交付税は1.7%の減で計上いたしておりますが、そのうち普通交付税につきましては、地方財政計画や特殊要素である事業費補正などの状況を勘案して推計し、前年度交付決定額との比較では2.2%の減、また特別交付税につきましては2億5,000万円で計上しております。

16款の道支出金は、率で60.4%の増であります。主に新庁舎建設に係る地域づくり総合交付金や農地明渠等の保全に対する多面的機能支払交付金の増によるものであります。

19款の繰入金は149.1%の増であります。財政調整基金から2億円、減債基金から1億円及び庁舎建設基金からの繰り入れを3億5,000万円計上しているものであります。

22款の町債は204.1%の増であります。新庁舎建設事業に係る合併特例債の増が主な要因であります。

次に、歳出であります。3ページをごらんいただきたいと思っております。

主なものにつきまして説明させていただきますが、2款の総務費につきましては25億5,173万5,000円の増であります。新庁舎建設事業費の増によるものであります。

3款の民生費につきましては7,580万3,000円、率にして2.3%の減であります。

これは、障害者支援費の増はあるものの臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の減、札内南保育園建設費補助金などの減によるものであります。

4款の衛生費につきましては10.4%の増であります。耐震性貯水槽の整備に係る水道事業会計への出資金の増によるものです。

6款の農林業費につきましては47.8%の増であります。主に国営事業償還金の繰上償還や多面的機能支払交付金などの増によるものであります。

8款の土木費につきましては3.5%の減となっております。公共下水道特別会計への繰出金や橋梁長寿命化修繕事業の増はあるものの、骨格予算編成に伴う道路新設改良事業の減などにより、全体で減となっております。

9款の消防費につきましては7.1%の減であります。高規格救急自動車購入の減が主なものであります。

10款の教育費につきましては5.3%の増であります。札内中学校屋内運動場改修事業や白人小学校等の屋内運動場落下物防止対策事業などの増によるものであります。

11款の公債費につきましては5.8%の減であります。

過去の繰上償還等の効果などにより、元金利子が減となったものであります。

次に、4ページをお開きください。

4ページには、ただいま申し上げました歳出予算を性質別に区分したものであります。

主なものを申し上げますと、2の扶助費につきましては6.8%の増となっております。障害者支援費や自立支援医療費扶助の増が主なものであります。

6の補助費等につきましては15.9%の増、臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金の減はありますものの、国営事業償還金や多面的機能支払交付金の増が主なものであります。

7の投資及び出資金につきましては259.8%の増、耐震性貯水槽整備に係る水道事業会計への出資金の増によるものであります。

10の繰出金につきましては3.9%の増であります。主に公共下水道特別会計や後期高齢者医療特別会計への繰出金の増によるものであります。

12の投資的経費につきましては198.1%の増であります。

このうち補助事業につきましては646.2%の大幅な増であります。新庁舎建設事業の増によるものであります。

次に、積算基礎の5ページ以降についてでありますけれども、歳入の説明などのほか、歳出につきまして10ページからになります。具体的な積算基準等を示しておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、19ページから21ページまでは、主な投資的経費について一覧にいたしております。

個々の事業の説明につきましては、省略をさせていただきます。

それ以降は地方債の状況、それから36ページは債務負担行為、37ページ以降は各特別会計の状況などを掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

以上で、予算積算基礎の概要説明を終わります。

続きまして、一般会計予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

一般会計予算書の1ページになりますが、平成27年度における幕別町の一般会計予算に係る各種の定めが掲載されております。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163億4,600万6,000円と定めるものであります。

同条の第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」

によることとしまして、次の2ページから8ページまで、それぞれ定めるものであります。

第2条は、債務負担行為について定めるものでありますが、詳細につきましては後ほど説明させていただきます。

第3条は、地方債について定めるものでありますが、これも詳細につきましては後ほど説明させていただきます。

次の第4条では、一時借入金の借り入れの最高額を20億円と定めるものであります。

それでは次に、9ページをお開きいただきたいと思います。

9ページ、第2表、債務負担行為であります。

初めに、幕別町土地開発公社借入資金の債務保証であります。平成27年度から29年度までの3年間における借入予定額15億円に年利5%以内の利息並びに延滞金を限度として債務負担を設定させていただくものであります。

次に、教育用ICT機器購入であります。本年度購入を予定しております各種機器を北海道市町村備荒資金組合を通じて導入をするもので、4年を期間といたしまして、元金とその利息の合計額1,620万円を限度に債務負担を設定させていただくものであります。

次に、第3表、地方債であります。

本年度は、一番上の新庁舎建設事業から11ページ一番下の臨時財政対策債まで合計48事業、30億8,980万円を限度額といたしまして地方債を起すものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、この表に記載のとおりであります。

続きまして、歳出予算、1款議会費の説明に入らせていただきます。

42ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、1款議会費の説明をさせていただきます。

1款1項1目議会費、本年度予算額1億1,144万円、本目は1節議員報酬ほか、9節の旅費、11節需用費など、議会運営に係る各種経費となっております。

以上で、1款議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、予算積算基礎並びに1款議会費、あわせて質疑を受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） なしと認めます。

予算積算基礎並びに1款議会費につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、2款総務費の審査を行います。

2款総務費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 2款総務費につきましてご説明申し上げます。

44ページをごらんいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費9,049万7,000円であります。

4節の共済費、7節賃金は事務補助などの臨時職員、嘱託職員に係る経費、11節需用費は法令等記録代、事務用消耗品のほか、庁舎に係る光熱水費が主なものであります。

次のページになりますが、12節役務費は、郵便料、電話料などであります。

13節委託料は、顧問弁護士委託料、広報配送委託料及び例規集管理システム委託料などあります。

細節14は、ファイリングシステム構築指導委託料であります。導入から定着まで4年をかけて文書管理の見直しを行っていくもので、本年は2年目であります。

14節使用料及び賃借料は、複写機借上料が主なものとなっております。

次のページになりますが、2目広報広聴費931万5,000円、本目は11節需用費の町の広報誌に係る

印刷製本費が主なものであります。

次のページになりますが、3目財政管理費137万3,000円、11節需用費の予算書の印刷製本費、13節委託料は、国の新地方公会計の整備促進に伴う町の財務諸表の作成に係る委託経費であります。

4目会計管理費129万1,000円、本目は出納室に係る費用で、11節需用費の決算書の印刷製本費、12節役務費の指定金融機関である北洋銀行への派出業務取扱手数料が主なものであります。

5目一般財産管理費3,352万6,000円、本目は役場庁舎及び札内中央会館等の管理費用であります。

次のページになりますが、11節需用費は、幕別中央会館及び日本パークゴルフ協会などが入居している共同事務所に係る光熱水費など、13節委託料は、細節1役場庁舎の清掃などの管理委託料、次のページになりますが、細節13PCB廃棄物処理委託料は、昨年残余分の受け入れがなされなかったことから、本年度は改めて処理をするものであります。

18節備品購入費は、ファイリングシステムの重機などの購入要する経費であります。

6目近隣センター管理費9,104万5,000円、本目は46カ所の近隣センターと6カ所のコミセン等の管理運営に係る費用であります。

次のページ、13節委託料は、各コミセンの管理業務に係る委託料、15節工事請負費は、若草町近隣センターの改修工事が主なものであります。

18節備品購入費では、近隣センターの暖房器具や会議用の椅子、テーブルなどの購入に係るもの、19節負担金補助及び交付金については、近隣センター運営委員会に対する運営交付金が主なものであります。

次のページになりますが、7目庁用車両管理費991万1,000円、本目は役場本庁の集中管理車両21台、忠類総合支所管理車両8台の合計29台の車両維持管理費用であります。

18節備品購入費では、町用車両の更新として、ハイブリッド車1台に購入に係る経費であります。

8目町有林管理費1,984万8,000円、本目は町有林の管理費用であります。

15節工事請負費、町有林整備工事は、本年度、下草刈りを約81ヘクタール、除間伐等を約47ヘクタールなどを実施いたします。

9目町有林造成費3,126万8,000円であります。

本目は町有林の造成に係る費用で、次のページ、15節の町有林皆伐工事は約23ヘクタール分を、町有林造成工事は地ごしらえ約19ヘクタール及び植栽を約24ヘクタール実施いたします。

10目企画費2,184万7,000円、主なものは19節負担金補助及び交付金で、細節4十勝圏複合事務組合負担金ほか、広域行政に係るものであります。

次のページになりますが、細節14はコミバス運行に係る運行事業者への補助金、細節15、16は予約型乗り合いタクシー駒島線、古舞線の本運行に係る経費を補助するものであります。

11目支所出張所費108万4,000円、本目は札内支所及び糠内、駒島各出張所に係る費用で、11節需用費のほか、12節役務費の電話料など、事務用経費が主なものであります。

次のページになりますが、12目職員厚生費1,044万1,000円、本目は職員の福利厚生及び研修に係るものであります。

9節旅費は、職員の研修に係る特別旅費であります。厚生労働省への派遣研修、自主研修、北海道市町村職員研修センターでの研修及び民間企業研修などを実施する予定であります。

12節役務費は、人間ドック176人及び健康診断手数料は延べ358人分を計上しております。

13目公平委員会費につきましては3万2,000円ですが、本目は公平委員会開催に係る経費であります。

14目交通防災費8,476万4,000円、本目は交通安全対策、防犯対策及び災害対策などに係る費用であります。

1節報酬は、交通安全指導員33名分の報酬が主なものであります。

次のページになりますが、7節の賃金は、交通安全推進委員1名に係る費用であります。

11節需用費は、細節4交通安全啓発用消耗品費のほか、細節7の防災対策消耗品費、細節21の防

犯灯の電気料、細節 42 の防犯灯修繕料が主なものとなっております。

次のページ、15 節工事請負費は、細節 1 の防犯灯の新設 15 灯が主なものであります。

18 節備品購入費では、バルーン型投光器などを導入するものであります。

19 節負担金補助及び交付金は、細節 6 生活安全推進協議会への交付金が主なものであります。

15 目諸費 1,855 万 4,000 円であります。

本目は、1 節報酬の各種委員会開催に係る報酬や、次のページになりますが、8 節報償費の町の功労者などへの各種記念品、15 節工事請負費、平和非核宣言看板設置等工事は、町内 3 カ所の看板を年次計画で建てかえをするものであります。

19 節負担金補助及び交付金では、細節 3 の十勝町村会負担金、細節 8 地方バス路線維持費補助金などが主なものであります。

次のページ、24 節の投資及び出資金は、地域振興公社への出資金 10 株分を計上しております。

16 目基金管理費 205 万円、本目は各種基金から生じる利息あるいは寄附金等をそれぞれ基金へ積み立てるものであります。

17 目電算管理費 1 億 3,059 万 8,000 円、本目は電算管理及び処理業務に係る費用であります。11 節需用費は、各種納付書などの印刷製本費及び各種パソコンシステムに係る修繕が主なものであります。

次のページになりますが、13 節委託料の主なものは、総合行政情報システムに係る細節 6 業務用ソフトの保守点検、細節 11 電算システム運用委託料は、パソコンネットワークの運用を民間会社に委託しているもので、細節 13 はマイナンバー制度の運用開始に向けた各種電算システムの改修費用であります。

18 節備品購入費は、細節 2 の総合行政情報システムに係る経費が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金、中間サーバー利用負担金は、マイナンバー制度にかかわって、国と地方の情報授受の仲介の役割を担うシステムであります。中間サーバーの整備運用に係る共同利用負担金を地方公共団体情報システム機構に支払うものであります。

次のページになります。

18 目協働のまちづくり支援費 2,166 万 7,000 円、1 節公区长報酬や 19 節負担金補助及び交付金は 114 公区に係る公区運営交付金支援事業交付金が主なものであります。

19 目総合支所費 1,113 万 5,000 円、本目は忠類総合支所に係る運営経費等を計上しております。

1 節報酬につきましては、地域住民会議委員 15 名の報酬、7 節賃金は 4 名の臨時職員に係る賃金であります。

11 節需用費や 12 節役務費などは、事務的経費に係るものが主なものであります。

なお、例年計上いたしております忠類地域の地域活性化事業につきましては、先般、補正予算で議決をいただきました地方創生先行型の交付金事業に前倒して計上いたしたところであります。

次のページになりますが、20 目新庁舎建設事業費 25 億 6,460 万 1,000 円、本目は新庁舎建設に関連する経費で、15 節工事請負費では細節 1 の新庁舎建設工事、細節 2 再生可能エネルギー設備工事は太陽光発電設備、地中熱ヒートポンプ設備に係る工事、18 節備品購入費では細節 1 の情報ネットワーク機器ほか細節 4 及び、次のページ、細節 5 の議場用庁舎用の初度備品に係る費用などあります。

次のページになりますが、21 目合併 10 周年記念事業費 293 万 8,000 円、本目は来年 2 月に迎える合併 10 周年に当たり、各種記念事業を実施するための費用であります。

8 節報償費細節 4 の合併記念事業謝礼では、シンボルマークの公募に係る謝礼など、11 節需用費、細節 4 消耗品費は記念式典に係る経費、13 節委託料では細節 6 の合併 10 周年の歩みを収録した DVD の作成に係る経費などが主なものであります。

2 項徴税費、1 目税務総務費 156 万 6,000 円、1 節報酬の細節 1 固定資産評価審査委員会委員報酬のほか、賦課事務等に係る事務用経費及び 19 節負担金補助及び交付金、次のページになりますが、細節 4 十勝圏複合事務組合負担金、これは滞納整理機構への負担金、細節 9 地方税電子化協議会運用関

係費負担金は、電子申告の運用、維持経費に係る負担金が主なものであります。

2目賦課徴収費 2,099万7,000円、本目は賦課徴収に係る費用であります。12節役務費、細節19コンビニ収納手数料につきましては、コンビニに対し1件60円の手数料を支払うものであります。平成27年度は延べ3万1,700件の利用の見込みであります。

次のページになりますが、細節20はインターネット公売等利用料であります。

13節委託料は、細節7収納管理システム保守点検委託料が主なものであります。

23節償還金利子及び割引料は、修正申告などに伴う還付金であります。

次のページですが、3項1目戸籍住民登録費 2,305万3,000円、本目は戸籍及び住民登録事務に係る費用であります。

13節委託料は、主には細節8戸籍電算システム保守点検で、電算化された戸籍システムの委託料及び細節12はマイナンバー制度導入に伴う個人番号カードの作成委託料であります。

14節使用料及び賃借料は、細節20戸籍総合システムブックレスソフト使用料が主なものであります。これも戸籍の電算化に伴うものであります。

次のページになりますが、18節備品購入費では、細節1昨年更新いたしました戸籍電算システムの備荒資金組合への支払い経費であります。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費 48万3,000円、本目は平常時の選挙管理委員会開催に係る費用であります。

2目知事道議選挙費 923万8,000円、本目は4月12日執行の知事道議選挙に係る費用であります。

次のページになりますが、3目町長町議選挙費 869万5,000円、本目は4月26日執行の町長町議選挙に係る費用であります。

次のページになりますが、農業委員会選挙費は廃目であります。

次のページになりますが、5項1目統計調査費 1,504万9,000円、本目は各種統計調査に係る事務的経費であります。本年は国勢調査が実施される予定となっております。

6項1目監査委員費 247万7,000円、1節の監査委員報酬のほか、監査業務に係る経費であります。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

増田委員。

○委員（増田武夫） 2点、お伺いいたします。

1点目は、53ページであります。53ページの企画費の中の細目15、16で、予約型乗り合いタクシー駒島線とか古舞線のこの予算計上されているわけでありませうけれども、こうした農村部のこの足をいかに確保していくか、まず大事な課題であって、この事業が両地域で恒常化されるということは喜ばしいことなのですが、一方で忠類地域の農村部に対するこうした措置が必要になるのではないかと。やはり、全町が同等のそうした恩恵を受けるという意味もあって、なかなか忠類地域にはタクシーの会社がないというような問題もありますけれども、近いところでは大樹だということになりますけれども、しかしながら、忠類地域のこうした措置も考えていかなければならないと思っております。現在の方針を伺っておきたいと思っております。

それから、59ページの電算管理費の細目13に、いわゆるマイナンバー制度にかかわっての経費が出てまいります。ここだけでなく、ほかにも何カ所かカードの発行の費用だとかいろいろ出てくるわけでありませう。このマイナンバー制度については、反対の立場から何回か意見を申し上げて、特にセキュリティーのことなどに関して意見を申し上げてきたところであります。

こうして法律化されて、各町村が予算を計上する段階になったわけでありませうけれども、しかしながら、これには全国的には莫大な費用をかけてこのマイナンバー化、みんなに番号をつけていろいろな情報をそれに集約して管理していこうというシステムなわけでありませう。しかしながら、世界的に見ましても、先行してこの実施している国が何カ所かあります。

お隣の韓国では5,000万人ほどの人口なわけでありませけれども、マイナンバー化が行われました。しかし、これにハッカーが入り込む、そういう犯罪が多発しておりまして、韓国では3,500万人分の情報が盗まれて悪用されているということも起きて、これの利用も制限していこうではないかというような議論が起こっております。

また、アメリカでも社会保障番号制度があるわけでありませけれども、日本もどうなっていくか今後注視しなければなりません、アメリカではこの番号を民間も利用できるようになっております。そうしたことも影響しているのですが、成り済まし、その本人に成り済まして行われる犯罪というものが多発しておりまして、年間5兆円からの被害が出ていると、そういうことであります。そうしたことを考えますと、日本でこういうものができたときに、やはりそういう犯罪に広範に情報が漏えいしていくようなことも本気になって心配しなければならないような状況になりました。

今、いろいろな情報漏えいで、個人情報の管理なんかも問題になっていますが、こうしたことをやはり町も責任を持ってやらなければならない制度でありますけれども、もう一度、こうした制度を導入するに当たって、危機管理その他をどのように考えておられるのか、お聞きしておきたいと思えます。

○委員長（芳滝 仁） 企画室参事。

○企画室参事（細澤正典） 1点目の忠類地域の予約型乗り合いタクシー等の運行についてのご質問でございますが、予約型乗り合いタクシー駒島線を運行するに当たりまして、忠類地域の公共交通機関の空白地帯というのが懸念される部分でしたので、忠類地域の公区長連絡会議のほうにも忠類地域の公共交通のあり方についてご相談をいたしました。そのときのお話の中では、今のところ忠類地域の中でそういう公共交通に頼らなければならないという状況ではないというお話でございました。

しかし、いずれにいたしましても、忠類地域の公共交通の空白地帯というのは懸念される部分ですので、確かにタクシー会社がないというような部分がございますが、どのような形で運行をしていただけの主体と申しますか、運行主体を考えるのかという部分を今後も検討していきたいと思っております。

○委員長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（境谷美智子） マイナンバー制度に伴う危機管理の関係かと思えます。

再三言われておりますとおり、これは非常に大切な問題だと思っております。法整備の関係から申しますと、その個人情報をどこまで、例えば地方公共団体でどこまで共有するかですとか、一般の企業に対してにどのような形で提供するかどうか等も含めて、法整備の中ではその制限をかけるというところできちんとしております。

ただ、そのハッカー対策ですとか、そのあたりを各自治体単位でどのように持っているかというところでは、ちょっと私も情報不足ですが、検討して十分考えていかなければいけないとは思っておりますが、今の段階では、その個人情報を法的整備の中できちんと整理していくという形で考えております。

○委員長（芳滝 仁） 増田委員。

○委員（増田武夫） 忠類地域のその交通の問題でありますけれども、公区長会議でそうした意見が出されたということでもありますけれども、きちんと地域のその人たちにアンケート調査をするなどして、そうした要望がどの程度あるのかということもしっかりと把握しながら進めていただきたいというふうに思いますので、その辺の考えをお聞きしておきたいと思えます。

それから、このマイナンバー制度のあれでありますけれども、先行してやった地域ではいろんな問題が、先ほども申し上げましたような問題が起きて、そしてこの制度自身の見直しさえも行われようとしている中で、日本でも発足するということであります。そのものに集められる情報というものは、非常に多くのもので想定されております。スタート時点でどれだけの個人情報がこれに集められるのか、集められるようになっているのかを明らかにしていただきたいのですけれども、想定、最初制度発足のときに想定されたものでは、個人の収入でありますとか、職歴、それから病歴だとかどんな病

気にどんな病院でかかっているかだとかそうした細かいところまで全部集約され得るような、そういうことになっておりました。発足に当たって、どれだけの個人情報がそれに集約されるのか。1カ所に集めれば集めるほど、そういう情報漏えいの危険性というものが高まってくるわけで、やっぱりどの情報が集められるかということが非常に大きな問題になると思うのですけれども、制度発足に当たってどういうふうになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 企画室長。

○企画室長（伊藤博明） 初めに、忠類地域の公共交通のあり方についてであります。

町内の公共交通のあり方につきましては、国、北海道、それからバス事業者並びに町内の関係団体、社会福祉関係団体ですとか、それから住民の方々の代表を交えた公共交通確保対策協議会というのをつくって、その中でご議論をいただいた中で、コミバスの運行ですとか、それから駒島線の町営バスを廃止して、今のタクシーにする、また、札内地区において、西幕別農村地区においても乗り合いタクシーを運行するというような事業を進めてまいりました。ですので、忠類地域の公共交通のあり方につきましては、先ほども細澤から申し上げましたように、古舞地区での試験運行、これは一昨年12月に地域住民の方々から議会に対して陳情をいただいて、その採択を受けて試験運行に踏み切ったわけですが、その際に忠類地域の公区長の皆さん全員にお集まりをいただきました。それが昨年1月の24日であります。

その際に、やはり忠類地域の現状としては、今やろうとしておりますデマンドタクシーというのは、どうしても国の補助制度に乗っかってやるものですから、公共交通、幹線交通につながりという大きな目的、方式でなくてはいけないということから、忠類の農村部の住民の方々を忠類の十勝バスのバス停までの送迎をするというのに限られているわけです。そういうようなお話をした際に、やはり帯広まで行けると大変助かるよなとかというようなお話をいただいたのですが、現状にあっては病院などに通う方は、社会福祉協議会に委託をしておりますが、外出支援サービスの中で十分に対応できているのではないかというようなご意見も、その中にはいただいたところであります。

しかしながら、今後ますます高齢化していくわけでありまして、今後にあってもこの公共交通確保対策協議会、この中に忠類の公区長さんも入っていただいておりますので、その中で引き続き検討することが必要だと考えております。

○委員長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（境谷美智子） 個人情報の管理の関係です。このマイナンバー制度の中で管理される、具体的に言いますと、例えば個人番号カードの中に入れられる情報は、あくまでも基本の4情報のみです。あくまでも分散管理をする、今まで市町村が持っていた情報については市町村が、国の情報は国の情報がという形で、一元管理をして全てを共有して一つのところに情報を集めるという形ではなく、あくまで必要なときに必要な情報を共有することができる、共有する、それもきちんとセキュリティをかけて共有することができるというシステムでございます。

システムにおける保護措置におきましても、悪意を持ってハッカーするとかとなるところについてはちょっとまた別の問題もあろうかと思っておりますけれども、個人情報を一元化しないで分散管理を実施することで、その辺のあたりには対応していきたいというのと、アクセスをかなり制限して、その情報にアクセスできる制限を法律できちんと定めておりますので、成り済ましですとか、そういう形に対しては法律の中で対応していくということが定められておりますので、委員がおっしゃるような心配をできるだけない形でスタートするというところで制度は構築されております。

○委員長（芳滝 仁） 増田委員。

○委員（増田武夫） 地域交通についても、今後もいろいろな調査を行いながら、適切にしてほしいと思いますけれども、マイナンバー制度、そのカードには4情報しか入っていないかもしれませんが、それぞれのところにその個人情報が集積されて、それは分散に管理されるかも知れませんが、少なくとも個人情報が集まってくることは間違いのないのでありまして、やはりそれが漏えいするというようなことが今後もないように、しっかりと職員もやっぱり責任を持って事に当たっていた

だくようなことを、ぜひ肝に銘じていやっていっていただきたい、そのように思います。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） ほかに。

野原委員。

○委員（野原恵子） 2点について質問いたします。

1点目、57 ページ、15 節工事請負費、細目 1 平和非核都市宣言設置等の工事についてです。

2点目は、60 ページの 18 目協働のまちづくり支援費、1 節報酬の公区長報酬の 2 点について質問したいと思います。

1点目ですけれども、この非核都市宣言の看板の改修を 3カ所と報告されました。それで、今、戦後 70 年になりますし、幕別町が非核都市宣言をしてから 30 年目になります。いまだに核の被害は広島、長崎から、それから 3・11 の東日本大震災、そこでいまだにその核の被害というのは広がる可能性があります。そういう中でしっかりとこの幕別町でも、町民にその核の被害というのを発信していかなければならないと思います。それで、その看板を建てかえる、設置を変えていくのと同時に設置箇所をふやす必要があるのではないかと思います。今、幕別に 3カ所ですが、庁舎にも、庁舎の外に見える場所にもこの看板の設置が求められると思いますので、その点をお聞きしたいと思います。

もう 1点目の協働のまちづくりの公区長報酬なのですけれども、今、公区に加入していない世帯数もふえている、決算の中でも明らかになっております。これは公区長の報告による世帯数、公区加入世帯数、これは 85.9%と報告されております。この中で、公区に参加しない、その理由をどのように押さえられているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 平和非核宣言の看板の設置工事の関係でございますが、今、幕別町の本町のほうには 3カ所、それから忠類に 1カ所ございます。今回、建てかえを計画しているのは本町のほうの 3カ所ということで、今、委員からお話ありました増設をということでございますけれども、今、設置している 3カ所につきましては、札内においては、働く婦人の家のところですね。それから、幕別側につきましては蝦夷文化考古館前、それと糠内市街で糠内の分遣所前、この 3カ所なのでございますけれども、それぞれある程度交通量がありまして、人目につくような場所を想定してございます。

役場庁舎前というお話もあったのですが、確かに役場庁舎前も人目につくという意味合いではそういった効果あるかなとは思っておりますけれども、現段階ではまずは既存の看板がかなり傷んでいるというようなことございまして、まずはその 3カ所を年次計画で、時間をかけてゆっくと浸透させるように建てかえを実施していきたいということで、現段階では増設については考えてございません。

以上であります。

○委員長（芳滝 仁） 企画室参事。

○企画室参事（細澤正典） 公区への加入の率が下がっているという原因なのでございますけれども、年齢別に公区の加入率というものを調査した資料はございませんが、やはり特に若い世帯において、公区に入っているメリットが感じられないというようなことから、公区への加入率が下がっているのではないかと推察しております。

町といたしましては、転入者に対して町の施設の案内ですとか、サービス一覧の資料をお渡しする際に、公区に加入しましょうというパンフレットもお渡しして、加入率の向上に努めているところでございます。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 野原委員。

○委員（野原恵子） 看板の件ですけれども、今ゆっくと浸透させていきたい、そういうお答えでした。しかし、今の状況を見ますと、やはりそれは平和にかかわることですので、しっかりと町民に知らせていくという点ではゆっくりにては遅いと思います。また、しっかりと 3カ所、早急に新しい看板

を設置すると同時に、やはり庁舎というのはいろいろな世代の方たちが訪れるわけですから、しっかりと庁舎のところにも設置いたしまして、核の恐ろしさ、平和の大切さを町民にアピールしていくことが非常に大事だと思います。そういう点では、設置の増設を求めると同時に、ここの工事費ですから、ちょっと外れると思いますけれども、そういう核に対するそういうものをしっかりと町民にアピールしていく、そういう手だても必要だと思いますので、その点をお聞きしたいと思います。

それから、公区に加入していない方、若い世代が参加していないという、そういうことも今お答えいただいていますけれども、町民の中からは、例えば2点、私、声が寄せられています。一つは、公区の中で意見の違うということがありまして、公区を抜けますとお知らせ・広報が一切届かないと。この方は町民税を納めているわけですから、公区のお知らせ・広報は届けてもらってもいいのではないかと、そういう意見が一つありました。もう一つは、高齢で公区費用を集められない、そういったお知らせを配れない、それで地域に迷惑がかかるので公区をやめました、こういう町民の状況も伝えられております。そういう方たちには、町の行事ですとかそういうものをしっかりと知らせする。そういう意味では公区を抜けていてもお知らせ・広報をしっかりと届けまして、町のさまざまな行事ですとか、そういうものをお知らせすることが必要ではないかと思っておりますので、その点をお聞きしたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） まず、看板の件でございますけれども、ゆっくりとという言葉ちょっと不適切だったかもしれないです。じっくりとということでございます。

まず、看板の関係でございますけれども、ほかの環境宣言ですとか、そういった別の看板もございますので、そういったものとのバランス等も考慮しながら、今後また検討させていただきたいというふうに思います。

それと、被爆70周年、非核宣言30周年ということで、本年度についてはほかの広報等への周知ですとか、標語、小学生への平和のための標語ポスターの募集ですとか、ほかの事業も計画をしておりますので、そういった意味で改めてPRに努めてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（芳滝 仁） 企画室参事。

○企画室参事（細澤正典） 高齢者の中でも、公区にやめる方がいらっしゃるというふうな部分もございますけれども、やはりなかなか公区の役員のなり手がいないというような形で声は聞くところでございますけれども、町といたしましては、やはり公区に加入する必要性というものを強く訴えていきたいというふうな部分を考えております。

あと、公区に未加入のところへ広報を配達できないのではというような部分ですが、町として公区の未加入者を把握するというのは大変困難な状況であります。町といたしましては、現在、コンビニ、コミセンのほうに広報を設置しております。ここで広報を持っていってもらえるような形での周知をしているところです。

○委員長（芳滝 仁） 野原委員。

○委員（野原恵子） 平和の問題では、子どものときからしっかりと平和の大切さを求めていく、ということが大事だと思いますので、今後の町のその企画というふうなところを期待していきたいと思っております。

また、公区のお知らせ・広報を届けるということですが、公区に加入しなくてもお知らせ・広報だけを届けるという手だては講じられると思います。今、公区長には町の報酬という形で公区費が公区長さんに支払われていると思います。そういう中で、公区に入っていない方も希望する方にはお知らせ・広報を届ける、そういう手だてはとれるのではないかと思います。公区長報酬の中に、その公区に加入されていない方の戸数としてきちっと報酬を支給し、そしてお知らせ・広報を届けるということが町のどのような行政をしているかということをお伝えすることができると思うのですよね。ですから、そういう手だてを講じていくことが必要ではないかと思っておりますが、その点をお伺いしたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 企画室長。

○企画室長（伊藤博明） 広報の配布についてであります。これは、平成10年代後半ぐらいから公区町内会ですね、札内にあった町内会というところが多いですけれども、そこに会費を納めて町内会活動と一緒に加わるという意思の持てない方、持たれない方がふえてきて、企画室のほうにも公区長さんから大変なのだと。それまでは、従前は全部にお配りいただきたいということをお願いしておりました。しかしながら、アパート、マンションというのは、昨今の若い方だけではなくて、高齢者の方も、かつては表札を掲げていたわけですが、そういうのも掲げないような人が今ほとんどのような実態になってきておまして、平成19年の際に公区長さん方、札内の公区長さん方の意見が強かったわけですが、当時、町と話し合いを持ちまして、やはり全戸に広報を配布するというのは現実的に困難であると。というのは、私どもでは転入されたらば、あなたの公区は何々町公区ですので、公区長さんは何ていう方でお電話番号は何番です。ですので、公区長さんにもご連絡をしてください、公区の加入手続もお願いしますというような紙をお配りをしているわけです。しかしながら、それをもって公区長さんのところに伺っていただける方はいいのですけれども、そういただけない場合に、公区長さんが誰がどこに住んでいるかというのを、特にアパート、マンションというのは、毎日のように巡回するわけにもいきませんので、わからないのです。そういうことから19年の4月からは、公区長さん方の意見としては、広報を配布しないところを、公区長報酬というのは均等割のほかに戸数割りというのが1戸当たり年間800円なわけです。その戸数にカウントしなくてもいいから、配付しないことを認めてほしいという意見が多数出されまして、その結果、19年の4月から、いいですよ。けれども、公区にあっては、公区長さんにあっては、いや、うちは数が少ないからわかっているし、町内会費は払ってこないけれども、引き続き配りますよ、そういう場合には公区長報酬の積算基礎としますという、町と公区長さんの間でそういう取り決めをしてこれまで続けてきたわけです。

そういった中で、今、公区町内会に入らない方に対して配るというのは、現実的に、参事も申し上げましたけれども、実態を把握するという困難さが非常にあります。ですから、住民登録をされた方で、なおかつ町内会に入っていない方というのをピックアップするというのは、いつかの時点で公区から公区の加入されている名簿をいただいて、うちの住基の情報と突合をして落としていく、あるいは私は公区に入らないけれども広報を送ってほしいという方に対して送るという方法がありますけれども、それは希望制になってしまいますけれども。そういったさまざまな課題があるものですから、私たちとしても、現在、公区長さんからいただいている数字で言うと85%ですけれども、住基上で言いますと、もう80%を切っておりますので、この問題というのをどのように解決したらいいのかというのについては、公区長なんかとお話をする際にも、ご意見をいただいているところではありますけれども、引き続きこれについては十分考えていかなければならない問題だと考えております。

○委員長（芳滝 仁） 野原委員。

○委員（野原恵子） 公区長さんの事情も説明していただきました。しかし、幕別の場合、公区ですよ。そして、公区費といっているのは町内会費だと思うのです。公区費が町のところに納められる、そういうものは集めていませんから、あくまでも町内の行事のために公区費というのを集めていると思うのです。ですから、その公区費を納めない人たちは公区の行事には参加しませんよ、協力しないという、そういう意思表示ではあると思うのですけれども、しかし、お知らせは、町の広報ですから、それをしっかり町民に知らせるといことは、町としては非常に大切なことだと思うのです。いろんなごみの収集ですとか、健診ですとか、そういうさまざまなことをお知らせしています。ですから、それをしっかりお知らせすることによって、町に対するその思いとか、そういうものも伝わっていくと思うのです。ですから、その公区長さんにそういう手だてをとってもらえるような努力も必要だと思います。

それと、希望する方には、お知らせ・広報を届けているということですが、そういうこともしっかり話し合いをしていきましてね、お知らせ・広報は全町民に届ける、そのことが町の姿勢が伝わっていくのではないかと思います。その点をお聞きしたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 企画室長。

○企画室長（伊藤博明） 今、ご質問にありましたごみカレンダー、それから選挙公報については、これ別途運送業者に委託して配付しておりますので、全戸配布に、行き渡っております。先ほど、私、説明の中で、例えば希望する方に対してお送りするという方法もあるというのを申し上げましたけれども、現状ではまだ行っておりません。ですので、確かに野原委員のおっしゃられるように、こういう方々がどンドンどンドンふえていっては、本当に町としてお伝えする情報をきちっと住民の方々にご理解いただけないということになってしまいますので、なるべく加入率をこれ以上、下げないという手段をどう講じていくかというのが、まずは大事なということで、これは公区長さんとの意見交換の中でも、例えば盆踊り大会を実施するだとか、それとやっぱり小さな子どもさんがいる場合には子ども会の中で、それまでは公区に入っていなかったのだけれども、子ども会の行事に子どもが行きたいというので、それを機会に入るようになったとか、あるいは会費も通例は月額 500 円のところを準会員として高齢者の方については半額にするとか、さまざまな努力を公区の中、町内会の中でもやっていたいておりますので、これらについては今ここで直ちに結論を出すというのはなかなか難しい問題だと考えております。引き続き、そのあり方については検討してまいりたいと考えております。

（関連の声あり）

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○委員（中橋友子） この問題で過去にも議論させていただいたことあるのですけれどもね、幕別町というのは公区制度とって、公区というのは行政の末端機関の制度ですよということで示されてきましたよね。帯広市のような町内会制度とは性格が違うと思います。今、私、ここに公区制度の運営基準といますか、そういうものを手元にはありませんけれども、そういった基準をしっかり持って運営されてきたというふうに思うのですよね。そうした場合の責任の果たし方という点では、強制はできないというところで踏みとどまって、実態も掌握できないでいますという段階だと思うのですけれども、町内会制度とは違うわけですから、やはり実態をつかむという点では、もう一步踏み込んだ努力が要るのではないのでしょうか。行政の末端機関であるという以上は、行政の全て、人間に例えれば毛細血管の細部まで血液が流れていくように、情報が伝達されていかなければならないと思うのですよね。その手法を昨今の公区未加入ということで、随分ご苦労されてきたことは承知しています。承知しているのですが、そこでとどまるとはいけないというふうに思うのですよね。その努力、加入をふやすということももちろんですが、行き渡らす末端機関としての責務は、もう少し厳しく果たされる必要があるのではないのでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 副町長。

○副町長（高橋平明） 今、広報の配布について町内会のあり方、公区のあり方についてのご質問をいただいているわけですが、過去に、過去、相当昔ですけれども、やはり公区に未加入の方というのはいらっしやいまして、そういった方については町から直接郵送で広報紙、お知らせをお送りしていた時代もございました。ただ、その割合が、札内に新しく住宅団地ができて、若い世代が入ってきて、未加入の世帯がふえると、今度はその申し出もない。送ってほしいという申し出も当然ないですし、把握もできていないですから、お送りもできない。

今、中橋委員がおっしゃられるように、公区制度そのものは大変重要な役割を果たしていただいている。で、現状としてはその制度の中でいろんな事業展開もさせていただいているわけですから、公区制度そのものをどうこうするという事はないのですけれども、ただ現状で、広報・お知らせが届かないという、届かないというか配付できないという現状に対して、いろんな手法で、町では、例えばコンビニに広報誌を置いたり、それから支所ですとか役場ですとか、そういったコミセンですとかそういったところにも置いてございます。そういうところに寄っていただいたときには、ご自由にお持ちくださいになっているのですけれども、なかなかそういうことも十分に浸透していない現状があるのも当然私どもはわかっておりますので、そういった部分についても、今後、一番どのような方法で改善あるいは解決していけるのかなという思いではありますので、引き続き、公区長の皆さん方と協

議をさせていただいて、これからも何とか配付ができるような形で検討を続けていきたいというふうにも考えているところでもあります。

○委員長（芳滝 仁） ほかに総務費に質疑のある方。

（関連ではありませんの声あり）

では、審査の途中でありますが、この際、11時20分まで休憩をいたします。

11:07 休憩

11:20 再開

○委員長（芳滝 仁） では、休憩前に引き続き、会議を開きます。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 3点についてお伺いいたします。

1点目は、ページ数53ページ、10目企画費の19節負担金補助及び交付金の中の14コミュニティバス運行費補助金であります。

昨年より本格運行でスタートしておりますコミバスであります。期待は大変大きいものがあつたにもかかわらず、利用がなかなか伸びていないのではないかとということを見て率直に思っているところでもあります。

それで、本年度のこの予算の中では、利用をどの程度まで見込んで実施されていくのか、利用促進のための取り組み、PR活動でありますとか拠点となる場所の魅力を発信させるようなことですか、そういった取り組みについての今年度のお考えがあればお示ししたいと思っております。

次に、ページ数では61ページであります。20目の新庁舎建設にかかわりまして、15節工事請負費、1新庁舎建設工事であります。いよいよ基礎もできまして、本格的な工事に入っていられると思っております。ここで昨年度多くの議論を重ねた結果、幕別町では免震工法が取り入れられることになりました。その工事が進められることと思っております。

ただ、この免震方法にかかわりましては、きのうですか、ゴムの劣化が生じたあるところの公共施設での問題などというのも報道されておまして、幕別町ではそんなことには絶対至らないとは思っております。しっかりとその工事過程、そういった管理も含めて改めてどういった事業の中身で、どのように進めていくか、示していただきたいと思っております。

最後です。ページ数では、63ページの1目総務費であります。まず19節負担金補助金交付金の中の細節4滞納整理機構につきまして毎回お尋ねをしております。なかなか十勝圏全体で広域事業として取り組まれているという流れから、この事業そのものがなくなっていくというそのもどかしさは感じているところではありますが、しかし、現実に予算化されておりますので、実際にことしはどのぐらいの滞納整理機構に委ねることを考えていられるのか。改めて、滞納整理機構に委ねる判断、基準はどんな基準でやられるのか、お伺いいたします。

次、関連するのでありますが、同じく63ページの賦課徴収義務にかかわりまして、先日の一般質問で、野原委員が国保税の徴収のあり方について質問をさせていただきました。そこで、差し押さえにかかわって基準をきちっと設けて、そして進めるべきだという提案をさせていただいております。今年度の賦課徴収に当たって、その基準づくり、マニュアルづくりは実際になされていくのかどうか、伺います。

○委員長（芳滝 仁） 企画室参事。

○企画室参事（細澤正典） コミュニティバスの運行費補助金のご関係でございます。運行費補助金、昨年と比べますと300万円ほどふえている形になっておりますが、運行率をどの程度に見込んでいるのかというようなお話でございました。まず、補助金の上昇理由からご説明させていただきたいと思っておりますが、この補助金に関しましては、運行率ということではなくて、実際にかかった経費に対してその収入を引いたうちから国庫補助金をいただくという形になっておりますが、実際に27年度に

ふえているのは車両の償却分が、これも国庫補助で見られているところなのですが、この金額が下がっていると、要するに国の計算上の償却のあり方と実際の町の償却にかかわる分の考え方が異なっているという形で、償却分に係る国の補助金が落ちている関係上、この27年度の補助金がふえているという状況であります。

それと、コミュニティバスの運行の状況であります。昨年度、25年の10月から3月までの9カ月間の実績で言いますと、幕別線が1日平均23人、1便当たり4.6人、札内線が26.6人、1便平均が5.3人ということで、合計いたしますと1日平均49.6人、1便平均5.0人という状況でありました。今年度に入りまして、4月から2月までの期間であります。幕別線が1日平均14.4人、1便平均が2.9人、札内線が1日平均23.6人、1便平均4.7人ということで、合計で言いますと1日平均38人、1便平均3.8人という状況になっております。町といたしましても、何とか多くの方に乗っていただきたいということで、バスの中に絵手紙を展示したりですとか、夏フェスタでコミバスを展示して乗り方を説明したり、お子さん方に塗り絵を描いてもらったり、ペーパークラフトを配布したりということで、何とかコミバスに親しんでいただくということで取り組んできたところです。また、出前講座等でもコミバスについて説明したり、広報でも乗り方の説明を載せています。

そうやっておりますので、今年度に関しましても、今までの取り組みを継続して、何とか向上させていきたいというふうに考えておりますが、実際の見込みとしては、幕別バスの1便当たりの乗車率を3人に、札バスについては5人を目標として運行しておりますので、この目標に達するよう努力してまいりたいと思っております。

○委員長（芳滝 仁） 都市施設課長。

○都市施設課長（笹原敏文） ご質問の2点目の新庁舎の関係でございます。

まず初めに、免震装置の関係でございますけれども、きのうニュースでございました東洋ゴム工業のデータの改ざんがあったというようなことでございますが、本町の新庁舎の建設工事に当たりましたは、免震構造ということで通常の建築物とは違いまして、通常でありますと建築確認申請をするという手続だけなのですが、それ以外に前段に大臣認定という手続がございます。その大臣認定を受ける際に、どういった具体的な免震装置をつけるのか、想定しているのかというのをメーカーを指定して設計をしなければならないということになっております。本町の場合は2社指定をして、それに基づいた値によって設計のほう進めてまいりました。国内、現在の免震装置の製造メーカーが12社ございまして、それぞれやはり微妙にその性能値が違うものですから、大臣認定を受けるに当たっては、具体の取りつける製品を指定をして設計しなければならないということになっておりまして、そのようになっています。うちその2社につきましては、現在このニュースになりました東洋ゴム工業を除いた業者となっておりますので、東洋ゴム工業のものがまずは入ってくることはなっていないということです。また、大臣認定を再度取り直して行うということもできますけれども、もう既に東洋ゴム工業のほうから、大臣認定の取り消しの手続がされておりますので、今後においては同様な製品が入ってくることもないのであろうというふうに考えております。

また、建築後の管理についてでございますが、これにつきましては、庁舎建設の特別委員会ですとか、この予算の審議の中でもご説明申し上げておりますけれども、毎年行う点検ですとか、5年に一度、10年に一度といった点検方法が決まっておりますので、そうした点検方法によりまして行ってまいりたいというふうに考えています。

○委員長（芳滝 仁） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） まず、滞納整理機構に委ねている金額はということなのですが、一応今まだ検討中ということでもありますけれども、13件委託しようか、引き継ぎにしようかなと思っています。金額につきましては、1,500万円から2,000万円の間になるものかなというふうに考えております。

次に、その機構に引き継ぐ場合の判断基準ということなのですが、まず大口滞納者であると、そして納税に対して全く誠意がない者、やはり督促状を出しても全く反応もないと、そのような全く

納税に対して誠意が見られない者、次に資力がありながら連絡もとれず、また町税を納付しない者、また、他市町村に財産がある可能性があると思定される者、最後に整理困難なる事実、例えば地縁、血縁ですとか、そういう関係上どうしても集めづらい、そういうような者を機構に引き継いでいるものでございますけれども、その際につきましては、あくまでも滞納者の側に立った形で機構のほうとも十分な検討を加えて引き継ぎをしているものでございます。

続きまして、滞納処分に対して基準を持ってマニュアルづくりをしているのかということなのですが、私ども基本はマニュアルは法律各国税徴収法であるとか地方税法であるとか、そのような形がマニュアルだというふうに考えております。ただ、そうはいつでも滞納者には本当に困っている方、いろいろな方がいらっしゃる。それは我々と滞納者の方のご相談の上、いろんなケース・バイ・ケース、マニュアルに書いても書き切れないようないろんなケースが想定されますので、そういう形は滞納者の方と私どもの形で、ご相談していただいて対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今の滞納のほうからお尋ねしますが、マニュアル化がなかなかたくさん項目があって難しいというような感じではないかと思えますけれども、そういうことを求めているのではなくて、国税徴収法に基づいてやるというのはこれは法があって進むというのはこれ大原則ですから、それは当たり前のことといたら申しわけないのですけれども、そのとおりですよ。

ただ、その滞納してはならないという国税徴収法の中の決まりがありまして、その決まりというのは、文書の中で三つあって、その一番大事なところは2番目の滞納処分を執行することによってその生活を著しく急迫するおそれのあるときはやってはなりませんよ。この辺の判断が一定程度の数字ですとか、そういうものでマニュアル化されていかないと、なかなかこれ、このとおりにならないのではないかと。つまり、前回ありましたけれども、預金通帳 34 円残高を差し押さえましたよというこれが幕別町の実態でしたよね。その 34 円というそのだけを見てということであれば、これはもうそこから考えられる生活状況というのは、もう推して知るべしでわかるわけですからね。実際には他町村に資産があるとか、そういうことであれば別なのですから、そうした場合に一定のその税務課の職員の方たちが対応する基準ですね、そういうものが明記されていけば、もっとそういった心配されるような事態もなくなってくるのではないかというふうに思うわけです。

既に帯広市が滞納マニュアルを策定して進んでいるということは何度も紹介してまいりました。幕別町でもそういった明確な基準を持って行うべきだというふうに思いますので、改めて答弁をいただきたいと思えます。

それと、コミバスなのですけれども、交通弱者、特に高齢者ですとか障がい者ですとか子どもたちですとか、そういう人たちの交通手段として出発いたしましたね。それで、そのときに、もう一つは多発する交通事故などの中で、特に高齢となった方の事故も多いという中で、こういう方たちをなるべく公共交通機関を利用していただいて、促進をしてそういうことも防いでいくことができれば、より効果は高まるということでありました。

今のような運行を続けていくと、なかなかわかるのだけれども、自分たちが目的を達するためにはコミバスではなかなかかなわなくて、ついつい車を運転していくのですよという高齢者の声も聞かれます。それで、私はもともとそういう事故防止も含めまして、せっかくの事業でありますから、活用していただくためのその知恵を住民からもっともっと出していただいて、この 1 日平均 5 人というのが札内で 5 人、幕別で 3 人というのがことしの目標ですけれどもね、あれだけのバス走っているわけですから、もっと利用がふえるような取り組みが必要だと思うのですよね。それで、一つには、そういった住民の皆さんの声をどれだけ酌み上げて反映しようとしているのか。こちら側だけの PR だけではなくて、住民の皆さんが実際にどういうふうだったら使いますよという声を酌み上げていくことが大事だというふうに思います。

それからもう一つ、私も住民の皆さんから聞く中では、これは地方路線バスを圧迫するからできな

いのだと、補助金の関係でだめなのだということを聞いておりましたけれども、幕別、札内を結ぶような運行が1日の中に一つでもあったら、これまた違うという声も聞いております。そういった補助金をもっている壁というようなものがあるのだらうと思いますけれども、そういうものの働きかけ、解消できるものであれば、解消をすることによって利用がふえるということも想定されます。そういった働きかけなども全く不可能なのかどうかということも含めて、お答えをいただきたいと思います。

はい、東洋ゴムを新庁舎の免震は使われないということでもありますから、今回の問題とは直接かかわってこないのだらうというふうに安堵いたします。ただ、ゴムの劣化というのはもちろんいろんな技術が進められて大丈夫だということで、大臣の認可ももらって建てていくということでもありますから、そういうところでいろいろありましたけれども、免震を選んでここまで来たという経過がありますから、新しい技術を導入するだけに細心の注意を払いながら、当然劣化して交換する時期も迎えてくると思いますから、そういったところまでの方針を持ちながら取り組んでいただきたい、このように思います。

それと申しわけありません、庁舎建設のところでもう一点お伺いしようと思っておりました。

既に今回の予算の中で、新庁舎にかかわる初年度の新しい備品もう買いますよという項目が出されてきました。これも前回お尋ねしたものでありますが、一体今年度は何を、まだ庁舎はできていないわけですからね、それで何を買おうとされているのか。そして、もう一つは前回お尋ねしたときになるべく古いものを活用するのだと。新しいものは予算がかかるから古いものを活用する。その際に、確かにそれは大事なことなのですけれども、しかし古いものを持ち込んで一定の短い期間でもう使えなくなってしまったと。二、三年の間にどんどん更新していかなければならないよということであれば、メーカーさんに直接設置してもらおうことを考えれば、今こういった新庁舎を建てるときに、むしろそういう入れかえのことも含めて考えたほうがいいのではないかというご提案をしたときに、きっちり見積もりもとって、その辺も確認した上でやっているのだということでありました。一体どのぐらい金額に違いが出てくるのか、そういったことも改めて新年度の予算でありますから、確認をした上で、これをよしとするかは別としまして、お伺いしておきたいというふうに思います。

○委員長（芳滝 仁） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 今の中橋委員さんの質問なのですけれども、先ほどもお話ししたように、いろいろなケース、滞納している状況にはいろんなケースがあります。その中で、私どもいきなり滞納処分をさせていただくという形はしません。あくまでも滞納処分の前には、滞納処分の事前通知書という形でその文書を送っております。そのときに、何でもいいですから電話の1本でもくれれば、私どもそんな滞納処分なんてしません。法的には10日以内にどうのこうのという形でいろいろ書いてみますけれども、それはそれという形でご相談に応じているものでございます。ですから、過去の委員会でも何回も言っているように連絡をくださいと、そのようなお話をしているものでございます。

そして、マニュアルをつくるということなのですけれども、これについてもマニュアルをつくってしまうと、先ほどの答弁の繰り返しになるのですけれども、画一的なものになってしまう。いろんな100人の滞納者がいれば、100人のいろんなケースがあります。それをマニュアルにすれというのは非常に難しいのかなというふうに考えています。ただ、今、中橋委員さん言われたように、帯広市でそういうマニュアルをつくってらっしゃるということですので、そこら辺を取り寄せて研究をしてみたいなというふうには考えておるところでございます。

○委員長（芳滝 仁） 企画室参事。

○企画室参事（細澤正典） コミバスの関係でございます。利用者の声をというようなお話でございました。このコミバスに関しまして、地域公共交通確保対策協議会の中で、いろんな実態等もご報告しながら協議させていただいております。このような協議会、もしくはあと出前講座とかで住民の声をより聞くような形の中で取り組んでいきたいと思っております。

あと、高齢者の関係なのですけれども、コミバスの中で運転免許証を返納された65歳以上の方には、1年間有効の半額乗車券をお渡しして利用促進を図る制度も行っておりますが、今までのところこの

実績というのはまだ上がっていないという状況です。

あと、幕別一札内間を結ぶような運行というようにお話でございましたけれども、やはりこの補助を受けて公共機関を結ぶという形で行っておりますので、今の形態を続けていきたいというふうに考えております。ただ、やはりこれもコミバスの制度として乗り継ぎ割引券を配付してございます。コミバスから乗って、通常のバスに乗った際に割引制度もございまして、これでコミバスを使って通常の公共交通に乗っていただくというように形で利用していただければと思っております。

○委員長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 私のほうからは新庁舎の免震ゴムについてちょっと補足の説明をさせていただきます。確かに、心配される向きあるかと思えます。今、現場のほうで選定していただいているのは、地元企業にかかわるような企業のメーカーさんが実は今、施工のほうに向かっていただけというふうに情報を得ております。そういった商品を選定している中でありますけれども、まず、施工前に関してましては性能表ですとか、あるいは大臣認定のそういった型番ですとか、そういったそのデータ値を確認をさせていただいております。それから施工時、これからですけれども、施工段階ではその製品精度であるとか、現物を見て現地の確認を町の検査員が、監督員が対応するという状況でございます。ただ、施工したものを実際に揺らすわけにはちょっといきませんので、これはあくまでもデータ値ということで確認をしていくという状況になるかと思えます。

それから、施工後に関しましては、その製品証明であるとかあるいは製品の保証書というようなもので担保をとってまいりたいというふうに考えています。それから、ゴムの劣化度ということに関しましては、メーカー値としましては60年実はずののだと。その60年の劣化部分を差し引いた数字が設計値であるということですので、その伸びしろというか余白、何というのですか、そののりしろというのでしょうか、そういったものを差し引いた数値をもって現場に納めているということですので、メーカーでは60年間は劣化部分を見込んだ形で納品されるという考え方があります。

それから、定期の点検をするということにはなるのですが、メーカーとのいろんなお話の中では、ただ当面は毎年毎年点検を実施しますけれども、変異がそれほど出てこなければ、大きな地震時以外のときに関しましては、年数を隔年にするとか、あるいは5年にして検査をしていくということが可能でないかと、毎年検査をしていって変異の状況を見ながら、変異がほとんど起きていなければ大きな地震時に見ていくと、あるいは5年程度の間隔をもって点検することも可能でないかと。当面は、毎年毎年点検料というのは必要になってまいりますけれども、年数がたってくれば、その変異の状況を見て、それほど大きな検査費も点検料もかからなくなってくるのでないかというふうに思っております。

大変新しい工法ですので、我々も注目しているところであります。ぜひ、そういった形でつぶさに状況を見守ってまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○委員長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（境谷美智子） 新庁舎の備品についてでございます。今年度、何をかうかというところですが、ブラインドを中心として、応接セットですとかカウンターとか完全にでき上がってから全部搬入するというもの以外のものも含めて、今年度中に発注をして、でき上がったフロアからブラインドをつけていくとかという形で購入するものを計画しております。それから、工期が3月30日ですので、その前に搬入してということも考えておりますので、今年度の予算計上となっております。

それと、再利用に関してですけれども、こちら、前回の質問でもいただきましたが、片袖机とか両袖机、それから事務用の椅子、それから今職員が使っているロッカー、それらを再利用すると考えております。片袖机にしましては、もちろん各課で使えるもの、使えないものを昨年度きちっと出していただきまして、再利用できるもの131台というふうに試算して、残り分庁舎内、臨時職員も含めまして机という形では約200台ほど必要ですけれども、それら1台の単価7万4,700円となっておりますことから、例えば机だけでもこの分を全て購入するとなりましたら、約1,000万円ということにな

ります。その分を再利用にしていくという形です。

委員おっしゃっていただいたように、二、三年で更新していくようなことをしないようにというところでは、私たちも十分考えまして、机等使えるものという形をちゃんと精査しながら出しております。

私、言い方の中で今年度という言い方をしましたけれども、27年新年度のものと理解していただけたかと思えます、申しわけありません。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 見積もりの違いは見たのですか。

○委員長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（境谷美智子） 済みません、入れかえの差額もという意味ですかね。今年度予算に計上させていただいて、役場用の調度備品として約7,000万円計上していますけれども、これらを全部新品にすると、それプラス約2,000万円ぐらいがかかるであろうと考えています。プラス2,000万円ぐらいを再利用しようと考えています。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○委員（中橋友子） まず、免震方法につきましては、ゴムそのもの耐用年数は60年ということでありますから、60年ということであれば、庁舎そのものの耐用年数は何年だったのでしょうか。マッチしているのだというふうに今ここで聞くのはどうかとは思いますが、しかし、確認をしておきたいと思えます。

それと、滞納整理機構のことで、職員の皆さんが努力されていろんな対応されているということをも十分理解しているつもりです。その上に当たって、これはね、課長お答えになりました、もとは法律があるから大丈夫なのだ、それでいろんな対応してここまで来ているのだということなのですから、しかし法律は一つでも、全国的にいろんな問題が出てきたことはご承知だと思います。一般質問で紹介したのは、児童扶養手当が差し押さえられてだめになったよとかね、それからそういった細かなことをなくそうということで、県単位でマニュアルをつくらうというふうに踏み込んでいる、これはどこでしょう、神奈川県ですか。結局、基本に法律があるからどこも全国同じようになっているのだということではないわけですね、違いがある。そこには理事者側の判断があるからですよ。だからその判断をどこに持っていかという一定のマニュアルというものはあったほうが、皆さん仕事はずっとしやすいと。画一的にやれというのではなくて、そういった違いを生じさせないようにやるのが大事ではないでしょうか。

それから、庁舎の備品のことは、新しく買って7,000万円、それを古いものを利用しなかったらプラス2,000万円、9,000万円ということですね。2,000万円の違いというのは確かに大きいと思えますので、そういう手法をとられたのだなというふうには思いますが、しかし、搬入の経費とかいろんなことがここには入って、搬入の経費といっても職員の方が運ぶのだらうというふうには思えますからね、そうであれば職員の人件費というふうになるのかなとは思いますが、最大、何というのですか、結果としてトータルで経費も多くつかない、それから職員自身もそれを言ってしまうとなかなかいかないか、結果として、備品そのものが有効に活用されて、職員の皆さん自身も効率の上がる事務作業につながるということが大事なのだというふうに思えます。全然障害がないと、パソコンのコードが見えるだけとかといろんなことがありましたからね、そのパソコンのコードが見えることが障害になるとは私も思いませんけれども、必要なシステムを入れることによって事務効率が上がっていく、それからトータルで見たら、長いスパンで見たら、新しいものに切りかえたほうが良いというもののはきちっと決断をして切りかえていくということも大事ではないでしょうか。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 耐用年数の関係でございます。耐用年数の考え方に関しましては、いろんな捉え方があるものですから、固定資産の例えば減価償却ということになりますと、50年というような

ことが出てくるかと思えますけれども、公営住宅なんかの場合ですと70年という一つの目安がございます。ただその半分で建てかえ対象になるとかという基準がありますので、一概に何年という明確なものというのはちょっと定まったものがないのですが、我々この建物に関しましては、まず50年を一つの目標としてもたせるのだと。当然のそのなかでは設備であるとか、そういった更新をしていかなければいけないもの、あるいは部分的に防水であるとかそういったものは10年とかというようなことにもなってきますので、一概にその建物全体ということにはならないのですけれども、一つの目標としてはまず50年と。それを上回る耐震性能を持っているものを今回採用したという考え方であります。

○委員長（芳滝 仁） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 滞納処分の関係でございますけれども、まず、この滞納につきましては、本町の手法ということですが、それには先ほど課長がご説明申し上げましたように、これ基準がないということではございません。まるっきりルールがないということではなくて、町からの再三再四の働きかけに応じない、それと分納の約束をしていても全然守らないだとか、そういった場合についてのみ滞納処分をするというような意味合いでは、内部での取り組みといたしましうか、そういったものはあるということでございますけれども、明確な例えば財産調査をして財産が幾ら以上だったとか、そういった金額的あるいは差し押さえの34円というお話もありましたけれども、そういった金額の明確な基準というものがございませんけれども、その一定の方向としてのルールはあるということでご理解をいただきたいと思えます。

帯広市の例もございましたけれども、帯広市がそういったマニュアルをつくっているということでございますので、そういった帯広市の例を、今後、調査研究させていただきたいというふうに考えております。

備品の関係でございますけれども、先ほど課長のほうからもありましたように、約2,000万円程度減額になっているということでございます。これについては、そういう効率性も含めて検討がなされたのかということでございますけれども、当然これは、使えるもの、使えないものを判断する上で、ある低度長い期間、例えば10年なら10年以上使えそうなものということで判断をしておりますので、そういった意味で、2,000万円からの一般財源がこれ違うわけですから、これについては当然使えるものは使うという判断をしたところであります。

例えば事務机でコンピューターの配線の関係だとか、若干その見た目といたしましうか、そういった部分で、支障はないのですけれども、こう見た目とかそういった面でちょっと不都合な部分は多少は出る可能性はありますけれども、そういったものも含めて使えるものは使っていくということのほうが、より財政的にも、職員の職務上の効率の面でも特別支障ないということですから、そういった面を総合的に勘案した上で使えるものは使うという判断をいたしているところでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（芳滝 仁） 藤原委員。

○委員（藤原 孟） ページ、54ページ、AEDの件についてお尋ねいたします。

公区長会議で、AEDの増設はそのときは予算がないので増設はできないということがあったと聞いております。今回、この3万円という、これはリースの予算なのですけれども、全体的に見ましてAEDの設置増設の予算は計上されているかどうか、お尋ねいたします。

○委員長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（境谷美智子） コミセンに関しましては、あの時点で近隣にAEDを置いている公共施設がないとか、そういういろいろな状況を判断したところで、旭町のコミュニティセンターは近隣にAEDがないということで、そこを設置したいということで予算化しようとしたところですが、たまたま寄贈をいただいたものがありましたので、そちらを置きましたけれども、今のところ新年度予算でコミセンという考え方の中では、北コミセンにつけた1台というふうに考えておりましたので、予算計上はしてございません。

○委員長（芳滝 仁） 藤原委員。

○委員（藤原 孟） では、ほかのところに予算を計上するという事はないと。よく、あなた方は予算がないという言い方が多いですね。でも、要するに予算を計上しないから予算がないのだという言われ方を、私たちはそういう受け取りが多いという。それと、それはそれでいいのですけれども、旭町の近隣センターは企業貢献で寄附されたと聞きました。いつ寄附されて、これは取り扱いの説明会、当然、住民が受けなければ適切な運用はできないと思いますが、いつ説明会をなされるのか、まず伺います。

○委員長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（境谷美智子） こちらは、2月の中に寄附をいただきまして、その後すぐ公区長さんを通して、そこに置かせていただくということで設置いたしました。それで、今おっしゃられるとおり、公区の皆さんに広く使い方等学んでいただきたいということで、来週、ちょっと何日か申しわけありません、来週中に消防のほうで、あそこの公区だけでなくほかの旭町1旭町3も含めて皆さんにご案内してAEDの講習をする予定です。この後も何回かに分けて、続けていきたいというふうには考えております。

○委員長（芳滝 仁） 藤原委員。

○委員（藤原 孟） 取り扱いの説明会を開くまで1カ月以上投げられていますよね。これはね、この間に、旭町は特に高齢化しております。また近隣センターで、あそこで葬儀があったとき、実際倒れた方もおります。そういうことを考えると、寄附した少なくとも10日以内には、消防についていつ説明会、取り扱いの開催を早々にすべきではないかと。こういう行政の行動の動きが鈍いと、町長いつも高齢者に安心・安全な町をつくるのだなどと言ってるけれども、あなた方は一つもそういうことを感じていないのではないかと。私は非常にこの企業に対しても失礼だと思うのだ。1カ月以上も使えない。要するに寄附されたその段階で、このものは町のものでしょうか。それを早くやはり住民に使えるようにするのがあなた方の役目だろうと私は思うのですけれども、そのことに関しての1カ月近く運用ができない。もしかしたら誰か助かったかもしれないのだよね。そういうことについて、答弁願います。

○委員長（芳滝 仁） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 今の北コミセンのAEDの関係でございますけれども、公区のほうから設置要望がございまして、企業のほうからご寄附を受けまして設置できたということで、非常に大変よかったというふうには考えてはいるところなのですが、具体的な取り扱いについて、公区のほうからはなるべく早く取り扱いについての講習会をというようなお話だったのでございますけれども、うちのほうでは、健康推進の関係もあったものですから、そちらのほうとの絡めてもうちょっと具体的に伺いましょうか、そちらも絡めて一緒にあわせてやろうかなというふうに思っていたのですが、その手続がちょっとおくれておまして、先般、消防のほうで、まずは取り扱いについての説明を先に行こうということで話がまとまったところでございまして、その件に関しましてはうちの対応がおくれたということで、大変申しわけなく思っております。

○委員長（芳滝 仁） 藤原委員。

○委員（藤原 孟） そういう答弁は、いわゆる民間用語で言うと、これは職務怠慢というのだよ。そのことをやはりあなた方しっかり頭に入れて行動しなければ、今度、新しい町長ができる、そこであなた方は変わるのだという気持ちを見せない、何の選挙にもならないし、何の職員でもないのだよ。私はそういうことを伝えて、質問を終わります。

○委員長（芳滝 仁） 総務費はほかにありますか。

（なしの声あり）

2款総務費につきましては、ほかには質疑がないようでありまして、以上をもって終了させていただきます。

この際、13時まで休憩をいたします。

○委員長（芳滝 仁） では、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3款民生費に入らせていただきます。

3款民生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 3款民生費についてご説明申し上げます。

71 ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、予算額3億8,585万4,000円であります。

本目は、福祉施策全般に要する経費であります。

1節報酬、細節1は、社会福祉委員64人分の報酬であります。

19節負担金補助及び交付金、細節4は社会福祉協議会の運営及び各種福祉団体への支援に係る補助金であります。

細節5は、民生委員の活動に対する交付金であります。

72 ページになります。

2目国民年金事務費、予算額306万5,000円であります。

本目は、国民年金事務に要する経費であります。

3目障害者福祉費、予算額7億3,615万円あります。

本目は、障がい者の支援に要する経費であります。

7節賃金、細節6は障がい者の就労に対する賃金であり、就労意欲を向上を図ることを目的とした事業であります。

73 ページになります。

11節需用費、細節30は障害福祉制度などを網羅したガイドブックを作成するものであります。

13節委託料は、障がい者の自助生活支援に係る各種の委託事業であります。

74 ページになります。

20節扶助費は、障がい者の福祉サービス等に係る支援費を初めとして、日常生活用具や交通費などにかかわる扶助であります。

75 ページになります。

4目東十勝障害認定審査会費、予算額282万7,000円あります。

本目は、十勝東部4町で共同設置をしております障害支援区分認定審査会の運営に要する経費で、毎月1回開催するものであります。

5目福祉医療費、予算額7,117万2,000円あります。

本目は、重度心身障害者及びひとり親家庭等の方々に対する医療費補助及びその事務に要する経費であります。

76 ページになります。

6目老人福祉費、予算額4億4,356万7,000円あります。

本目は、高齢者福祉全般に要する経費であります。

77 ページになりますが、12節の細節15を初めとして、13節の細節5と次のページになりますけれども、14節の細節6についてであります。緊急通報システムに係る経費でありまして、平成28年4月から十勝消防広域化に伴い、通信指令室が廃止となりますことから、コールセンターにて緊急通報に係る業務を一括管理する方式にシステム変更することになる予定であります。

19節負担金補助及び交付金、細節3は老人クラブ連合会の活動に対する助成であり、細節5は公区など地域が主催する敬老行事に対して奨励金を交付するものであります。

20節扶助費は、細節2の老人ホーム入所者に係る老人保護措置費や次のページになりますけれども、

細節3の社会福祉法人等が介護サービス利用料を軽減した場合の扶助などが主なものとなります。

7目後期高齢者医療費、予算額3億9,533万9,000円であります。

本目は、後期高齢者医療制度に要する経費であります。

19節負担金補助及び交付金は、療養給付費等に係る町の負担分で、給付費の12分の1に相当する額となります。

8目介護支援費、予算額1,784万1,000円であります。

本目は、要支援認定者に対する介護予防プラン作成に要する経費であります。

80ページになります。

9目社会福祉施設費、予算額281万6,000円であります。

本目は、千住生活館の管理運営に要する経費であります。

81ページをお開きください。

10目保健福祉センター管理費、予算額2,209万8,000円であります。

本目は、保健福祉センターの管理運営に要する経費であります。

82ページになります。

15節工事請負費は、屋上の防水補修工事であります。

11目老人福祉センター管理費、予算額734万8,000円であります。

本目は、老人福祉センターの管理運営に要する経費であります。

83ページになります。

12目ふれあいセンター福寿管理費、予算額3,053万8,000円であります。

本目は、ふれあいセンター福寿の管理運営に要する経費であります。

84ページになります。

19節負担金補助及び交付金の細節3については、忠類デイサービスセンターの事業が平成27年度から社会福祉法人幕別真幸協会へ移管となる予定でありますことから、所要の経費を計上するものであります。

介護サービス事業費について、忠類デイサービスセンターの事業移管に伴う廃目となるものであります。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、予算額4億4,140万3,000円であります。

本目は、児童福祉全般に要する経費であります。

1節報酬、細節1は、次世代育成支援対策地域協議会委員13人分に係る報酬であり、子ども・子育て支援事業計画の点検・評価等を担っていただくこととなります。

86ページになります。

2目児童医療費、予算額1億791万1,000円であります。

本目は、小学校卒業前までの児童に係る医療費扶助及びその事務に要する経費であります。

3目施設型・地域型保育施設費、予算額3億7,594万1,000円であります。

本目は、平成27年度から子ども・子育て新制度が施行されることに伴い、目の名称を常設保育所費から施設型・地域型保育施設費に改めるものであります。幕別地域5カ所の認可保育所の管理運営に要する経費であります。

88ページになります。

13節委託料、細節9は、青葉保育所の指定管理者業務に係る指定管理料であり、細節11は、札内南保育園の運営に係る委託料となります。

89ページになります。

4目へき地保育所費、予算額8,097万円あります。

本目は、幕別地域5カ所、忠類地域1カ所のへき地保育所の管理運営に要する経費であります。

なお、幕別地域のへき地保育所は、新年度から保育期間を通年化したところであります。

90ページになります。

13 節委託料、細節 5 は、忠類へき地保育所の運営に係る委託料であります。

5 目発達支援センター費、予算額 1,670 万 9,000 円であります。

本目は、発達のおくれ等に対する相談や支援などに要する経費であります。

91 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 4 は、南十勝 5 町村で共同設置している南十勝こども発達支援センターに対する負担金であります。

6 目児童館費、予算額 5,409 万 3,000 円であります。

本目は、児童館 3 カ所及び学童保育所 6 カ所の管理運営に要する経費であります。なお、新年度から入所児童を小学校 6 年生までに拡大するものであります。

92 ページになります。

7 目子育て支援センター費、予算額 2,232 万 9,000 円であります。

本目は、幕別子育て支援センター、忠類子育て支援センターの運営に要する経費であります。

13 節委託料、細節 5 は、忠類子育て支援センターの運営に係る委託料であります。

93 ページになります。

3 項 1 目災害救助費、予算額 550 万円であります。

本目は、災害見舞い等に要する経費であります。

以上で、民生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

増田委員。

○委員（増田武夫） 2 点お伺いします。

ただいまの説明があったわけですが、84 ページにふれあいセンター福寿管理費の中に、19 節の負担金補助及び交付金としてデイサービスの関係の 906 万 4,000 円が計上されておりますが、デイサービス、今度真幸協会のほうに移管するという、ふらっと忠類のほうに委託するということなのですが、今までデイサービスは福寿の中で行っていたのですが、その実施方法はどのようになるのか、ちょっと教えていただきたいのと、昨年はこの介護サービス事業を社会福祉協議会のほうに委託していたと思うのですが、その委託料は 2,639 万 2,000 円、去年の予算を計上されておりますけれども、今度 906 万 4,000 円で、差額というものはどういうところから生じてくるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから 89 ページですけれども、へき地保育所の関係であります。へき地保育所何カ所もある中の忠類へき地保育所は、運営委員会のようなところに委託する形でありますけれども、これから本町の新しい計画を先日見せていただいたのですが、忠類のへき地保育所は依然としてへき地保育所のまま推移するような計画になっているようであります。しかし、やはりこの忠類へき地保育所、これは将来認可保育所に変えていく方向を目指すべきではないかというふうに思います。一部、認可保育所にする場合には、保育料が高額になる世帯も出てくるわけでありましてけれども、しかしながら、やはりこの忠類の保育所がしっかりとした形で、将来的にもそこに働いていく人も身分がきっちり保障されて働いていくこと等々を考えると、やはりしっかりと認可保育所にしていく方向をとるべきではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（稲田和博） まず 1 点目のデイサービスの関係でございますが、実施方法ということでございますけれども、基本的には現在の方法とは変わりはありません。真幸協会にお願いすることになるのですが、方法としては、今、聞いている中では、従来の中での方法と変わることはない聞いております。それで、場所でございますが、現在福寿の中で社協に委託をして実施しておりますが、その場所についても現行どおり福寿の中でやっていただくというようなことを考えております。

それから、委託料の関係でございますが、ことしの積算といたしましては、まず 1 点目あるのが、

町、それから真幸協会、社協の三者で実は事務レベルの段階で何回か検討してございます。その中で、ことしたまたまといいますか、介護報酬の改定がございました。そういったことで、今後、経営状況をどう勘案したときに、なかなか真幸協会が行っても黒字になるのはなかなか難しいのかなという試算を実はしてございます。それは、人数がふえて利用者がふえることによって収入が入ってくるというような状況になりますけれども、経営的には当分の間、結構苦しいのかなというような状況が考えられるものですから、当分その間の差額分については補填をしようという考えであります。

それから、当然、毎年利用者がふえてくることを実は願ってはおりますが、当然、企業も努力するわけですから、その分の前年度の分の差額といいますか、ふえた分の事業努力の半分は町で見ようかなという考えであります。

それから、一番大きな点は業務移管ということになりますので、内容が今までと全然変わってくるというようなことになるものですから、額面的には大幅な減ということになります。

それから、へき地保育所の関係でございますけれども、現行の忠類保育所の体制といたしましては、当分の間、現行どおり保育所の運営委員会によって運営していきたいという考えを持っております。ただ、これにつきましても、今、委員からありましたように、認可保育所あるいは認定こども園それから現行のままでいいのかという方法も含めまして、これから検討してまいりたいという考えであります。以上です。

○委員長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 忠類デイサービスの実施方法のことですけれども、今現在は幕別町が実施主体で行っておりまして、業務については社会福祉協議会に委託をしているという形です。新年度からは真幸協会が自分自身の事業として行うということで、本来の民間の事業に変わるということになります。ですから、予算的には今現在、町がやっている町の事業につきましては、係る経費を全部歳出で組むということになります。そして、利用料等につきましては、これは歳入で町の一般会計のほうで受けるという形になります。

新しい方式につきましては、民間の事業になりますので、そちらのほうで事業を行うわけですから、かかる経費も歳入も事業者のほうに入ります。そこにつきましては、どうしても現在も赤字ということで推移しておりますので、これはもう激変緩和を避けるためにも、これは一定程度補助をしなければいけないという考えをされていて、このように予算を計上しているところでございます。

なお、この事業の実施主体が変わったことによりまして、27年度の予算につきましては、若干町費の負担は減っていると、そういう状況であります。

○委員長（芳滝 仁） 増田委員。

○委員（増田武夫） まず、デイサービスの関係ですが、今のお話では、そうしたら九百〇何万円でしたか、計上されているのですが、その町の負担というものは、今までデイサービスをやって町が赤字で持ち出しをしていたと。その額と比べてどうなのか、ふえたのか減ったのか、これからはずっとそういう負担をしながらやっていくのか。なかなかデイサービス、普通やっていたら、やっている事業所は自治体からそんなに足りない分を出すよなんていうことにはなっていないと思うのですけれども、そうした特別扱いをするその理由はどこにあるのかをお聞かせ願いたいと思います。

それから、へき地保育所、従来どおりというお話でありましたけれども、やはりいつまでもこういう形、忠類の保育所、ずっと以前はお寺が運営していたものを、今回のような運営委員会が運営する形に発展したわけなのですけれども、そのやり方をずっと踏襲しているのは認可保育所にしたら、保育料の負担がふえる部分があるということが一番大きなその理由となって、今のような方式をずっととっていたわけですが、しかしながら認可保育所にした場合に、確かにふえる人も出るので、本当に困った人は、例えばゼロに保育料がなる場面も出てくるでしょうし、そういう対応をされて認可保育所になっていくわけですので、やはり職員の身分保障だとかいろいろなことを考えますと、認可保育所にしていく作業をやはり検討していくべきでないかというふうに思いますけれども、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（姉崎二三男） まず、1点目のデイサービスの関係でございますけれども、町の負担、今までと比べてどういうふうになるのかということでございますけれども、これにつきましては、平成26年度までは、幕別町の社会福祉協議会のほうに委託してございました。それが、平成27年度から真幸協会のほうにお願いするというような形になってございますので、それに基づいて、うちのほうで計算をしているところでございますけれども、平成27年度については、昨年度と、26年度と金額的にはそう変わらないような形の負担になるのかなというふうにうちのほうで推計しているところでございます。ただ、真幸協会、これからのデイサービスの計画に基づきますと、その後このデイサービス事業に精通されているということで、これから内容を協議して検討してこれから進めていくという考えでございますので、だんだん社会福祉協議会に委託している数字よりは、年々負担が減っていくというように形で推計させていただいております。

今のところ、推計上では5年、6年というぐらいには大体負担がなくなるのかなという予想を立てていたところでございますけれども、最近だんだんお年寄りの方もデイサービスに通う方が若干減ってきてございますので、推計が若干変わるかなということも見通せるのですけれども、今のところの推計ではそのような形になっています。

それで、デイサービス特別扱いという形なのでございますけれども、実は平成24年にふらっと忠類真幸協会で開催されたという内容でございます、ふらっと忠類、特別養護老人ホームの形の姿と今回のデイサービス事業、一緒にやるというような形のほうが地域にとっては特にそれが精通あるいは事業にとっていい方向に回るのかなというふうに考えているところでございます。

それから、2点目でございますけれども、認可保育所の関係でございますけれども、これにつきましても町のほうで協議させていただいているところでございますけれども、忠類保育所につきましては、将来の子どもたちの人数の推計、これが結構だんだん人数が減ってくるというふうに予想されますので、認可保育所も念頭にあったのですけれども、今のところ協議の中では、ここ何年か様子を見なければならぬかなということで検討された結果でございます。したがって、今年につきましては、認定こども園も含めまして、さらに協議を進めてまいりたいなど、検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○委員長（芳滝 仁） 増田委員。

○委員（増田武夫） デイサービスの関係、いろんな条件の中で、今までも町のその負担が赤字経営だったということで、今までのこの振興公社に移管しても余りその負担、来年度九百何万円を助成することになるのですが、それは余り変わらないというお話でありましたけれども、やはりそういう移管してやることによって、負担をこっからしてやるような形が果たしてどうなのか、その辺は十分吟味してみる必要があるというふうに思いますけれども、特別負担をしなければならないという理由がどこにあるのかということがちょっと今の話では理解できないわけですが、その辺についても1回お話しいただきたいのと、それから認可保育所の関係、やはりしっかりとした形にこの保育行政をしていくためにも、やはり認可保育所が望まれると私は考えるわけです。そうした点で今、その辺も含めて検討していくということでありましたので、しっかりと検討をお願いしたいというふうに思います。

○委員長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） デイサービス事業の出だしにつきましては、これは民間事業者がなかなか忠類地域ですからもなかなか取り組む事業者がいなかったという事情があります。当時はそれで、町の社会福祉協議会のほうに業務を担っていただくということでスタートしたものであります。社会福祉協議会のほうでもずっと取り組んできたわけですが、人員的な問題とかいろんなことで大変将来に向けては取り組みが難しくなってきたというような社会福祉協議会自体の課題が出てきました。それと、忠類地域には小規模特養ができたこともありまして、これは真幸協会がそれを担っていると、いわゆる施設サービスということになりますけれども、真幸協会はこちらの札内側でもデイサービス

は取り組んでおりました、在宅サービスについても十分精通しているということで、これぞ存じのとおりだと思います。

真幸協会としても、これを一つの契機としまして忠類地域の皆さんに在宅サービスをいろいろと周知して、そしていろいろと利用していただく、そういうような活動もしたいというお話もありました。そういうようなことがありまして、町としましてはこの社会福祉協議会が今担っていくのは非常に将来的に困難だという事情と、真幸協会が取り組むことによって忠類の町民の皆さんがますます介護保険の利用については利便性が高まる、そのようなことがあるということでこれは踏み切ったものであります。

○委員長（芳滝 仁） 特別助成しなければならんわけ。

民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 特別助成ということにつきましては、これは社会福祉協議会に委託しているときにつきましては、これは26年度の予算で申し上げますと、委託料は約2,600万円ほど組んでおります。それに対して、利用者の使用料とかまた支援費、これらの歳入が、介護報酬ですね、それらの支援費が1,700万円ほどあるということで、赤字は900万円ちょっとぐらいということになります。それにつきましては、これは社会福祉協議会に持たせるということにはなりませんので、これは町のほうで財源的な措置はしたということになります。ですから、これはどうしても忠類地区の利用者が大体今12人ぐらい平均しているというふうにお聞きしております。それではどうしてもなかなかデイサービスは収支が賄い切れないというような実情がありますので、これは現状に鑑みまして、一定程度最初は助成をしなければならない、そのように考えております。

ただし、真幸協会でもいろいろと需要を発掘しまして、これは赤字経営といいたいでしょうか、そういうものから脱却するように努力はすると言っておりますので、それについての期待はしているところであります。

○委員長（芳滝 仁） ほかに、質疑のある方。

小島委員。

○委員（小島智恵） 86ページの3目施設型地域型保育施設費に関係するのですけれども、ご存じだとは思いますが、勝毎の紙面で読者の方が投稿されるというコーナーがあるのですが、本町の保育所に奥さんが通われている保護者の方からご意見が載っていたと思うのですが、3歳以上になりますと、米飯を持参しなければならないということで、十勝管内の他の自治体では一部で温かい食事、食育等の観点で保育所のほうで米飯を提供しているところがあると。それで、幕別町ではそのようなことはできないのかといったようなご意見だったと思いますが、国の補助制度上そのようなになっていることは理解はしているのですが、確認事項もちょっと含めお伺いしますが、紙面に投稿される前に、町の担当課や保育所の職員さんなどにこういったご意見、ご相談は先に寄せられていたのか。また、幕別町と名指しされていたものすから、こういったご意見に対して紙面で町の担当課から回答されていくのか。そして、これまで3歳児以上の場合は米飯持参で対応ということでしたが、今後どのようにお考えなのか、設備や人手等のそういった問題もどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 3月の中旬に地元の新聞社のほうに幕別の町民の方から投稿というかありまして、まず1点目の先にそういった相談はあったかというようなことでございますが、その例はございませんでした。私たちが新聞に実際は十勝毎日新聞社さんですが、掲載されてから知りました。

2点目の、それに対する回答の予定はということでございますが、当初、うちのほうでも基本的には現在3歳以上児につきましては、副食のみで主食については提供してございませんので、今後のことを含めて、うちとしての見解を述べるべきかと考えていたところでしたが、その後、5日後ぐらいでしょうかね、3月8日だったと思うのですが、勝毎さんのほうで、事前に全十勝的といいたいでしょうか、この問題につきまして、十勝の状況を調べながら、国の古くは戦後から始まった、そういった基

本的には3歳未満児についてはやはりある程度離乳食等もあって負担があるので、そういった保護者の方を小さいお子さんのうちは保護していくという観点で、主食提供をするというような国の給付制度になっていたのですが、3歳以上児については、その後、特に変わりがなくそのまま今来ている状況で、それは制度も含めた中でちょっと取材特集をしていきたいということで、十勝毎日新聞社さんのほうで全十勝的な流れを調べられて、管内でいきますと、公立でやっているところは近隣ではまだございませんで、一部民間の事業者さんのほうで料金を取ったりしてお米を持ち込んで炊いて、温かいご飯を提供したりというのがありました。

その後、翌日の9日だったと思いますが、逆に最初の投稿の方とはまた別に、ちょっと視点がまた違うのかと思いますが、何ていうのでしょうかね、親子のきずなというのでしょうか、どちらかというところ、そういったことで、いい会話のきっかけになるとか、一概に冷たいご飯だからよくないということではないと、そういうことによってお母さんとかお父さんがつくったものによって、逆にそういった家庭とのきずなが深まっていく要素もあるので、私はどちらかということそのままといいこともありました。

済みません、話が長くなりました。3点目に対してなのですが、今後のうちの方向についてなのですが、その辺はうちのほうでも、毎年、保護者アンケートというのはそのことだけについてはないですが、一定毎年1度聞きしたりしているような機会もありました。こういった話も以前からいろいろございました。今後つきましては、設備投資とか保護者さんの負担とか、あと保護者さんが本当にどちらがいいと考えているかというのを改めて研究材料として、うちとして今後どうしていくかという方向性を考えていきたいと思っております。

○委員長（芳滝 仁） 小島委員。

○委員（小島智恵） 事前に、投稿前に相談はなかったという話だったのですけれども、勝毎で5日だけ特集を組まれたということですのですけれども、町としてのきちんとした回答はやはりなされるべきだとは思いますが、いや、やっていくべきだと思いがすけれども、その点についてお伺いしたいのと、あと保護者アンケート、毎年1回やっているということですのですけれども、そういったご意見も以前から多少なりともあったようですが、こういった今回新聞に取り上げられたりもしていますので、この件に関して、特化してアンケートということもやって、そしてやっぱり保護者さんによってもさまざまなお考えをお持ちのようで、そういった自己負担のこととか、あと母親、父親が炊いたご飯を持たせるということで、その親子のきずな、つながりというところで、よい面も実際あるのかなというところで、さまざまなお意見あると思いがすので、そういった特化したアンケートで広くご意見をそろえて、実際どうしていくのか方向性決められたらいいのではないかと思いがすけれども、その点についてお伺いします。

○委員長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 保護者の皆さんに対する周知ということでありまして、これにつきましては、年度当初に保護者の皆さんに集まっていただく機会もあると思いがすので、そういう機会を捉えて、新聞で投稿あったことに関しましては、一定の町の考え方等につきましては説明はしたいと思いがす。

それと、この町として今後どうするかということにつきましては、これは昔パンを共同購入した時期もあります。これは実費負担をもらって共同購入したと。そのつくっていたパンの工場が、これ町外に移転してしましまして、これ供給できなくなりました。これ大分昔の話ですけれども。そのような事情があって、そのときから3歳以上の子どもさんについては、決まりどおり持参していただくという方法をとっています。

これまで現在まで至っているわけですけれども、特に町としてこのようなご意見というのは耳にしていなかったということでありまして。ですから、今後、いろいろな機会を捉えて保護者の皆さんからご意見等をいただいて、そしてどのようなあり方がいいのかということにつきましては検討してまいりたいと、そのように思っています。

○委員長（芳滝 仁） ほかに質疑のある方。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） ページ数で言いますと 81 ページ、10 目保健福祉センター管理費、11 節需用費、細節 11 燃料費にかかわって、1 点だけ質問をさせていただきたいというふうに思います。

約 700 万円、そういう金額の予算が計上されているところであります。建物の使用目的や大きさも違うわけでありまして、忠類の福寿や老人福祉センターなどと比べても大きな数字がここに予算計上されている、そんなところであります。なるべく節約する、そういったことがやはりどの施設においても必要なのだというふうに思います。

そこでお尋ねしたいことは、以前に保健福祉センターの中で行われておりますデイサービスの関係、高齢者の方たちが寒いのだと、冬場そういう訴えがあつて、それで施設内の職員にそのことを訴えた、そんな経過がありました。どのように対応、調整されているのかお尋ねしたいということと、それから今、新庁舎ができ上がれば、保健福祉センターの中にあります民生部の 3 課が今の場所から移動するというようになってくる、そういう予定でいるところでありますけれども、これからの保健福祉センターの利用の仕方、何か方針が出ていれば、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○委員長（芳滝 仁） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） まず、保健福祉センターの燃料費の関係でありますけれども、デイサービスの利用者から温度が低くて寒いという声があつたというお話でございますが、当時そういうことがありまして、温度を上げるということで今は対応しております。それで当時、経費節減という意味で温度を下げておりましたけれども、デイサービスの関係で寒いということでもありますから、多少温度を上げておりました、その分、社会福祉協議会から負担金をいただいた、その光熱費について負担金をいただいておりますので、それを見直しをして負担を多くして部屋の温度を上げていると、そういうことで対応しております。

それから 2 点目の、保健福祉センターのこども課、保健課、福祉課が移転した後の利用の関係でありますけれども、今まず保健課の健診につきましては、移転後も保健福祉センターを利用するというであります。それから、保健課、こども課と福祉課が抜けた後の事務所につきましては、社会福祉協議会で利用する方向で検討しております。それで、社会福祉協議会の事務所につきましては、今まだ検討段階ではありますが、発達支援センターの機能拡充の用途に使いたいというふうに今のところ検討しております。それからもう一つは保健センターの書庫につきましては、福祉避難所の備蓄庫として利用したいと、現在はそういう段階であります。

以上であります。

○委員長（芳滝 仁） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 今の答弁で私が理解したことは、結局デイサービスの利用者の方に合わせた温度設定にするということにはなっていますということの答弁だと思っております。裏を返せばということになりますけれども、そうであれば、そこに今入っている 3 課の職員の皆様方にしたらば、ボイラーが館内に入るということは、まだ必要ない段階でもボイラーが入ってしまうということになっていないのかどうなのか、そのことをまず 1 点と、それからこれからの利用の仕方の中では、今もう机狭しと並んで三つの課が入っているわけでありまして、それにかかわるいろんな会合や会議を行う、そういうことを想定すれば、今までよりも、移動した後は人の出入りが少なくなるということが想定されるのではないのかなというふうに思って聞いておりました。

この温度調整のあり方が必要なのだと思うのですが、その辺が何か検討されている事項があれば、お話しさせていただきたいと思っております。

○委員長（芳滝 仁） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） 保健福祉センターの関係でありますけれども、各部屋で温度調節ができますので、必要なところだけ開きまして暖かくなるようにするというような方法で、ボイラーをたくといひますか、その時期的には若干当時よりは早まっております。ですけれども、事務所だとかそうい

う部分に必要なないところにつきましては、使用しないように努めております。

○委員（谷口和弥） 検討していることがあれば。

○福祉課長（坂野松四郎） 保健福祉センターの今後の利用の関係、人数ですね。

○委員長（芳滝 仁） いや、人の出入りがなくなるから、どういう調整をしていくのかと、温度。

○福祉課長（坂野松四郎） これからの利用の人数という部分にちょっと勘違いしましたので、人が減る分につきましては、各部屋の温度調整できますので、それに対応してまいります。

○委員長（芳滝 仁） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 最後にもう1点だけ。各部屋で温度調整はできるということでありました。ボイラーそのものは、例えば建物の西側だけが回るようにするだとか、東側だけが回るだとか、そういった調整の仕組みなどはおありなのでしょうか。利用の少なくなる中ではもしそういったことができないのであれば、そういった仕組みも持つボイラーに変更するなどの検討も必要なのではないかと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 暖房設備のあり方につきましては、これは系統ごとにちゃんと調整できるようになっておりますので、なるべく無駄のないような形で調整していくと思います。それと全館一定の温度に保たなければならないということもありますので、極端に寒くならない、そういうようなことも配慮しながら、状況に応じて適切に対応したいと考えています。

○委員長（芳滝 仁） ほかに民生費について。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 2点、90 ページ、民生費 5 目の発達支援センター、昨年度から比べまして 400 万円程度の予算がふやされております。いろいろ拡充を求めてきたところではありますが、この事業、本年度実施に当たりまして、どういう部分が拡充されてきているのか、まずお伺いいたします。

次に、その下段の 91 ページ、児童館です。児童館につきましては、これも 7 節賃金の指導員の金額が昨年よりもかなりアップしています。6 年生まで学童保育を実施するということに対する対応だというふうに思いますが、実際に希望者はどのぐらいいたのか、そして現在 5 カ所で開設されていますけれども、それぞれ予定する利用人数はどのぐらいになるのか、さらに指導員の数は今までから比べてどのぐらいふやされていくのか、また施設も手狭なところが現在でもありますが、どのように改善されて取り組まれていくのか伺います。

○委員長（芳滝 仁） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） 発達支援センターの拡充の関係でありますけれども、前年に比較いたしまして、約 390 万円ほど増額になっているところでありますけれども、これは 7 節の賃金と 4 節の共済費の関係でありまして、平成 27 年度におきまして、認定心理士の資格を持つ発達支援専門員を嘱託職員として雇用するというので、その予算が、主な要因であります。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 児童館の利用人数等についてであります。まず先に、賃金についてであります。賃金につきましては 26 年度 14 名だったのが 2 名ふえまして 16 名と、指導員を今予定しております。

あと、利用申し込み等についてであります。申し込みにつきましては、はぐるまが今申し込みが 38 名、あすなろが 55 名、つくし第 1 が 50 名、つくし第 2 が今 117 名、やまびこが 58 名、ちゅうるいが 20 名となっています。今、ちょっと前年度生というのですが、そのうちの 4 年生から 6 年生まで言いますと、はぐるまが 6 名、あすなろが 11 名、つくしが第 1 と第 2 を合わせまして 16 名、やまびこちゅうるいについては、現在のところございません。

済みません。今申し込みの実際の数で、当初予定していたものがちょっと逆転してしまいまして、済みませんが、当初予定していたものは、はぐるまが 4 年生から 6 年生まででいきますと 7 名です。

あすなろにつきましては9名、つくしが第1と第2を合わせまして9名、やまびこが3名、ちゅうるいが2名を予定しておりました。

実際の今、先ほど、一番最初に話しました指導員の2名分の拡充につきましては、現在は今つくし1とつくし2を合わせたところに2名の増員と考えております。あと施設につきましては、実際は一番気にしていたといいますか、つくしとつくし第2ということでございますが、現状の指導員の増員と、あと実際は施設を1と2を合わせまして、備品をふやしたり、あと傷んであるところを大規模修繕といいますか、例えば床を全部ワックスをもう一度やり直すとか、そういう設備的な修繕を新たにかけて、その中で部屋の面積的な広さにつきましては、現状でも国の基準で言いますと満たすことから、大丈夫だと思っているのですが、ただ、今と同じ利用の仕方をそのまま許容できるということでは考えていないですから、ちょっと人数ふえた分だけ、それに見合った中で現行の大きさについては広さで対応しようと考えているところです。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○委員（中橋友子） まず、その学童保育のほうなのですけれども、一番最初に言っていた、はぐるま38とか、あすなろ55、つくし50、これは、実際に平成27年度からスタートしていく子どもさんの人数なのですね。その中に新しく対応する4年生から6年生が、例えばはぐるまの38人の中には4年生以上は6名いますよという数字です。ですから、総人数はこうして見ますと、つくしがもともと定員ここ90のところは110、さらに第1が50ということですから、かなりのオーバーです。これはまずどういった保育内容に変わっていくのか、学童保育の保育内容です。これ、今まで小学校の1年生から3年生まででした。当然、学童ですから全員がいわば縦割りというか1年生から3年生までが一緒になって夕暮れまでの時間を指導員のもとで過ごすというのが現実でありましたけれどもね、しかし、一つの建物の中にこれだけたくさん110名ということになりますとね、本当にすごい人数です。それでそこには恐らく特別支援を必要とする子どもさんも入られているということになれば、一定程度の区分といいますか、指導員が担当する児童というのが明確にされて、目が届く保育の実施というふうになっているのかどうか、それが理想だと思えるのですけれどもね、そういうふうになるのか。

それと、基準はクリアしているといっても、定数から比べたらかなりのオーバーでありますから、今後もこの人数が推移するかどうか。推移するのであれば、やはり手だてが、いつきこれだけ多いよということであれば問題ないのですけれども、問題ないというか、いたし方ないと思うのですけれども、これからもこういう状況が続くというのであれば、抜本的な施設の対策というのが必要になってくるのではないのでしょうか、その辺はどうでしょうか。

それと、発達支援センターのほうは、認定心理士がこれから嘱託で来られるということですね、大変よかったというふうに思います。こういったことによりまして、昨年までは認定されるまで一定期間待たされる状況ありましたが、そういうことは解消されていくのかどうか。希望したらすぐきちっと発達審査のほうに対応、すぐ迎えて対応できるのかどうか、伺います。

○委員長（芳滝 仁） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） 発達支援センターの関係でございますが、認定心理士、発達支援専門員採用することによりまして、今までは保育士が行っておりました発達検査を発達支援心理専門員がやることとなりますので、保育士の業務が大幅に縮減にされます。その分を通室児童の療育に充てられる。現在、大体1人12人程度を担当しておりますが、認定心理士が入ることによりまして、それが16人から18人ぐらいに伸ばせるであろうというふうに考えております。

それから、発達支援心理専門員が入ることによりまして、検査の内容が今度、審判形式発達検査ということで、そういう方式を採用ということで備品購入とそれから研修という予算も計上させていただいておりますけれども、それによりまして、幼児期から成人期までという検査ができるようになります。将来的には学齢期の発達検査も可能になるということでもあります。

それで、平成25年度61名だったのが、今回2月末で80名を超えておりますので、非常に二十数名

ふえております。認定心理士が入ることによって、その対応は27年度可能かなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 学童についてであります。まず今のような形で今後27年度運用していくかということですが、制度上のこともありまして、現行では、大まかにいいますと、おおよそ70人を一グループとしていましたが、今後はまず1点が40人を一つのグループとしまして、よりきめ細かく見守っていくということで考えております。

実際4年生から6年生までと1年生から3年生までというのは、大分体格だとか成長のぐあいが違うものですから、そこら辺については当初は分けようかなと思っていたのですが、実際、今つくしで例に言いますと、今、4年生から6年生までが実は余り多くなくて、40人の一グループの中ということをやりますと、十五、六人で一グループということになりますので、他市町村を調べると、逆にお兄さんとして下級生を指導するというのでしょうか、そういうような形で運用しているところもあるものから、今後その辺の運用については、特につくしについてはそこら辺はちょっと十分指導員の方たちとも検討していった進めていこうと、今考えております。

それと、今後の見込みについてなのですが、今、今回はとりあえず4年生から6年生といたしても、実際、今の一度、何というのですかね、学童から出た現行の4年生、5年生、6年生、今度言うところと5年生、6年生については、もう一度退所されているものから、思ったほどやはりもうまた通うというふうにはならなかったのですが、今後これから今のいるその3年生が4年生、4年生が5年生、6年生、学童にそのまま通われるようなお子様たちがふえてくる可能性があるもので、うちとしましては2年後から3年後にかけてがマックスになるのではないかなと思っています。

人口の推移でいきますと、またそこから後になりますと、また減っていくのではないかと思いますので、これから今後ここ二、三年につきましては、実際、放課後子ども教室という学校のそういったあいたスペースですとか教室等が、なかなかそれも厳しい現状ではありますが、そういったほかのあいている場所だとか、十分学校さん側とも相談していった、そういった現状のコミュニティセンターのそういった利用できる場所がほかにもないかということ、一般の住民の利用者の方にもご迷惑することにはなりますが、そういったことで対応をこれから検討を具体的にしていこうと考えているところです。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 発達支援のほうはわかりました。いろんな保育士さんの業務も随分改善されて、その分たくさん子どもさんを見ることができるとことでありました。いろいろ状況わかった中で、私がお尋ねしたかったのは、待機者はいないのですか、要するに申し込んだらすぐ支援センターで受け入れてくれて指導していただけるのですかというところのお答えはなかったと思いますので、お答えいただきたいというふうに思います。

学童なのですけれどもね、つくし第1、第2、南小学校の対応だと思うのですが、学校そのものがマンモスで、もう本当にぎゅうぎゅう詰めの状況にあると。放課後はどこかあいた教室がそれはできるのかなとは思いますが、現実的には学校そのものもそういう現状ですよね。そういう中で、もうこの来月からスタートするわけですから、何とか子どもさんの放課後を安全でしかも目的にかなった過ごし方を一定時間保障しなければならない。そういう点では、今でももう率直に言って手狭だと思うのですけれどもね。もう今の時点から、例えば地域のコミュニティセンターをお借りすることであれば、対策はもう始めていかなければならないときではないかと思うのですけれども、大丈夫なのでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 説明員の方に申し上げます。答弁は質問の趣旨に的確に答えるようお願いいたします。

民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 児童館、これは学童保育のことですけれども、これは思ったほど4年生から6年生まで申込者が少なかったというのが実情です。当初、特につくしについては大分心配しました。学校にも実際にお伺いして、空き教室の利用がないかどうか、そういうものも学校とも話をさせていただきました。その中で、実際に募集をかけたところ、約両方あわせて百五、六十人ぐらいの申し込みがありましたけれども、このうち実際に来る方、申込者と実際に来る方と大分乖離があります。実際に来るのは大体1日平均100人から110人ぐらいでないかという見込みです。ですから、定員が90人に対しては大体2割増しで施設は受けれるようなスペースは十分できておりますので、それからいうと90人の2割増しですから110人ぐらいまでは大体対応できるということで、27年度につきましては現施設の中で対応していこうという判断をしております。

今後、さらにふえるのかどうか、これはいろいろと意向調査もしながら考えていかなければならないと思いますが、それにつきましては現施設の中でのみ込めるのでしたら、そこでやっていこうとは思っています。指導員につきましても、子どもたちが十分な保育ができるように、まずは基準どおりのまずは配置をして、その上で例えば、ある程度支援の必要な子どもさんがいる場合は、加配の形でつけて、そして対応していきたい、そのように考えているところであります。

あと、発達支援センターのほうにつきましても、これはなるべく申込者があつたら待機者が出ないように、これはせつかく認定心理士も導入しますので、その中で検査体制を十分にやっていって、なるべく早目に早期にそういう支援が必要かどうか、そういう判断をして、親御さんともどのように療育とか家庭の生活でのあり方、それをどういうふうにしたらいのかということをよく相談しながら対応したいと思っておりますので、なるべく待機者が出ないように、そのように努力したいとは思っています。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○委員（中橋友子） はい、わかりました。ではまだ待機者はいらっしゃるということなのですね。はい、わかりました。はい、努力を期待したいと思います。

学童のほうは、人数的には申し込みよりも実際に来る方が少ないので、大丈夫なのだということがあります。これは、現実に開設するとそういう状況になるということですから、そうなのだろうというふうには思いますが、6年生まで混ぜての保育というのは、4月から初めてですよ。当然、行動範囲、もちろん年齢が違いますから、その指導がしやすいという面はあるでしょうけれども、しかし行動範囲等のは1年生と6年生ですから、それは物すごく大きな開きがあると思うのです。

そういうことを考えれば、ただでさえ今でも大丈夫だといいいながらも、もう私も見せていただいていますけれども、本当にびちびちの状況です。もう目的の子どもさんを見つけようと思ってもなかなか見つけられないぐらいの元気な施設で、それはそれで皆さん生き生きとやっているのですけれどもね。しかし、そういう現状はありますので、要所要所でそういったチェックをされながら、必要な手だてはもし手前で必要なことがあれば、十分とっていかなければならない現状にあるということをお願いして、終わりたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） ほかに民生費の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

では、3款民生費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

審査の途中ですが、この際、14時15分まで休憩をいたします。

14:04 休憩

14:15 再開

○委員長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4款衛生費に入らせていただきます。

4 款衛生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 4 款衛生費についてご説明申し上げます。

94 ページをお開きください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、予算額 5,111 万円であります。

本目は、保健衛生全般に要する経費であります。

1 節報酬、細節 1 は、内科医師等 7 名と歯科医師 10 名に係る嘱託医師報酬です。

7 節賃金は、乳幼児健診や歯科健診に係る臨時職員等の賃金です。

95 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金は、細節 3 の高等看護学院に係る十勝圏複合事務組合への負担金や細節 13 番の帯広厚生病院運営費補助金などが主なものとなります。

96 ページになります。

2 目予防費、予算額 5,364 万 7,000 円であります。

本目は、感染症予防のための予防接種などに要する経費であります。

11 節需用費は、細節 70 番の定期予防接種に係る医薬材料費が主なものであり、13 節委託料は、定期予防接種に係る委託料が主なものとなります。

97 ページになります。

3 目保健特別対策費、予算額 2,902 万 4,000 円であります。

本目は、健康に関する啓発事業や各種健康診査などに要する経費であります。

98 ページになります。

13 節委託料は、各種検診に係る委託料が主なものであり、細節 12 の後期高齢者健診委託料については、新年度から全対象者に受診券を送付して、受診率の向上を図ろうとするものであります。

99 ページになります。

4 目診療所費、予算額 3,133 万円であります。

本目は、幕別地区 5 カ所及び忠類地区 2 カ所の診療所の管理運営に要する経費であります。

100 ページになります。

13 節委託料は、忠類地区の診療所及び歯科診療所の管理運営に係る委託料であります。

5 目環境衛生費、予算額 1 億 3,926 万 7,000 円であります。

本目は、省エネ・新エネ推進に要する経費及び葬斎場、墓地の管理運営に要する経費であります。

11 節需用費、そして次のページになりますけれども、12 節役務費及び 13 節委託料は、葬斎場の管理運営に係る経費が主なものとなっております。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は、太陽光発電システム導入に係るものとして 70 件分、ペレットストーブ導入に係るものとして 5 件分の補助金であります。

102 ページになります。

6 目水道費、予算額 2 億 8,302 万 3,000 円であります。

本目は、十勝中部広域水道企業団への出資金、水道事業会計への出資金、簡易水道特別会計への繰出金などに要する経費であります。

2 項清掃費、1 目清掃総務費、予算額 4 億 361 万 3,000 円であります。

本目は、ごみの収集及び処理に要する経費であります。

11 節需用費、次のページになりますけれども、細節 30 は、ごみカレンダー及び指定ごみ袋の作製に係る費用であります。

13 節委託料は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、資源ごみの収集運搬に係る経費が主なものとなります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は、幕別地区のごみを 1 市 8 町村で共同処理していることに係る本町の負担金であり、細節 6 は、忠類地区のごみを 3 町で共同処理していることに係る本町の負担

金であります。

以上で、衛生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

野原委員。

○委員（野原恵子） 95 ページ、1 目保健衛生総務費、19 節負担金補助金及び交付金のところの 10 番です。公衆浴場確保対策事業補助金にかかわってですけれども、幕別本町のほうに公衆浴場、お風呂があります。そこで、2 月でしたか、経営者の方がちょっと体調崩しまして、お風呂が入れない、そういう状況になりまして、ひとり暮らしの方ですとか、公営住宅にお風呂のない方ですとか、そういう方がお風呂を利用できないということで、本当に衛生上困難を来しているという状況が生まれました。

それで、どうするかということになりまして、帯広のほうまでタクシーで行ってお風呂に入るですとか、そういういろいろな自分でできることはやるということだったのですけれども、帯広まで行くというふうになりますと、経費もかかりますし、なかなかお風呂にも入れない、そういう状況がありました。それで、3 月からまた経営者の方も復帰されまして、お風呂を再開したということでしたけれども、高齢でいつまでやれるかわからない、そういうような経営者の声も聞かれています。

それで、今後そういうお風呂の何ていうのですか、古くなっておりますので、そういう高齢者、利用している人たちのことを考えますと、将来展望を持った公衆浴場のあり方というのを考えていかなければならないと思うのですが、その方向性、どのように考えているかをお聞きしたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 本補助金につきましては、地域住民の保健衛生上不可欠である公衆浴場の廃業を防止するために、従前から必要な公衆浴場を確保するために補助金を行っているところであります。本年 2 月、1 月に体調の関係から一時お風呂を休業されましたが、3 月、幸いなことに復帰されております。

今、町としましては、浴場としては老人福祉センター、こちらのほうに車を、バスを出しながら高齢者の方の入浴をさせていただいている状況であります。やはり本町におきましては、今、補助している事業者さんしかおりません。ここの事業者さんのお風呂につきましては、これまでもボイラー等が壊れた場合については、町といたしましても公衆浴場を確保する観点からさまざまな補助をしてきたところでありまして、今後におきましても、必要な部分につきましては、これは予算のこともありますが、事業者のほうと十分協議しながら確保を考えていきたいと考えています。

ただ、これから先、今、営業されております方の年齢等もありますので、今後、先についてはまだ不透明な段階ではありますが、担い手の方がいらっしゃるのかどうかも含めて、今後も続けていただくようなことを事業者のほうとも話し合いを進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 野原委員。

○委員（野原恵子） ぜひ、その方向性を前倒し前倒しということで対策も、こういう言い方は大変失礼なのですが、経営者の方も高齢だということを考えますと、先に手だてを打っていくということが大変大事なことだと思いますので、ぜひ担い手を育成するということも考えまして、今後早急に検討を進めていただきたいと思います。はい。

○委員長（芳滝 仁） ほかに質疑は。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 103 ページ、1 目清掃総務費の 13 節委託料 1 億 7,932 万円ということで、収集委託料、昨年とほぼ同額の予算になっています。骨格予算ということですから、政策的なものはもちろんここにはあらわれないのだろうというふうには思うのですけれども、昨年来から高齢者あるいは重度の障がい者のそれぞれの自宅前のごみ収集という要望が出されておりました。さらに高齢化

が進み、あるいは障がい者も自宅で住むということが国の政策の中でも自宅でというふうになってきていますから、そういう政策の中で要望が大変高まってきています。これは委託業者に対して、例えば委託料をふやすとか、あるいは何らかの手だてをとらないと、実現は無理だというふうに思いまして、そういった要望に対する対応、考え方を伺いたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） ご質問のごみの収集、高齢者宅における収集の件でございますが、私どもも高齢者のごみ収集をどうすればいいかということで検討してまいっております。今考えているのは、一つは介護ポイント制度を活用した中で、そういうきめ細かな収集ができないかどうかといったところも今検討しているところでございます。ただ、介護ポイントにつきましては、地域にたくさんがいれば、それが全部が地域賄えるのですけれども、なかなかそこまでまだ普及していないという部分がございます。そういうことから、そのすき間を埋めるような形になりますと、やはり委託業者が何かを活用して収集するということが必要かというふうに思いますので、それについてもどういうふうにやっていけばいいかということは、今後内部で十分検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 一つには、そういったことを必要とする人が町内にどれぐらいいらっしゃるかということ把握することだと思っております。その上で、登録制、例えばいらっしゃるのとあわせて、そういう方いらっしゃっても希望するしないというのがまた別になってきますからね、登録制というような形をとって、私、強く要望されたのは、ご夫婦で障がいを持っていらっしゃる40代の方だったのですけれども、これだけ雪が多かったら、本当に出すことができなくて、やはり人の手をかりるまでは何日も家に置いておいたというような現実もあります。ですから、状況掌握と登録制にして、その上で経費がどれぐらいかかるのか、業者にどのぐらい上乗せしたらやっていただけるのかというような手順を踏んで進んでいくことが大事だというふうに思います。ぜひ、そういったことを積極的に検討していただきたい、いかがですか。

○委員長（芳滝 仁） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 当然、仮にそういう事業を行うということになりますと、今、委員がおっしゃったようなことも十分検討しなければ、仕組みづくりだというふうに思いますので、その中には当然登録制がいいのかどうかだとか、それとか公区の方にお問い合わせするというやり方もあるように聞いております。それら含めてどういう仕組みづくりがいいかということは、十分検討してまいりたいというふうに思います。

○委員長（芳滝 仁） ほかに質疑はありませんか、衛生費。

（なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 4款衛生費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、5款労働費に入らせていただきます。

5款労働費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（田村修一） 5款労働費についてご説明を申し上げます。

105 ページをお開きください。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、予算額1,165万5,000円、本目につきましては、労働者対策にかかわる経費であります。

19節負担金補助及び交付金は、細節4援農協力会、細節6幕別地区連合会など労働関係団体補助金が主なものであります。

21節貸付金につきましては、勤労者の生活福祉の向上を図るため、運用原資を労働金庫に預託して貸し付けを行うものであります。

2目雇用対策費、予算額1,540万4,000円、本目につきましては、雇用対策にかかわる経費であります。

7節賃金につきましては、新規学卒者で、就職未内定の方を町の臨時職員として雇用するための半年間4人分の賃金であります。

13節委託料につきましては、いずれも季節労働者の雇用対策にかかわるもので、細節5は町道の清掃、細節6は町道の支障木の整理及び除排雪等、細節7は近隣センター等公共施設の清掃等を行うものであります。

15節工事請負費につきましては、用途廃止した旭町の旧職員住宅2棟を解体し、8人、15日程度の雇用を確保しようとするものであります。

以上で、労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 5款労働費につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了をさせていただきます。

次に、6款農林業費に入らせていただきます。

6款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（田村修一） 6款農林業費についてご説明させていただきます。

106ページをお開きください。

6款農林業費、1項農業費、1目農業委員会費、予算額1,716万7,000円、本目につきましては、農業委員会委員の報酬及び事務局経費が主なものであります。

107ページをお開きください。

2目農業振興費、予算額1億1,273万8,000円、本目につきましては、農業振興にかかわる補助金、負担金、各種事務経費が主なものであります。

19節負担金補助及び交付金、細節10及び11、108ページになりますが、細節12、14及び細節20は、制度資金等借入金に対する利子補給、細節13は、堆肥、緑肥、種子の購入及び堆肥の切り返しにかかわる補助であります。

細節15は、町と関係4農協で設立した農業振興公社の運営費補助であります。

細節21は、鳥獣害対策委員会となっておりますゆとりみらい21推進協議会に対して、エゾシカの一斉駆除、わな購入、捕獲技術研修会開催等の経費として補助するものであります。

細節22は、経営所得安定対策制度の推進事務にかかわる補助。

細節24は、新規就農者を支援するもので、国費事業であります。

なお、町単独の新規就農支援奨励金につきましては、3月4日議決いただきました平成26年度一般会計補正予算第8号におきまして、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業の一つとして223万2,000円計上しており、新年度に繰り越しをして執行するものであります。

109ページになります。

細節26は、平成26年度創設されました農地中間管理機構への農地の出し手に対する協力交付金であります。

3目農業試験圃場費、予算額323万2,000円、本目につきましては、新和の試験圃場の運営経費であります。

本年度は、品種比較試験や水質試験など、14課題の試験のほか、農業体験塾等を実施する予定であります。

110ページになります。

4目農業施設管理費、予算額1,026万7,000円、本目につきましては、農業担い手支援センターと

ふるさと味覚工房にかかわる管理運営経費であります。

7 節賃金は、味覚工房で管理指導に当たります臨時職員 2 名分の賃金であります。利用者に対する指導のほか、みそや豆腐、ソーセージなど地場農畜産物を活用した食品づくりなどの講習会を開催する予定であります。

111 ページになります。

5 目畜産業費、予算額 1,493 万 7,000 円、本目につきましては畜産振興にかかわる経費であります。19 節負担金補助及び交付金、細節 4 から 6 につきましては、畜産関係団体に対する運営補助、112 ページになりますが、細節 11 は雌雄判別精液の購入に対する補助、細節 12 は体格にすぐれた和牛の雌牛を保留した農家に対する補助であります。

細節 13 は、幕別町家畜伝染病自衛防疫組合が事業主体となって実施する特定の伝染病発生農家の消毒、治療、自主淘汰にかかわる経費の一部を給付する互助事業にかかわる補助であります。

細節 16 は、草地更新にかかわる補助であります。

6 目町営牧場費、予算額 5,978 万 7,000 円、本目につきましては、幕別地域 1 カ所、忠類地域 3 カ所の町営牧場の管理運営費であります。

113 ページになります。

7 節賃金、細節 4 の嘱託職員賃金、細節 6 の臨時牧夫賃金、11 節需用費の細節 5 肥料費が主なものであります。

本年度の預託頭数は現在のところ幕別地域 410 頭、忠類地域 550 頭程度を見込まれております。このため忠類地域におきましては、共栄及び晩成の 2 牧場での受け入れを予定しているところであります。

114 ページになります。

7 目農地費、予算額 8 億 1,113 万 4,000 円、本目につきましては、土地改良施設の管理運営及び国営・公団営事業の償還に要する経費であります。

115 ページになります。

13 節委託料は、上統内排水機場と幕別ダムの点検等の委託が主なものであります。

細節 12 農業基盤整備促進調査設計委託料は、いわゆる暗渠整備に係る調査設計委託経費などであります。

116 ページになります。

15 節工事請負費は、細節 3 の農業基盤整備促進工事、これにつきましては、約 41 ヘクタールの暗渠整備工事が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は、幕別地区畑かん事業の償還金と、札内川第 2 地区畑かん事業の繰上償還金であります。細節 4 は、いわゆる東西線にかかわる公団営事業の償還金であります。

細節 5 は、1 ヘクタール未満の小規模暗渠整備や明渠床ざらいの機械借り上げなどにかかわる農用地排水改善対策事業に対する補助であります。

細節 8 は、14 地区、約 1 万 4,600 ヘクタールにかかわる農地・水保全管理支払交付金であります。これまで、国・道・町がそれぞれ負担分を北海道農地・水保全管理対策協議会を通じて交付していたため、町分のみを計上しておりましたが、平成 27 年度からは国及び道の補助分が一旦町に交付され、町分と合わせて交付することになったため増額となっております。

28 節繰出金につきましては、忠類地区の農業集落排水特別会計に対する繰出金であります。

116 ページになります。

8 目土地改良事業費、予算額 2 億 265 万 7,000 円、本目につきましては、土地改良事業の事務的経費及び道営事業負担金が主なものであります。

117 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、細節の 5 は旧町道名東宝線の改良舗装にかかわる道営事業負担金であります。

細節6から10につきましては道営畑総事業の負担金であります。

118 ページになります。

2 項林業費、1 目林業総務費、予算額 3,234 万 9,000 円、本目につきましては、林業振興にかかわる経費であります。

7 節賃金、8 節報償費につきましては、鹿、キツネなど有害鳥獣駆除にかかわる経費ですが、本年度におきましては、鹿 430 頭、キツネ 130 匹、ハト・カラス類が 410 羽を捕獲する計画となっております。

119 ページになります。

18 節備品購入費は、熊による人身被害の回避や農林業被害の軽減のために、熊用箱わなを 1 基導入するものであります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 8 から 10 につきましては、民有林振興にかかわる補助金ですが、細節 8 は森林組合に対する補助、細節 9 は除間伐、細節 10 は造林にかかわる補助といたしまして、それぞれ民有林の所有者に交付するものであります。

120 ページ、細節 11 は、国の事業で、有害鳥獣の捕獲にかかわる経費に対して補助するものであります。

2 目育苗センター管理費、予算額 5,479 万 9,000 円、本目につきましては、忠類育苗センターの管理運営に要する経費で、13 節委託料が主なものであります。

本年度におきましては、トドマツ 11 万本、アカエゾマツ 7,000 本、合わせて 11 万 7,000 本の出荷を見込んでおりますが、平成 20 年の霜害、22 年の異常高温の影響が出ておまして、例年に比べて少なくなっているところであります。

以上で、農林業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。

田口委員。

○委員（田口廣之） 112 ページの中の畜産業費の中の細節 13 のあたりになるかと思うのですが、公共施設の出入り口ですね、消毒用マット、多分先月の末ぐらいから庁舎の入り口とか敷かれていないのですよね。それで、前も言ったかと思うのですが、もう少し伝染病に対する危機管理意識ですね、ちょっと考え方というか、答弁していただければなと思うのですが。

○委員長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（川瀬吉治） 伝染病の予防に関しましては、本町の畜産行政につきましては、最重要な課題だと認識をしております。公共施設の入り口に、足ふきマットがあるので、水を使う方法で、消毒液を使いまして実施しております状況から、冬期間は使用していないというのが現状となっております。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 田口委員。

○委員（田口廣之） 多分、庁舎の中は凍結しないと思うので、庁舎の出入り口ぐらいは、夜、何というのですか、建物の中に入れるとか工夫されて、踏み込みのマットを一応置いたらいいかなと思うのですが、対策はどうでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（川瀬吉治） 冬期間、実際そういう滑ったりそういうことがありまして、冬期間は使用を控えているというような状況ですので、それ以外の方法を考えたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） ほかに質問ありませんか。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 118 ページ、119 ページ、1 目林業総務費、細節報償費の有害鳥獣駆除出動謝礼と 18 節の備品購入費、熊捕獲箱わなについて質問をします。

まず、この有害鳥獣駆除出動謝礼についてなのですけれども、近年、猟友会等高齢化という問題がよく耳にしますのでけれども、本町におけるこういう猟友会のこの人数を町としてどういうふうに把握しておられるのか、1点。

次に、熊のわなでございましてけれども、忠類地区で鹿をかけたわなに鹿がかかって、それを目当てに熊が来るという話を聞いております。本町では、この熊のわな箱というのがなかったと。それで今回予算を計上したというふうに思うのですけれども、これ1基ということですのでけれども、これ最終的には何基をそろえるつもりでおられるのか。広尾町あたりに聞きますと、5基ぐらい持っているというのですね。やはり熊の出る期間というのはある程度決まっておりますし、幕別町広範囲に山林所有していることを考えれば、1基だと十分ではないのかと。2点についてお尋ねします。

○委員長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（川瀬吉治） 1点目の猟友会の会員の人数ですけれども、45名会員がいらっしゃいます。

熊のわなですけれども、先ほど委員おっしゃられたとおり、忠類地区からそういう要望がありまして、予算計上したということです。今、1基ですけれども、その効果を確認次第、増加させるというような方法もありますし、財源につきましても、駆除計画にのっておりますと国の補助金の対象となりますので、現在は今の計画では熊は農作物被害ということで、被害はアンケート調査や何かからも出てはきていなかったもので、平成26年にアンケート調査、今回ですね、今しているところでは、農作物被害ということも出てきておりますので、そういう計画にのせて増大したいと考えております。

○委員長（芳滝 仁） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 猟友会のこの45名というのは、近年人数は何年かに調査している中で、人数は減っているのかどうなのか、それと、熊のわなのですけれども、聞いたところによりますと、鹿を仕掛けたわなのところに熊が来ると。もうそれに味をしめて何回も来るという状況を聞きました。割と民家が近いところに出没しているものですから、これはやはり1基だけで効果があらわれるとはちょっと思えないですね。ですから、早急にその辺、わなの箱の追加というか、それを予算化していただきたいと思えます。

○委員長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（川瀬吉治） 猟友会の会員人数につきましては、減少傾向であります。減少しているのとそれに伴って高齢化ということですので、実際、戦力になるといいますか、中堅的な活躍をいただく方が年齢が上がってきていて、なかなか機動力が不足してきているというような状況です。

熊のわなですけれども、鹿のわなに対して熊がというようなお話でされているのですけれども、我々の認識としては、熊ではなくてキツネ等が荒らしているのではないかというような状況では確認しているところなのです。熊のわなも丸腰で見に行くというわけにはいきませんので、猟友会の方をお願いしながら回っていくというようなことを、設置は町でしますけれども、管理は猟友会にお願いするような考え方でやっておりますので、まずその1台入れて、状況を確認したいと考えております。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 猟友会の高齢化というのが如実だということで、私も話は聞いておりますけれども、これ、実際に活動できる人がこの45人の中に何人いるのか、ちょっと町で把握をしているのか。それで、これからやっぱりどんどん高齢化していくわけですから、この際、町職員にも猟銃というか猟友会に入るための資格というものも必要になってくるのではないかなというふうに考えるのですけれども、その辺だけ。

○委員長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（川瀬吉治） 常時活動していただいている方は、30名前後活動をいただいております。鹿の一斉駆除ですとか、そういうところでは30名前後の方の出席をいただいております。今後の職員の関係については、部長に。

○委員長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（田村修一） 猟友会、猟をやる方の高齢化というのは、これ全国的に問題になってきていると。それで、有害鳥獣による、本州のほうはイノシシだとかの被害が非常にふえていると、北海道の場合鹿、ヒグマというのが多くて、国のほうでも非常に困っているという状況でございます。

先般、手数料条例の中で、ちょっと法令の名前が変わったことに若干触れたのがあったと思うのですが、これは狩猟に関する適正化というか、管理を有害鳥獣というか、いわゆる野性動物の管理をしっかりと、被害をできるだけ出さないようにしようという考え方を、国のほうで、まずは法律ではっきりさせてきました。そして、そういう中で今後、その管理に対する事業を組み立てていくということなので、そういう中には狩猟の免許の取る人を支援するだとか、そういうことも恐らく出てくるのだというふうに考えております。

町の職員がすぐというのは、これそれぞれ素養もありますし、なかなかすぐにはというわけにはいかないのかもしれませんが、町の職員も含めまして、農協の職員、農家の方、さまざまな方でできるだけ免許を取っていただいて、みんなで地域を守っていくということを、声をかけていきたいというふうに考えております。

○委員長（芳滝 仁） 増田委員。

○委員（増田武夫） 1点だけちょっと聞きたいのですが、108 ページであります。農業振興費の中で、昨年までの中山間地域等直接支払交付金、これが4,300万円ちょっとあったのですが、それがなくなっている、時限立法の関係があるとは思いますが、これやはり結構4,000万円近く中山間地ということで忠類地域の農家に対する直接支払い、それからコントラで使っている機械とかの購入なんかも使われてきたのですが、これがなくなる影響も大きいと思うのですが、何かそれにかわるものとか施策とかが出てきたのかどうか、お伺いしておきたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 経済建設課長。

○経済建設課長（天羽 徹） ご質問なのですが、中山間地域等直接支払交付金事業、これ昨年度まで第3期対策としてやっておりましたけれども、27年度からは第4期対策としてやるのが国のほうではもう決まっております。忠類地域につきましても、第3期対策までやっておりましたので、引き続き第4期対策もやることで、今、協議は進めているところなのですが、現在、補助要綱要領が決まっていないということと、第3期対策の補助要綱のままだと直近の農業センサスの草地比率という要件があるのですが、農業センサスの数字では草地比率70%を下回っておりますので、それについてはちょっと農業センサスでは要綱がクリアしないと、今、北海道と十勝総合振興局と協議しております、別の資料で草地比率は70%あるのだというような協議を進めて、採択に向けて協議中でございます。

そのようなことから、補助要綱要領も決まっていないことから、当初予算には計上はしてなかったのですが、今後、補正予算で当初から採択していただけるよう、今進めておりますので、補正予算で計上をさせていただくような形に考えております。

○委員長（芳滝 仁） ほかに。

小島委員。

○委員（小島智恵） 108 ページ、細節15 農業振興公社運営費補助金ですけれども、細節24 青年就農給付金のほうに関連してくる部分があるのですが、しっかりと予算はついていると。

それで、この細節15の補助金の中で、まくべつ農村アカデミー研修事業が行われていると思うのですが、昨年、新規就農者がゼロといった話を聞いたわけなのですが、間違いなのか実績のほうをまず確認させていただきたいのと、あと実際、新規就農へ結びつけるとなると難しいということも理解はしているのですが、どうしてゼロであったのか、問題点はどのようにお考えなのか、そして新年度の方策についてどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 農業振興担当副主幹

○経済部参事（廣瀬紀幸） ただいまのご質問についてでございます。まず一つ、農業振興公社で行っておりますまくべつ農村アカデミー、こちらにつきましては、まず在農者の方の後継者、また後継者

でも、これから経営者になろうかという方のコース、そしてまた新規参入を目指して研修をされるというコースがございまして、全く新規参入という方はここ数年いらっしゃらないと。そして、このコースの中にも、今のところ新規参入を目指すフロンティアコースというものがあるのですが、そちらのほうに関しては平成25年度、26年度といらっしゃらない状況です。ただ、在農者の方のUターン、Iターン等で戻ってこられてご自宅の農家を継いでいるという方は、実際には人数のほうは、済みません、ちょっと調べさせていただきたいと思います。

それともう一つ、青年就農給付金の関係だと思っておりますけれども、こちらにつきましては、このまぐべつ農村アカデミー、これを通じて新規参入というよりは、人・農地プランというものに掲載されて、その中で条件をクリアした方に国から就農給付金が交付されるということで、平成27年度に計上させていただいているのは、当初平成24年度にプランに掲載された2組の方、そして平成25年度から受けておられる方、合計3組ということで、その後この青年就農給付金の交付要綱に該当する方がいらっしゃらないということで、昨年と同額の計上ということになってございます。

新規就農者に関しましては、申しわけありません、ちょっとお時間を下さい。

今後の方策ということで、アカデミーのほうに関しましては、例年各農協さんのほうへ通じて、アカデミーのコースのほうへの入校のほうを呼びかけているところでございます。

また、新規参入のほうに関しましては、現在、実際に新規参入に向けたということで、研修を積み重ねられている方がいらっしゃいますので、その方が今度フロンティアという実際に新規参入に向けたコースに進んでいただき、新規就農につなげていくような形を進めていきたいというふうに考えております。ただ、全く新規参入するにつきましても、今現在、特に幕別、札幌地域におきましては、現在、既存の農家さんが非常に元気で、新たに参入できる部分があるかというところもございまして、非常にそこら辺も考えながらやっていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上です。

それと、大変失礼しました、さっき保留しておりましたUターン、Iターンで戻ってきている方でございますが、平成26年度は8名ということでございます。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 小島委員。

○委員（小島智恵） 今後の方策としましては、これまでと同じような方策を恐らくとられていくとは思っておりますけれども、同じような方策だと、これまでどおりのような結果になっていくのだろうと思っておりますので、何か工夫だとか新しい方策、そういったものは考えていらっしゃらないのか、お伺いします。

○委員長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（田村修一） ただいま主幹のほうから説明させていただきましたけれども、新規就農するには、非常に条件が厳しいというか、条件が整わないとなかなか難しいということがまず第1点あります。これは先ほど言いましたように、あいている農地あるか、適当な農地があるかどうか、あるいは初期投資を必要とするので、非常にお金が必要になるということで、そういうものを借りれるかとか、あるいは農業開発公社のリース事業を利用できるかと、というようなことで、本人のやる気とタイミングとかそういうものも非常に難しくかみ合って、チャンスがあって初めて就農できるものだというふうに考えております。

現在、農村アカデミーでは先ほど言いましたように、新たに就農したいという方もいらっしゃるのですが、すぐにはできていないという状況です。また、過去にはこれまで農村アカデミーを出て新規就農された方、全く農業と関係ない分野から来て就農されたという方、たしか10人ぐらいいらっしゃるかと思います、これまで10年ぐらいの間で。たまたま昨年、一昨年といらっしゃらなかったというのは先ほど言ったような、そういういろんな条件がまだ整っていないということであります。

今後どうするのかということなのですが、もちろん農村アカデミーで地道に皆さんを導いていくということもやる予定でございますけれども、これまでも札幌ですとか、東京、大阪で新規就農

者を求めるフェアというのを、北海道全体あるいは十勝でグループになって組んでやっているところ
であります。私どもの農業振興公社、農村アカデミーにおきましても、職員参加して、そういう方
いられないかどうかを募集、募集というとおかしいですけども、そういう希望者の掘り起こし
をこれまでやってきております。そういう意味で、そういう希望者の掘り起こし、あるいは十勝の農
業の魅力を伝えるような活動、こういうようなことをさらに地道に引き続きやっていききたいとい
うふうに考えております。

○委員長（芳滝 仁） ほかに。

（なしの声あり）

6 款農林業費については、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただ
きます。

次に、7 款商工費に入らせていただきます。

7 款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（田村修一） 7 款商工費につきましてご説明申し上げます。

122 ページをお開きください。

7 款商工費、1 項商工費、1 目商工振興費、予算額 4 億 2,640 万 9,000 円、本目につきましては、
商工振興と中小企業融資に要する経費であります。

8 節報償費の住宅新築リフォーム奨励事業商品券につきましては、新築 14 件分、リフォーム 70 件
分を見込んでおります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 につきましては、幕別町商工会に対する補助。

細節 4、5 につきましては、中小企業融資にかかわる保証料及び利息補給補助金であります。

なお、例年計上しております商店街活性化店舗開店等支援事業補助金につきましては、3 月 4 日議
決いただきました平成 26 年度一般会計補正予算（第 8 号）におきまして、地域活性化・地域住民生活
等緊急支援交付金の事業の一つとして 335 万円計上しており、新年度に繰り越して執行するもので
あります。

21 節貸付金につきましては、中小企業融資の原資を金融機関に預託するものであります。

2 目消費者行政推進費、予算額 600 万 6,000 円、本目は消費者行政に要する経費であります。7
節の消費生活相談員賃金が主なものであります。消費生活相談員の配置につきましては、平成 26 年度
当初は有資格者 1 人、無資格者 2 人でありましたが、無資格者のうち 1 人が資格を取得することがで
きたため、新年度は、有資格者 2 人、無資格者 1 人の体制で実施するところであります。

123 ページになります。

3 目観光費、予算額 4,190 万 2,000 円、本目につきましては、観光振興にかかわる経費であります。

13 節委託料、細節 5 のアルコ 236、道の駅・忠類の指定管理料。

124 ページになりますが、19 節負担金補助及び交付金、細節 3 の観光物産協会補助金が主なもので
あります。

15 節工事請負費の観光施設案内標識整備工事は、忠類地区に設置している既存の観光施設案内標識
3 基をリニューアルして、観光客等の市街地への誘導を図るものであります。

4 目スキー場管理費、予算額 4,511 万 7,000 円、本目につきましては、明野ヶ丘スキー場と白銀台
スキー場の管理運営に要する経費であります。

125 ページになります。

7 節賃金のスキー場管理人及び嘱託職員賃金、11 節需用費の細節 21 電気料、細節 40 修繕料、13
節委託料、細節 8 のリフト管理委託料が主なものであります。

126 ページになります。

5 目企業誘致対策費、予算額 1 億 7,052 万 3,000 円、本目につきましては、企業誘致等に要する経
費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 企業開発促進補助金、細節 4 工業用地取得促進補助金、21 節貸付金の工業団地取得資金貸付金が主なものであります。

なお、例年計上しております雇用促進補助金は、先ほどと同様平成 26 年度補正予算におきまして、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の事業の一つとして 480 万円計上しており、新年度に繰り越しをして執行するものであります。

以上で、商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わったところですが、この際、15 時 15 分まで休憩をいたします。

15：05 休憩

15：15 再開

○委員長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

商工費の説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

野原委員。

○委員（野原恵子） 122 ページ、1 目商工振興費の 8 節報償費、3 の住宅リフォーム奨励事業の件ですが、今この制度は町民から大変喜ばれまして、件数も特にリフォームはふえております。こういう中で、町は平成 25 年度から 27 年度まで 50 万円以上のリフォームの金額の場合には対象になるということで、引き下げられております。

それで今回、衆議院の予算委員会の中で各自治体が取り組む住宅リフォーム助成制度が国の交付金対象になり得る、こういうことも答弁されております。それで、この 50 万円という上限を 30 万円に引き下げるといことも検討されないかどうか、そうしますことによりまして事業所もふえますし、利用する町民もふえると思います。そのお考え、あるかどうかお伺いしたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） ただいまの住宅新築リフォーム奨励制度のご質問でありますけれども、非常にこれ私たちも事業者の方、またお使いになっている町民の方にも非常に喜ばれております。それはアンケートの結果でも十分承知をしております。この事業、22 年度から開始をしまして 22、23、24 が第 1 期、25 年から 27 年、新年度までが第 2 期ということで事業計画を持ってございます。

この先につきましては、今、現段階では事業を実施するかどうかということは私から申し上げられませんけれども、しっかり平成 27 年度にこの事業の効果、そういったことを検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 野原委員。

○委員（野原恵子） 今、私質問いたしましたのは、平成 27 年度まで 50 万円ということで実施することです。ですから、まだ 1 年間この 50 万円を実施していくというのは町の方針だとは思いますが、こういう新しい政治状況の中で、国がそういうところに助成制度、国の交付金の対象になり得る、こういうところを活用して 30 万円まで引き下げることができないのだろうかという質問です。それと、まだ町民の中では、この制度が知らないという方も結構いらっしゃいます。それで、住宅リフォームや何かされた方に、町のこういう制度を利用されているのですかと聞きましたら、いや、知らなくて、もっと早く知っていればよかったとかという声もありますので、その二つの点についてもう一度お伺いいたします。

○委員長（芳滝 仁） 企画室長。

○企画室長（伊藤博明） 今、ご質問いたしましたのは、今定例会で補正をさせていただきました地域消費喚起・生活支援型交付金のことを指しているのだと思いますけれども、これにつきましては、さきに補正で提案させていただきましたように、幕別町といたしましてはプレミアムつき商品券それか

ら子育て世帯支援事業、それから誘客促進事業にいただいた金額を充当するということができに提案させていただいたとおりでありますので、今からその今回の補正予算の中にそれを盛り込むというのは、ちょっと困難なことと考えております。

○委員長（芳滝 仁） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） 本制度の周知についてであります。私ども現在ホームページですとか広報紙で周知を図っておりますけれども、これやはりまだまだ知らない方がいるということは、我々の周知不足だというふうに反省をしております。先日、本町の技能士会というところの総会がございまして、技能士会の会員の中には、新聞の折り込みチラシの中にそういった住宅新築リフォームを使えますよということを入れていただいて、チラシをつくっていただいているところもございました。私どもも、私もその技能士会の総会の中で、そういったことを一例に挙げまして、私たちも十分周知はしますけれども、皆さんも周知を図っていただけませんかということでお願いをしております。さらなる周知には意を用いてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（芳滝 仁） ほかに質疑はありませんか。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 124 ページ、125 ページ、4 目スキー場管理費、3 節委託料とスキー場管理費全般についてなのですが、まず、3 節委託料につきまして、平成 25 年度で 577 万 2,000 円、平成 27 年度の予算では 701 万 9,000 円と、これ 26 年度もふえているのですけれども、年々ふえているこの理由というのを聞ききたいと。

次に、スキー場管理費で、近年、雪不足によってオープン時期が 12 月中旬にはオープンできないという事態になってございます。管理費の中で雪をグレンデに搬入するような予算はとっているのかどうか。

次に、今シーズンは 12 月 18 日にまとまった雪が降りまして、新得町は 12 月 24 日オープン、人工降雪機を持たないスキー場が足寄、本別等あるのですけれども、そのスキー場ももう 12 月中にはオープンしてございます。本町においてオープンできなかった理由というのは、スキー場をオープンするだけの十分な積雪量がなかったということで新聞報道にはされてございますけれども、その後 1 月の初めにも降雪がございました。そのとき強風でほとんどの雪が吹き飛ばしてしまったという状況にございました。そのとき降っている最中に圧雪していれば、このスキー場のオープンもできたのではないかと住民の皆さんの指摘がございまして、そのとき、なぜ圧雪できなかったのかということをお聞きしたいと思います。

次に、白銀台スキー場も明野スキー場も 12 月の降雪で周辺の雪を、先ほど言いましたように、グレンデに搬入すれば十分にオープンできたのではないかと。去年は明野スキー場においては 40 年ぶりにオープンできなかったと、白銀台スキー場においても 2 月の中旬、これ 30 年ぶりでオープンしたと、そういう状況の中で、雪を搬入してオープンするような努力も必要ではなかったのかと。その点についてお伺いします。

○委員長（芳滝 仁） 地域振興課長。

○地域振興課長（原田雅則） まず最初に、委託料のふえた部分でございまして、今年度、実は忠類の宿泊ロッジの清掃管理の部分に委託料に回したということで、ここちょっと金額は今言えませんが、その部分でふえたということでございます。その部分、いろんな使用料ですとか、そういった消耗品類、そういったものが逆に需用費等から減っているということでございます。

あと、スキー場のオープンにつきましては、忠類の白銀台スキー場なのですけれども、12 月に降ったときには実は雨まじりで、みぞれの状態、30 センチという状態でありました。そのときには、圧雪車で踏みまわりましたが、ゼロセンチから 15 センチぐらいの圧雪状態ということでできないということでございました。その後、降雪がありましたけれども、そのときにも一応降ったときにはすぐ踏むようにというように業者には指示はしてはいたのですが、そのときに降り始めの段階で圧雪状態がすごく少ない状態ががりがりになっていましたので、すぐは踏めないというような状況にもありました。

降り終わってからその降った状況を見てでない、その圧雪車の歯が立たないので登れないというような状況もございました。そういったことでちょっとおくれたというのがありましたけれども、その後、雪を見込んで1月の23日にオープンということに踏み切ったところであります。

雪の搬入につきましては、予算のほうで大量に運ぶという予算というのは例年見ていないわけでございます。ですから、多少であれば運ぶのも可能なのですけれども、12月の段階ですと、これは相当な雪を100万とか150万円とかそういったお金をかけて運ぶということになると、ちょっと予算的には対応できないということでございました。

○委員長（芳滝 仁） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） このスキー場がオープンがおこなわれていることによって、いろいろさまざま地域経済にも影響する部分もでございます。また、スキー場というのは、町が2カ所を経営をしているわけなのですけれども、やはり観光という面でも重要な部分だと考えます。我が町は人工降雪機を持たないということで、ほかの人工降雪機を持っているスキー場あたりは、11月の下旬から12月のオープンに向けて夜中かけて経費をかけてスキー場オープンを目指してやっているわけです。町としてもスキー場を持っている以上、早期にオープンを目指すという姿勢がこれ大切なのではないかと。

先ほど言いましたように、いろいろ経済効果等、あと特に白銀台スキー場、明野スキー場両方とも学校施設に利用されている部分がございます。1月中旬といたしますと、高校のスキー授業が入っておりますけれども、近年の雪不足によりまして高校授業が忠類ではできないと、芽室スキー場、新嵐山スキー場に行ってしまうと、そういうふうな状況も聞いております。できるだけ周囲に雪がある以上は、例えばスキー場をオープンするのに8割の雪は足りているけれども、2割は足りないのだと、これ2割全部埋めろとは言いませんけれども、リフトおいて雪のあるところまで滑れるような状態はそんなに経費をかけなくてもできると思うのですけれども、その辺の早期オープンのための姿勢というのが町には足りないのではないかと。その辺についてお伺いします。

○委員長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（田村修一） スキー場のオープンということで、非常に天候に左右されるということで、非常に難しい問題だと思っております。特に近年、地球温暖化と言われて、なかなか雪降るのが遅くて、降ればまた湿った雪がどんと降るというような状況で、非常にスキー場の管理も難しい中、現場の職員あるいは委託業者の方については努力していただいているところでございます。12月前半に雪降っていたものが、雨まじりでなかなか踏み固められなかったというような条件もあって、すぐにはオープンできなかったと思っております。

先ほど委員言われましたとおり白銀台スキー場につきましては、遠くは浦河だとか日高からもいらっしやっていると。明野につきましては、札内、帯広の方々が皆さんファミリーで来るということで非常に評判がいいということでございます。

先ほど原田課長のほうからちょっと申し上げましたけれども、若干の雪を運び込む予算は持っております。これは忠類のほうも持っていますし、明野のほうも持っております。実際に明野のほうでは今年度1月末ぐらいに雪を大量に入れたという経緯もございます。最初の下地をつくるのがちょっと、降雪機がないので、自然任せでちょっと時間がかかるのかもしれませんが、その後はできるだけ雪の質の維持というかスキー場の維持を図って、努力しているところでございます。

聞くところによりますと、降雪機がある芽室のスキー場、今年度一時期雪が足りなくなつて閉鎖したということもございます。そういう意味では、うちはおくれたのかもしれないのですけれども、頑張つて管理して、引き続き継続的に滑れるように努力しております。今後できるだけ雪がよい場合は雪を持ってきたりすることも含めながら、新年度対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解ください。

○委員長（芳滝 仁） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 事情はよくわかりますけれども、スキーをしない一般の住民からも、これだけ白くなっているのになぜオープンできないか、そういう心配される声もございました。先ほど言いまし

たように、新得のスキー場が12月の中旬でオープンした、それでも新得は雪は足りないと、圧雪した状態で20センチというふうに新聞には載ってございました。ことしはもう15日に忠類白銀台スキー場、明野スキー場ともクローズしたわけなのですけれども、そのクローズの時期についても1点。くしくも3月15日は高規格道路・忠類インターオープンということで新聞報道、マスコミ、大々的に取り上げていただいたわけなのですけれども、今のスキー場の状態であって、3月に降りました湿った雪によって、スキー場の積雪量はもう十分でございます。これからお客さんが来るかどうかというところでは、経費的に無理な、これからやればやるほど赤字になるという部分もあるのかなというふうには考えますけれども、このオープン時期がおくれた分、クローズするときに雪の状態がよければクローズ時期を延ばして柔軟な体制をとれないのか、その辺も含めて、今シーズンは終わったわけなのですけれども、来シーズンに向けて努力していただきたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 関連、増田委員。

○委員（増田武夫） 今のお話にありましたように、あの地域の大事な観光施設でもあり、教育施設でもあるわけなのですよね。だから、そうした点からいえば、やはりお正月を含めた年末から小学生の休みが明けるような時期というのは、非常に大事な時期になるわけです。そうした点で、やはり部分的にでもオープンできる状況をつくって、そしてやってほしいのですが、その判断する際に、例えばパトロール隊の人でありますとか、スキー学校の人でありますとか、そういうスキーをやっぴりきちんと専門にやっている人たちとのやっぴり相談といたしますか、この状態であれば耐えられるのかどうかというようなやはり協議も、自分たちだけで判断しているのではなくて、そういう協議もしっかりと現地も調査してやってほしいと思います。

もう本当に高規格道路ができて、あの地域をいかに活性化させるかというようなことを盛んに協議していますけれども、そうであればあるほど大事な観光施設、教育施設は、しっかりとやはり一日も長く利用できるような努力を日ごろからしておくことが大切だというふうに思います。

私も数年前、何年前か忘れましたが、今回の事態ができたときにやはり早くオープンすることで役場の人たちと現地に行ったこともありました。それによってオープンしたこともあったわけなのですが、やはり一生懸命スキーをやっているそういう人たちとの協議もぜひやりながら、一日も早いオープンを目指してほしいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 地域振興課長。

○地域振興課長（原田雅則） オープンに関する関係機関との協議ということでございますけれども、12月の段階でもこれ毎年恒例なのですけれども、雪が降るとパトロールとスキー学校、スキー少年団の長を兼ねている方をお呼びして現場を見ていただき、さらに圧雪車のオペレーター、それからスキー場の主任技術者、ベテランの方をも呼んで、我々も現場に行って、向かって確認をしてオープンはちょっと無理だなということで決定して、その後も雨まじりの雪が何回も降ってそのたびに相談はさせていただいたのですけれども、難しいということで、1月中過ぎになったということです。

それから最後のクローズの日なのでございますけれども、これにつきましては一応一昨年まではたしか第1日曜日ぐらいで閉めていたと思うのですけれども、昨年度いろんな関係機関と協議して、規則に書いてあります3月15日までいっぱいまでやってはどうだということで、それを改正して15日までやるという方法で決めたところでございます。

昔の話になりますけれども、実は長くやっていて人が来ないのにどうしてやって無駄ではないかというような批判も浴びて短くしたという経緯もございます。例えば先週の日曜日ですと、売上げが日曜日ですが1,200円しかなかったとかですね、それだけ人が来ていなかったというようなこともございますので、費用対効果、いろんなことも考えて今後も検討していきたいなと思います。

○委員長（芳滝 仁） 増田委員。

○委員（増田武夫） 今、いろんな方と相談してやっているということでありましたけれども、そうした中でもいろいろな意見が我々のところにも寄せられてきます。今後もやはり少しでも早くオープンするのだという立場でいろいろやってほしいと、そのことを申し上げて終わります。

○委員長（芳滝 仁） ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） では、7款商工費については、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、8款土木費に入らせていただきます。

8款土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 8款土木費について説明をさせていただきます。

128 ページをお開き願います。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路管理費、予算額は2億5,793万3,000円であります。

本目は、町道の維持管理に要する経費であります。

13節委託料の細節1は、幕別地域及び忠類地域の除排雪を含めた年間の町道管理委託料、細節2は植樹ますの除草作業などに係る就労センターなどへの委託料であります。

細節6は、札内駅人道跨線橋のエレベーターの保守点検に係る委託料であります。

14節使用料及び賃借料の細節5は、除排雪に係る民間の除排雪機械47台及び排雪ダンプ等を借り上げる経費であり、新雪の一斉除雪のほか、幹線道路の路面整正や拡幅作業などの2次除雪及び排雪作業や吹き込み除雪などの経費を想定しているものであります。

なお、除雪につきましては、町道1,014路線882キロのうち、車道除雪が924路線650キロメートル、歩道除雪は135路線110キロメートルを予定しているところであります。

16節原材料費は、町道維持管理の切り込み砂利や舗装合材などの資材購入費であります。

18節備品購入費は、幕別地区の除雪トラックの更新に要する費用であります。

129ページに参りまして、2目地籍調査費、予算額6,278万4,000円であります。

本目は、地籍調査に要する経費であります。

13節委託料の細節6は、字美川、弘和及び勢雄、駒島の各一部33.65平方キロメートルを調査するための費用であります。

細節7は、土地の異動に伴い、地番図データを修正するための費用であります。

130ページに参りまして、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、予算額603万9,000円でありま

す。本目は、107カ所の樋門を管理するための62人の管理人賃金と道路河川関係の経常的な管理に要する経費であります。

13節委託料は、道路台帳修正及び河川台帳修正の委託料であります。

131ページになります。

2目道路新設改良費、1億5,653万1,000円であります。

本目は、町道の改良舗装など、道路の整備に要する経費であります。

13節委託料、細節6は本年度新規着工する忠類24号線の調査設計に係る委託料であります。

15節工事請負費、細節1から6の事業内容につきましては、道路改良舗装工事や歩道の新設、再築工事並びに車道オーバーレイ工事などでありま

す。今年度の道路工事におきましては、継続事業3路線、新規事業2路線の工事を予定しており、地域別では幕別地区4路線、忠類地区で1路線となっております。

なお、工事ごとの事業量といたしましては、延長で道路改良舗装が419メートル、歩道の整備が延べで562メートル、車道オーバーレイが200メートルなどを予定しております。

132ページになります。

22節補償補填及び賠償金は、あかしや団地道路5号道路整備事業に係る水道管移設補償費であります。

3目道路維持費、予算額5,365万円であります。

本目は、町道維持補修に係る経費であります。

15 節工事請負費は、舗装や縁石、雨水ますなどの補修のほか、区画線の引き直し、それから突発的な復旧工事に要する経費であります。

4 目橋梁維持費、予算額 3,930 万円であります。

本目は、町道に係る橋梁の維持補修費及び音更町と共同で管理をしております十勝中央大橋の管理費負担金に要する経費であります。

17 節委託料、細節 5 は、幕別町橋梁長寿命化修繕計画に基づく南勢橋の橋梁補修設計のほか、法律で 5 年に 1 度と義務づけられております橋梁の定期点検のうち、26 橋の点検の実施に係る委託料であります。

15 節工事請負費、細節 2 は、同じく幕別町橋梁長寿命化修繕計画に基づく白人橋の橋面補修工事であります。

133 ページになります。

3 項都市計画費、1 目都市計画総務費、予算額 4 億 801 万 8,000 円であります。

本目は、都市計画に関する計画整備に要する費用でありまして、1 節報酬は都市計画審議会 4 回分の委員報酬であります。

13 節委託料、細節 5 は、都市計画の変更に係る資料作成及び各種調査検討に係る経費であります。

19 節負担金補助及び交付金は、会議等負担金、各種協議会に対する負担金のほか、28 節繰出金は、公共下水道特別会計への繰出金であります。

2 目都市環境管理費、予算額 1 億 2,763 万 7,000 円であります。

本目は、公園及びパークゴルフ場の維持管理に要する経費であります。

11 節需用費のうち、細節 21 から 25 は、主に公園照明やトイレなどに係る光熱水費であります。

細節 40 は公園施設や草刈り機械の修繕料であります。

134 ページ、13 節委託料、細節 5 は、パークゴルフ場や公園緑地などの芝刈り及び清掃に伴う委託料のほか、フラワーガーデンの果樹木の管理委託料であります。

細節 11 公園施設管理委託料は、公園やパークゴルフ場の日常管理、草刈り機械の公区への貸し出し、遊具の定期点検などの業務委託料であります。

細節 12 公園環境整備委託料は、主に就労センターに委託する公園トイレの清掃や公園花壇の草取りなどに要する費用であります。

135 ページへ参りまして、15 節工事請負費の細節 1 は、春先の点検後に行う遊具の補修、細節 2 は明野ヶ丘公園マウンテンバイクコースの改修や各種施設の維持補修に要する費用であります。

16 節原材料費は、公園の花壇に植える花の苗やパークゴルフ場の芝生用肥料などの購入費用であります。

次に、3 目都市施設整備費、予算額 8,309 万 9,000 円あります。

本目は、街路や公園の都市施設の整備に要する費用が主なもので、13 節委託料はナウマン公園ほか 2 公園に係る実施設計委託料、札内北小学校北側の道路の整備に伴う実施設計委託に係る費用であります。

136 ページに参りまして、15 節工事請負費は、街区公園 5 カ所と更別川河川緑地、栄町あけぼの公園に係る公園施設整備、札内西大通の道路整備に係る費用が主なものであります。

次に、4 項住宅費、1 目住宅総務費、予算額は 242 万 5,000 円あります。

本目は、公営住宅関係の事務などに係る経費で、嘱託職員の賃金などが主なものであります。

137 ページに参りまして、2 目住宅管理費、予算額は 3,229 万 5,000 円あります。

本目は、町が管理いたします 896 戸の公営住宅等の維持管理及び修繕などに要する経費であります。

7 節賃金は、住宅管理人 21 人分の賃金、11 節需用費、細節 40 は、壁、床、建具などの一般修繕費用であります。

138 ページになります。

15 節工事請負費は、公営住宅の営修繕に要する工事費であります。

以上で、8 款土木費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 2 点伺います。一つは土木の道路管理費の除排雪にかかわってであります。特にことしは 3 月に入りましてから大雪で、しかも水分がたくさん含むそれぞれが除排雪には相当苦労が要ったのではないかと思います。

ご説明では、47 台の車両で除排雪を行っているということなのですが、住民要望としてたくさん聞かされたことは、排雪に対する力点をもうちょっと置いていただくというふうにはならないでしょうかということなのですね。除雪は一定の雪が降ったら、10 センチですか、出発されるということなのなのですが、特に札内地域は団地がふえてきまして、排雪する場所は本当に少なくなってきました。そこにブルが入って除雪をしていってくださるのですが、なかなかそれが本当に狭い道路で、救急災害なんかがあったら、これは本当に大事故につながりかねないというような雪が置かれている状況があちこちで見受けられました。

今、除雪と排雪の関係で、なかなか除雪してすぐ排雪というふうにはならないと思うのですが、どういった流れで除雪と排雪を進められているのか。そして、排雪についても場所が狭くなっているということに対する対応はどうか。これは、個人が排雪するという場所の対応もありますけれども、町の委託業者が除雪していくその雪がどんどん民地に捨てられていく、ひどいところでは個人の本当の通路の角地にあけていくというようなこともあって、いたし方ない状況だといえども、これはひど過ぎるなという場面に幾つも出会いました。そんなことに対する対応と、そういったことを事業者に対してどんな指導をされてそういうことになっているのか、除雪に対する指導のあり方、これも伺いたいと思います。

二つ目なのですが、132 ページの道路維持管理にかかわってありますが、この時期が来ますと、必ず雪が解けて、その後道路の損傷はかなりひどいものがあります。いつもそういった町道の管理不足から事故などによる補償というのも、毎回議会の議決事項の中に上ってきていたのですが、この時期、綿密なパトロールと緊急の手当てというのを準備しておくことが大事ではないかと思うのですが、そういった体制はとられているのでしょうか、どうでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） まず 1 点目の、除排雪の関係になりますけれども、除雪排雪につきましては、特に除雪につきましては、毎年 12 月の広報におきまして、除雪の出動基準とかそういったもののお知らせをさせていただいているところであります。特に排雪ということかと思いますが、雪が降り続いていくと、どうしてもかき分け除雪ということになりますので、どうしても交通障害云々も見通しが悪いとかというのがあるのですが、次の除雪のために堆雪スペースがないというようなときに、排雪、縁石までを見えるところまでをカットしてその雪をどこかへ持っていくと、雪捨て場のほうに持っていくというパターンと、あるいは縁石まで見えるようにその場でロータリー車で張りつけてると、そして拡幅していくというパターンもあるのですが、とりあえず今回ことし雪が多かったものですから、全部が全部、市街地を全部することにはちょっとならないのですが、幹線道路、札内、それと幕別、市街についての幹線道路については排雪を実施しているところであります。

民地に捨てていくというようなちょっとご質問があったと思うのですが、これについてはその後のご質問のその業者への指導ということにもかかわってはくるのですが、当然、一時除雪、それと今言いました拡幅除雪とか新雪除雪ですね。新雪除雪である程度交通を確保して、後から広げるというパターンがありますけれども、なるべく路面も後からなるべく削れるような作業がないようにしてくださいと。なおかつ、民地については、そこへ押し込むということは絶対あってはな

らないということで、それについては指示をしておりますけれども、たまたま道路用地の角のところへどうしても今回の雪というのが多くて、重い雪が多かったものですから、どうしても押し切れなくてというところで、どっかこっかにたまってしまうというのはちょっとあるものですから、どうしても皆さん除雪にかかわっている業者さんについては、もともとやられていた方で、オペレーターの方が新人の方もいらっしゃいますけれども、基本的には昔からやっている業者さんで、いろいろわかっていてやっていただいているところございますので、どうしても今回の雪、ことしの雪についてはそういったベテランの方でもなかなか容易にいかなかったというような雪だったというふうには聞いてはおります。

それと、道路維持の関係でございますけれども、これにつきましては委員おっしゃられるとおり、雪解けが進みまして、舗装道路も顔を出してくると、車道も歩道も見えてくると。その中で凍上だとか、あるいは融雪水ですとか、そういったもので道路が損傷しているというのが多々見受けられてくる時期にはなったというふうに思っております、うちのほうでもパトロール強化はしているところでございますけれども、たまたまきょうも建設部長としゃべっていたのですけれども、とりあえず前にも職員に対してもお願いはしたのですけれども、通勤ですとか、あるいはどこかへ出かけるとき、外勤するときに、道路状況がそういう状況だったら土木課のほうに知らせてほしいですとか、あと去年ですか、岡本さんの一般質問にもあったとおり、町内のタクシー会社さん、それと新聞販売所さん、それと郵便局さんについてお願いをして、道路状況が悪いときはお知らせ願えませんかということでもやってございます。

それと、ちょっときょうも話していたのですけれども、こういう時期、ことし特に何かひどいかなという気もしていますので、そういったパトロールだけではなかなか発見できないということもあると思うのですよ。町道の路線は必ず週に1回は通るということで通常のパトロールはやっているのですけれども、なかなか気温が上がってきて、急に下がるですとか、あるいは融雪水が出て急にどこかがおかしくなるというようなことがあろうかと思ひまして、とりあえずはホームページとかで町民の方々に、ちょっとそういったことを何か気がついたことがあったらお知らせ願えないかなというようなこともちょっと周知といたしましょうか、ホームページのほうでもお願いしてみたらどうかなというふうに思っているところです。あと、職員に対しても再度お願いをして、なるべくいろんな目で見て、そういう状況を確認しながら当たっていきたくと。

ただどうしても、凍上がおさまらないとなかなか本格的な工事ができないので、単純に合材で穴を埋めたりですとか、あるいは土のうを詰めてとりあえずは段差がないような形をしますとか、そういった応急措置でとどまる場合もありますので、そういうところについては融雪後といたしましょうか、はっきり下がったというかですね、道路状態が落ちついてから工事のほうは進めていこうかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 除排雪のほうですが、今、何業者のほうに委託しているのでしょうか。新年度予算では何業者に委託をしているのでしょうか。それで、排雪の割合をもっとふやせないものかということをお尋ねしたかったのですけれども、全般にこうだということでありました。

一つには、民地に置いてしまうというようなことも何か掌握されているようなのですけれども、基本的にはやっぱりあってはいけないと思うのですよね。相手との合意があれば別なのですけれども、縁石ぎりぎりとおっしゃいますけれども、あけてしまうと縁石が斜めになって落ちますからね。縁石は全部隠れてしまって車道までいくというのが、これ雪を投げると絶対そうなりますよね。そういう状況になりましてね、特に団地の道路の形態、東西に道路がついているところの団地のところでそういう状況があるので、比較的南北というのは、太陽が入って雪が解けるということもありまして、道路の幅そのものが広くよけられる、それでもぎりぎりですけれどもね。南北のほうになりますと、南に面するほうは解けるのですけれども、北側のほうは本当にひどくてこれ何かあったときに救急車や

消防車は入ってこれないだろうと思えるような除雪の状況が、1日、2日ならこれは行ったばかりと思うのですけれども、その後も続くのですよね。ですから、やっぱりそういう角に投げっていくことはやはり改めて、排雪場所を確保するという、公用地がなければどこか借りてでも確保して投げっていくようにしなかったら、抜本的な解決はできないのではないかと思いますね。

ですから、その辺は町の姿勢だと思いますので、どうなのかなということと、委託業者の方にその角の道路用地には投げたらだめだということを引きちんと指導しなくてはいけないというふうに思います。

それと、パトロールなのですけれども、こういった春先の時期に集中してパトロールするという体制はとれないのでしょうか。1週間に1回、なかなかぐるっと町道を回っただけでは見つけれないところもあるので、いろんな対応を民間の方にも協力していただいてやる、それはそれで大事だとは思っているのですけれども、しかし道路設置者としては、この時期にそういうのが集中してあらわれるというのはわかるわけですから、そのところだけ特別体制をとって、これから乾いて夏になってきたときには1週間に1回でいいのでしょうかけれども、こういった時期に素早い対応をすることによって、事故も防げるのではないかとこのように思うのですけれども、いかがですか。

○委員長（芳滝 仁） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） まず、除雪業者の数ということでございますけれども、うちのほうの除雪業者については全部で11社でございます。

それと、排雪の場所ということでございますけれども、基本的に路線数も多いといいたまいますか、どうしてもそういった場所をなかなか確保できないということで、昔からといいたまいますか、かき分けということでやっていますので、これについてはなかなか排雪する場所を確保するのは難しいかなというふうに思っております。

それと、パトロールの関係でございまして、先ほど私、定期的なことを言ったところでございますけれども、今時期確かにそのとおりでございまして、定期的なものに加えまして、実際には業者も動いていまして、当然、一般の方からお電話いただいて、ここが悪い、あそこが悪いといったら、そこへ行っていただくと。そこ行ってね、ということでご連絡をしております。

あと、職員でスポットで業者が回り切れないうところは回っておりますし、先週も私と部長でちょっと回ったりなんかもしていますので、ふだんとは違う道路のパトロールはしているつもりではあるのですけれども、何せ先ほど言いましたとおり、24時間そこで張りついて見ているわけでもございませぬので、なかなか気温の変化によって急に下がって、きのうまで何ともなかったのだけれども、きょう穴あいているとかということもございまして、そこについては先ほども言いましたけれども、地元に住んでらっしゃる方の情報だとか、そういうものがいただければありがたいなというふうに思っております。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 排雪の場所を確保するのは無理なのだということなのですけれどもね、無理なので終わらないで、どうするかということをお互いに知恵を出してつくっていかねばいけないと思うのです。雪が集中したということによって、そういう状況になっているということ、それから宅地化が進んで投げる場所が少なくなっていること、こういう状況はもう着実に進んでいるわけですからね。そうすると、借り上げ方式だとか、いろんなことをやるしかないのだと思うのですよ。今までのやり方で、一部公園を開放していただくとかね、そういうことは、一般の方にはそういう利用というのは取り組んでこられたと思うのですけれども、実はこれもあぶれて公道に出してしまうようなようなこともあるわけですね。

ですから、恐らく幕別よりも大きいような町などは、排雪場所をキープして持ち込むということをやっていると思うのでね、この冬はこれで終わるでしょうから、次期、今度の冬に向けてね、そういった大雪が降った状況のときに災害などがあることも考えられるので、その対応として排雪にももっとと重点を置いた場所の確保であるとか、それから出勤業者をもっとふやして早くするとか、そういう

ことは、これ課題としては十分に押さえてやっていく必要があるのではないかと思います。ぜひ、そういった対応をしっかりと位置づけていただきたい、このように思います。

○委員長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 昨年、60センチの12月に雪が降った後に担当している業者さんたちに来ていただきまして、もう一度除雪の仕方について確認しようということで、土木課のほうで打ち合わせをさせてもらいました。確かにオペレーターの方々も高齢化をして、世代がわりがして、なかなか経験の少ない方がオペレーターになっているという状況もございます。昨年の12月の降雪のときには、200件近い苦情をいただいているという、もう筆記ができないぐらい苦情が入りまして、これは逆にいいですと、我々としては大変ありがたい情報提供ではないかなというふうに思っております。こういった情報を、これからの試金石といいますか、教訓として、大体除雪の来る場所というのは大体そういったものが統計的に積み重なっていきますので、こういったことをこれからの除雪対応に生かしていきたいというふうに考えております。いろいろと苦情はなくなることはないのですが、こういったことを一つ一つ考えていきたいというふうに思っております。

それから、排雪に関しましては、大きくは排雪するというのを町のほうで考えております。個別に排雪というのはなかなかこれいろんなことがあるものですから、あそこだけがということもやっぱり出てきますので、やるときにはきちんと幹線をやるとか、バス路線をやるとか、そういったことで排雪場所は町の指定している場所がございますので、そちらに持っていくと。民地を借りるというのは、協働のまちなどでもそういった対応はできることになっておりますので、公区の方々にもそういった情報を提供してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（芳滝 仁） ほかに質疑はないですか。

小島委員。

○委員（小島智恵） 135ページの15節工事請負費、細節2緊急整備工事ですけれども、説明の中で明野ヶ丘公園のマウンテンバイクコース改修支援事業ということで、新規の事業ということで説明ございました。本町出身の山本幸平選手の監修による既存コースの改良ということになると思うのですが、もともとどういったいきさつでこういった事業が行われるのでしょうか。実際マウンテンバイクの競技人口が少ないように感じているのですけれども、今後どのぐらい活用されていくと見込まれているのか、目的とかについてもお伺いしたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） 明野ヶ丘公園のマウンテンバイクの関係でございますけれども、どのような経過ということでございますので、若干説明させていただきたいと思っておりますけれども、昨年、山本幸平さんが、たしか7月でしたか、町長のところにお越しになられております。オリンピック種目であるマウンテンバイクにつきまして、裾野を広げたい、あるいは皆さんに自転車の楽しさを知っていただきたい。大きく言えば東京オリンピックへ向けていろんな活動をしたいというような思いから、小さいころから自転車で訪れていた明野ヶ丘公園にマウンテンバイクコースをつくりたいというお話が町長のほうにございまして、町長もできる限り協力するというものであります。これを受けまして、公園の管理担当といたしましても、山本さん等と何回かお話をさせていただいたところでございますけれども、私どものほうもなかなかコースのつくり方というのが頭の中になくて、山本幸平さんの考えをお伺いいたしますと、既存のこういう施設を利用して、要するに上から下まで下がってまた上がったとかということで、公園の中を巡るというようなことがメインになりまして、たまたまその中に公園の途中にもともとありましたサイクルコースがございまして、そこが使用されていないような状況、使用できないようなと言ったほうがいいでしょうか、そういったような状況がございましたことから、その再整備といえましょうか、について山本さんのほうからご提案をいただきまして、町のほうでその関係資材をご用意するというようになっておりまして、なかなか山本さんが日本にいらっしやらないものですから、こちらのほうで山本さんの意を酌むような代理の方と、今後詰めていきたいというふうに考えております。

マウンテンバイクの人口がどうかということなのですけれども、基本的に人口というのが明確になったようなものは、私もインターネットでは、どちらかというもない状況だと思います。今後どういうふうなこの展開になっていくのかということもございますけれども、まずはマウンテンバイクの選手が出た幕別町から、そういったものを発信して、そういった情報とかを拾っていきたいというふうに考えております。

○委員長（芳滝 仁） 小島委員。

○委員（小島智恵） 山本さんご自身も余り日本にいらっしゃらないという話もあったので、実際にこういったものをもともとサイクリングコースを再整備といいますか、改修されると思うのですけれども、余りつくったけれども余り活用されないではまた困ると思いますので、コースを改修する以上は十分活用されるように、また PR、自転車コースでも活用されるように PR していただきたいのですけれども、今のところはどうでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） 山本さんといろいろと昨年からお話をさせていただきました。オリンピック選手であるということも知名度として大変高いものがございます。我々としては、いきなり専門的な方々が来て、そこでバイクに乗るということではなく、子どもたちにまずそういったものを知ってもらおうと。もともとはモトクロバイクのコースでございましたから、そういった人たちにも呼びかけをしまして、底辺の拡大をしていきたいと。そういう親しまれる公園づくりという中で、このコースづくりでの一つ目玉として整備をしまいたいというふうに考えております。費用対効果ということ、いろんなこともあるのですが、本当にお金をかけずにできることではないかということだったものですから、我々としてもお金が余りかからないのであれば、まずはやってみようというところから、そしてそういう人たちに周知をしていこうところで、この事業に対する考え方で予算を計上させていただきました。

○委員長（芳滝 仁） ほかに。

（なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） では、8 款土木費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、9 款消防費に入らせていただきます。

9 款消防費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 9 款消防費につきましてご説明申し上げます。

139 ページをごらんください。

9 款 1 項消防費、1 目常備消防費 5 億 1,478 万円であります。

細節 3 及び 3 は、東十勝消防事務組合分担金で、消防議会及び消防本部職員人件費等の共通経費並びに幕別消防署職員の人件費、交際費等に係る費用、細節 5 は、本年 5 月に設立予定のとかち広域消防事務組合に対する事務費等に係る分担金であります。

2 目非常備消防費 3,086 万 4,000 円であります。

非常備消防団員報酬や団の運営交付金等、通常、団費と言われる経費の分担金であります。

3 目水防費 86 万 1,000 円、災害に備えての費用であります。

以上で、消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（芳滝 仁）

（なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 9 款消防費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

この際、16 時 25 分まで休憩をいたします。

○委員長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、10 款教育費に入らせていただきます。

10 款教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（森 範康） 10 款教育費についてご説明申し上げます。

140 ページをお開きください。

10 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費、予算額 256 万 6,000 円であります。

本目は、教育委員 4 名の報酬、旅費、交際費などであります。

2 目事務局費、予算額 3,715 万 3,000 円であります。

本目は、教育委員会事務局の管理運営、臨時職員等の共済費、各種負担金、交付金に要する費用であります。

1 節報酬は、教育支援委員会委員、いじめ防止対策推進委員会委員、調査委員の報酬であります。

7 節賃金のうち細節 6 学校教育推進員は、学校教育にかかわる専門的事項に係る指導・助言等を行うために配置する嘱託職員 1 名の賃金、細節 7 子どもサポーターは、まっく・ざ・まっくを活動拠点として、不登校の児童生徒に対する学習指導や相談業務などを行う臨時職員 3 名分の賃金であり、このうち 1 人は、北海道のスクールソーシャルワーカーを兼ねているものであります。

141 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 6 教育振興会交付金は、教職員の研修事業のほか児童生徒の英語暗唱大会、作品展の開催などに要する費用を交付するものであります。

142 ページになりますが、細節 11 第 12 地区教科書採択教育委員会協議会負担金は、平成 28 年度から使用する中学校用教科書を採択するために、管内 18 町村で構成する協議会への負担金です。

3 目教育財産費、予算額 1 億 2,895 万 5,000 円、本目は小中学校の校舎等の維持管理に要する費用であります。

11 節需用費のうち細節 40 修繕料は、学校及び教員住宅にかかる修繕料。

143 ページになりますが、13 節委託料のうち細節 15 札内中学校屋内運動場改修設計委託料は、屋根の改修のほか屋根ブレースの改修及び落下物防止工事を行うための設計委託料であります。

15 節工事請負費は、細節 3 の幕別小学校、札内北小学校、白人小学校の屋内運動場の照明やつり天井、バスケットゴールなどの落下物の防止工事、細節 4 の札内中学校屋内運動場の改修工事が主なものであります。

144 ページになります。

4 目スクールバス管理費、予算額 1 億 1,940 万 4,000 円、13 節委託料はスクールバス 12 路線の運行委託料のほか、札内中学校屋内運動場の改修工事期間中の生徒の体育授業及び部活動を札内スポーツセンターで行うため、その送迎バスの運行委託料であります。

18 節備品購入費は、忠類東部線バスの老朽化に伴う工事になります。

5 目国際化教育推進事業費、予算額 1,236 万 3,000 円は、中学校 5 校において英語教育のティーム・ティーチングによる英語指導のほか、幼稚園、小学校にも訪問し、英語指導を行う嘱託職員 2 名の賃金が主なものであります。

145 ページになります。

6 目学校給食センター管理費、予算額 2 億 6,485 万 9,000 円であります。

本目は、幕別学校給食センター及び忠類学校給食センターの管理運営に要する費用であります。

本年度の給食数につきましては、児童生徒、教職員を合わせて、幕別は 1 日約 2,900 食、忠類は 1

日約 250 食を見込んでおります。

7 節賃金、細節 2 の臨時職員賃金は、幕別 13 人、忠類 5 人の調理員の賃金、細節 4 嘱託職員賃金は幕別学校給食センターの調理に係る嘱託職員を 4 人から 6 人に増員することに要する費用であります。

146 ページになりますが、細節 60 及び細節 61 は、給食食材の購入に要する費用、13 節委託料は、147 ページになりますが、細節 7 の 5 路線の配送委託料が主なものであります。

148 ページになります。

2 項小学校費、1 目学校管理費、予算額 1 億 7,067 万 9,000 円であります。

本目は、小学校 9 校の管理に要する費用であり、本年度の児童数は、前年度より 25 人減の 1,475 人、教職員は 157 人の見込みであります。

7 節賃金、細節 2 は、町単独で任用する 4 校 4 名の学校事務補助職員賃金、細節 6 は 6 校 32 人の特別支援教育支援員の賃金であり、支援員は前年度より 2 名の増員であります。

149 ページになります。

13 節委託料は、小学校の管理、清掃、警備、巡回校務補派遣に要する経費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 5 は学校規模に応じた必要な管理費用、150 ページになりますが、細節 6 は、学校行事や体験活動などの要する運営費を交付するものであります。

2 目教育振興費、予算額 7,211 万円であります。

11 節需用費細節 4、消耗品は本年度から使用する教科書の改訂に伴う教師用指導書及び指導教材の整備に要する費用が主なものであります。

13 節委託料は、小学校の体育の事業を支援するため NPO 法人幕別札内スポーツクラブに指導者の派遣を委託するものであります。

18 節備品購入費の細節 2 教育用 ICT 機器は、白人小学校 42 台分の購入に要する費用及び北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用し購入を進めておりました児童用コンピューター、7 校 148 台分の償還金であります。

20 節扶助費は、就学援助に係る費用であり、本年度は要保護、準要保護対象者の認定率を 20%と見込んでおります。

151 ページになります。

3 項中学校費、1 目学校管理費、予算額 1 億 1,501 万 1,000 円であります。

本目は、中学校 5 校の管理に要する費用であり、本年度の生徒数は前年度より 4 人増の 858 人、教職員数は 93 人と見込んでおります。

7 節賃金細節 2 は、町単独で任用する 4 校 4 名の学校事務補助職員の賃金、細節 7 は 3 校 7 名の特別支援教育支援員の賃金であります。支援員は前年度より 2 名の減であります。

152 ページになります。

13 節委託料は、中学校の管理、清掃、警備に要する費用、19 節負担金補助及び交付金、細節 6 は学校行事や体験活動などに要する運営費を交付するものであります。

2 目教育振興費、予算額 4,835 万 3,000 円であります。

8 節報償費、細節 3 は、部活動などで優秀な成績をおさめ、全道・全国大会に出場する際の費用を補助するものであります。

153 ページになります。

18 節備品購入費、細節 2 教育用 ICT 機器は、忠類中学校 25 台分の購入に要する費用及び北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用し購入を進めておりました生徒用コンピューター、1 校 42 台分の償還金であります。

20 節扶助費は、就学援助に要する費用であります。要保護及び準要保護者の認定率を 21%と見込んでおります。

154 ページになります。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費、予算額1,356万3,000円、本目はわかば幼稚園の管理に係る費用であり、本年度の児童数は3歳児15人、4歳児23人、5歳児12人の合計50人となる見込みであります。ます。

7節賃金、細節2は事務補助職員1人と代替職員2人の賃金、細節4は園長の賃金、細節5は支援員3人の賃金であります。

155ページになります。

2目教育振興費、予算額3,289万1,000円であります。

19節負担金及び交付金、細節3私立幼稚園入園料保育料補助金は、保護者の経済的負担軽減のために入園料及び保育料の一部を町が補助するものであります。

20節扶助費、就園奨励費扶助は、国の基準に基づき私立幼稚園の保育料の一部を補助するものであります。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、予算額1,303万6,000円であります。

本目は、社会教育委員15人の報酬のほか、生涯学習推進アドバイザー1人の嘱託職員賃金、各種団体等の補助金などが主なものであります。

156ページになります。

9節旅費、細節3特別旅費は、中学生及び高校生の海外研修の引率者3名の旅費、19節負担金補助及び交付金、細節6は、中学生16人、高校生2人分の海外研修の参加に係る補助金であります。

157ページになります。

2目公民館費、予算額958万7,000円、本目は糠内、駒島公民館及びまなびや相川・中里に係る管理運営に要する費用であり、7節の管理人賃金及び需用費が主なものであります。

158ページになります。

3目保健体育費、予算額6,156万3,000円であります。

本目は、スポーツ推進委員12名分の報酬及び全道・全国大会参加奨励金、体育団体に対する補助金のほか、社会体育施設の管理運営に要する費用であります。

7節賃金は、パークゴルフ場のクマゲラハウス、プールなどの管理人賃金、8節報償費、細節3は、少年団などや部活動などで、全道・全国へのスポーツ大会に出場する際の交通費や宿泊費に係る費用の2分の1を補助するものであります。

159ページになります。

13節委託料は、運動公園野球場及び陸上競技場のほか、町民プールの管理委託に要する費用が主なものであります。

160ページになります。

15節工事請負費、細節2は、忠類町民プール温水器の老朽化に伴う更新工事費であります。

19節負担金補助及び交付金、161ページになりますが、細節7チャレンジデー実行委員会補助金20万円であります。本年度は5月27日水曜日、兵庫県養父市との対戦が決定いたしました。

養父市は平成27年2月1日現在の人口は2万5,498人であり、面積は約423平方キロメートルと本町より約2,100人少なく、約56平方キロメートル小さい自治体であります。昨年度の参加率は本町の29.3%に対し、養父市は30.8%でありました。

4目町民会館費、予算額2,166万6,000円、本目は町民会館と札内福祉センターの管理運営に要する費用であり、11節需用費のほか、162ページになりますが、13節の委託料が主なものであります。

5目郷土館費、予算額859万4,000円、本目はふるさと館と蝦夷文化考古館の管理運営に要する費用であり、7節賃金のほか11節需用費が主なものであります。

1ページ飛びまして、164ページになります。

6目ナウマン象記念館管理費、予算額1,197万8,000円、7節の賃金及び11節の需用費が主なものであり、165ページになりますが、15節工事請負費の改修工事は、記念館入りロスロープに手すりを設置するものであります。

7目スポーツセンター管理費、予算額4,952万7,000円、本目は農業者トレーニングセンター、札幌内スポーツセンター及び忠類体育館の管理運営に要する費用であります。

7節賃金は、トレーニング補助員及び指導員の賃金であり、166ページの13節委託料は、管理委託料が主なものであります。

15節工事請負費は、スポセン床のウレタン塗装工事を行うものであります。

167ページになります。

8目集団研修施設費、予算額168万4,000円は、平成23年度から供用開始となりました集団研修施設こまはたの管理運営に要する費用であります。

9目図書館費、予算額4,635万9,000円、本目は本館、札幌内、忠類分館の管理運営に要する費用であり、168ページになりますが、7節賃金は臨時司書7人、ブックモバイル運転手1人、臨時職員1人の賃金であります。

169ページになります。

18節備品購入費、細節1の図書館資料は3,483冊、細節2のAV資料は54タイトル分の購入に要する費用であります。

19節負担金補助及び交付金、細節6は、町民文芸誌まくべつの発行に係る交付金であります。

170ページになります。

10目百年記念ホール管理費、予算額7,968万1,000円、本目は百年記念ホールの管理の運営及び忠類地区の生涯学習講座に要する費用であります。

13節委託料は指定管理業務委託料、19節負担金補助及び交付金は町民芸術劇場及び文化協会への活動費補助が主なものであります。

以上で、10款教育費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたが、ここで質問を予定されている方を確認いたしますので、挙手をお願いいたします。

（挙手する者あり）

○委員長（芳滝 仁） はい、わかりました。

この際、お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日は、これで散会をいたします。

なお、17日の委員会は午前10時から開会いたします。

16：42 散会

平成27年度 各会計予算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成27年3月17日
開会 10時00分 閉会 14時42分
- 2 場 所 幕別町役場5階議場
- 3 出 席 者

① 委員(17名)

小川純文	寺林俊幸	東口隆弘	藤谷謹至	小島智恵	岡本真利子
藤原 孟	乾 邦廣	牧野茂敏	谷口和弥	芳滝 仁	田口廣之
前川雅志	中橋友子	野原恵子	増田武夫	千葉幹雄	

② 委員長 芳滝 仁

③ 議長 古川 稔

④ 説明員

町 長	岡田和夫	副 町 長	高橋平明
会計管理者	田井啓一	総 務 部 長	菅野勇次
経 済 部 長	田村修一	民 生 部 長	川瀬俊彦
企 画 室 長	伊藤博明	建 設 部 長	佐藤和良
忠類総合支所長	姉崎二三男	札 内 支 所 長	羽磨知成
教 育 部 長	森 範康(教育長職務代理)	企 画 室 参 事	細澤正典
総 務 課 長	境谷美智子	地 域 振 興 課 長	原田雅則
糠内出張所長	妹尾 真	町 民 課 長	山岸伸雄
保 健 課 長	合田利信	税 務 課 長	中川輝彦
こども課長	杉崎峰之	水 道 課 長	須田明彦
保 健 福 祉 課 長	稲田和博	図 書 館 長	林 隆則
経 済 建 設 課 長	天羽 徹	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	坂口惣一郎
学 校 教 育 課 長	川瀬康彦	生 涯 学 習 課 長	澤部紀博

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司

- 4 審査事件 平成27年度幕別町一般会計ほか8会計予算審査
- 5 審査結果 一般会計質疑
- 6 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員会委員長

芳滝 仁

議事の経過

(平成27年3月17日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（芳滝 仁） それでは、昨日に引き続き、予算審査特別委員会を開会いたします。

10 款教育費につきましては説明が終わっておりますので、質疑をお受けしたいと思います。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 3 点お尋ねをいたします。

1 点目は、ごくごく単純なことなのですが、144 ページ、教育費、4 目スクールバス管理費の 13 委託料、昨年度から比べまして金額が大きく変わっております。この要因について伺います。

続きまして、ページ数では 155 ページ、目では幼稚園管理費にかかわりまして、きのうのご説明では、50 人が入所予定されているということでありました。お尋ねしたいのは、19 の負担金補助及び交付金の中の 5 管内公立幼稚園教育研究会負担金にかかわりまして、現実的に幼稚園教員の研修がどのように実施されてきているのか、伺います。公立の幼稚園は、この町に一つしかありません。したがって、他町との研究会が多いのではないかとと思いますが、そういった絡みも含めまして、どんな実施をされているのか伺います。

最後であります、教育全般にかかわるもので、ページ数は指定できませんけれども、教育委員会制度が大きく新年度から変わってまいります。いろいろあるのですが、その中の柱となります教育大綱というのを策定することが義務づけられました。この教育大綱は基本方針に基づいてつくっていかれるわけですが、体制が変わっていく中で、教育委員会の独自性を出しながらやっていくという点では、今までとは違った、つまり教育長が任命せというような流れがありますので、違った形になっていくかと思えます。どのように準備されて策定を考慮されるのか伺います。

○委員長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） まず、スクールバスの関係でございます。こちらにつきましては、まず委託料の関係でございますけれども、貸し切りバスの運賃制度の改定によりまして、バスを借り上げて運航している 2 路線につきまして、制度に基づく運賃方法の積算により、1,500 万円ほど増額ということになります。

あともう一点でございますけれども、スクールバス、忠類東部線の更新を予定しているところであります。こちらにつきましては、購入するというところで予算のほうが増額となっているところであります。

あと、幼稚園の研修についてでございます。幼稚園の研修につきましては、国公立幼稚園の研究大会、あと道の国公立の幼稚園園長の総会、これは園長になりますけれども、あとは幼稚園の教育課程にかかわります研修会、あと幼稚園の研究大会の部会、それと管内で公立幼稚園の研修会がございます。こちらのほうに人数を調整しながら参加しているというところであります。

○委員長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（森 範康） 教育大綱の策定の関係でございます。地教行法の改正によりまして、町が教育大綱を策定するというようになっております。先般、町部局と協議したところでございますけれども、大綱策定で当たっては、町部局の企画室が担当するというところで調整を進めております。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○委員（中橋友子） スクールバスであります、12 路線ということは変わらないわけですね。そうしますと、今回、新しく購入をするという 2,250 万円は別といたしまして、運行委託料が昨年度の当

初予算から比べまして約2,000万円、今、お答えでは1,500万円ということでありましたけれども、委託料がそれだけ引き上がったという、路線は全く変わらないという中で予算が9,000万円を超えたということは委託料が引き上がったというだけが理由なのでしょうか。引き上げとしては、かなり大幅な中身ではないかと思う。もちろん、ガソリンや何かの値上げもあったとは思いますが、7,000万円台から9,000万円というのはかなり大きい金額だと思いますので、もう一度詳細についてお伺いしたいと思います。

次、幼稚園教諭の研修なのですけれども、職員の皆さんが、今、10名を超える職員の方がいらっしゃると思うのですが、その方たちが日々、幼稚園保育の教育業務を更新させていくという意味では、日常的なもちろん自主研修もそうなのですが、教諭同士の意見交換であるとか、あるいはそれは同じ職場ではなくて、園を越えた研究会、そういうものが保障されていくことが大事だと思うのです。

ところが、なかなか公立の幼稚園が少ないということで、管内でも公立の幼稚園を設置しているところは、幕別町と浦幌町ともう一カ所というふうに聞いておりました。それで、そういったところの意見の交換会というのがなかなかできないこととあわせて、これは予算の問題だと思うのですが、なかなか教員全員が参加するというような予算保障になっていないという声を聞いております。それで、ことしも50名ということで定員いっぱいの子どもさんを迎えて教育していくわけですから、十分な研修の保障を、今、以上に保障していく必要があるのではないかと思います、この現状に対する認識と、それから保証する上での手だてはどのようにお考えでしょうか。

それから、大綱のほうなのですけれども、企画室ということになると、教育委員会とのかかわりはどんなふうになっていくのでしょうか。教育大綱でありますから、もちろんそれが教育行政の一番の柱になっていくわけですね。それで、これまではもちろん教育委員会が自主的に教育行政にかかわる基本姿勢、計画を持って進められてきたと思うのですけれども、それが教育現場ではなくて企画室というふうになっていきますと、つまり今まで教育委員というのがいらっしゃって、これはこれからも残るのですけれども、そこが幕別町全体の教育の柱になるところでしたよね。ですけれども、そこで計画するのではなくて、企画室にゆだねるとするのは、どんな理由から企画室にゆだねられたのでしょうか。これまでどおり教育委員の中で決めていくということは不可能なのでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（森 範康） 1点目のスクールバスの委託料の関係でございます。今回の委託料の増額の理由といたしましては、12路線のうち2路線がバスを借り上げて運航している路線でございます。この2路線につきまして、平成24年に起きました高速ツアーバスの事故を踏まえまして、一般貸し切り旅客自動車運送事業の運賃制度が改正となりました。これに伴いまして、主に人件費等の増額が国交省から制度改正が示されましたことによりまして、この2路線分の運航委託料が増加というふうになったところであります。

それから、2点目の幼稚園教員の研修の関係でございます。例年、札幌での研修のほか、幼稚園に入りました新人研修も含めまして研修に出ているところでありますけれども、教員全員が同じ場所で研修を受けるということは、非常に大切なことというふうには認識をしております。しかしながら、予算の研修旅費に限りもありますし、全員が研修に参加することも大切でありますけれども、その中で一人二人研修したその成果を、または幼稚園の中で伝えていくということも本人の研修になるものだというふうに私どもは認識しているところであります。限られた予算の中で充実した研修に派遣できるようにまた考えてまいりたいというふうに思っております。

それから、3点目の教育大綱の関係でございます。この改正によりまして町が策定するという形になっておりますので、先ほど企画室というお話をさせていただきました。

ただ、実際には、中橋委員おっしゃられますように教育行政全ての事務を担当しているのは教育委員会でございますので、教育委員会が基本的な考え方なり素案を策定した上で、町と大綱策定に向けた作業を進めていくという流れになるというふうに判断しております。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○委員（中橋友子） スクールバスの件は理解をいたしました。

幼稚園教諭の研修は、実際、これまで何名が研修されていて、ことしの予算ではこの10名の職員のうち何名が参加されるのでしょうか。確かに効果を上げるという点では、いろんな工夫をされていかなければならないと思うのですけれども、複数設置されている保育所と違いまして、1カ所しかないということはある意味では閉鎖的になりやすいといえますか、学ぶ機会が本当に少なくなっているのが実情だと思うのです。実際、そういう現場の声もありまして、もっともっと研究のあり方も変えて、たくさんの旅費のかかるような研修以外に、もちろん公立でありますから、公立だけの関係で築かれてきたと思うのですが、町内には民間の幼稚園もございます。教諭という立場では同じ子どもの発達、それから教育に責任を持つという点では同類だと思いますので、そういった研修のあり方なども検討する必要があるのではないのでしょうか、どうでしょうか。

教育委員会が素案をつくるということで、ちょっと安心したのですけれども、これ義務づけですから、今までの任意とは違って決定していかなければならないと。そして、部長がお答えいただいたように首長が決定できるということにはなっています。

しかし、そうではあっても、本来ならば教育の基本方針は教育委員会がつくるというのは、これ一番現場に携わっているわけですから、一番有効なものをつくるといふふうに思うわけです。教育長とそれから教育委員会が協議機関として総合教育会議などというのも行われていくというふうに聞いておりますので、出発は教育委員会であるという答弁でありましたから、こういったところに諮りながら素案をつくられて、それが企画に送られるというふうに認識していいのでしょうか。そして、もっと言えば、そういった素案といえますか、もう現場でつくるわけですから、それはわざわざ企画に回す意味合いがあるのかというふうに思うのですけれども、そこは義務づけられないというようなこともありますので、教育委員会の自主性を持ってきちんと決定していくという、そういうふうにはなっていないのでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） 大変失礼いたしました。

研修につきましてお答えいたします。全道研、函館のほうでありました。こちらのほうには2人出しております。

あと、他町との研修につきましては、長期休暇等々を利用して、全員が1回ですけれども出ているところであります。

あと、初任者研修がございまして、1人出ているところであります。

平成28年度に公立幼稚園の全道研修会が当幼稚園で予定しているところでございますので、それに伴う準備の研修会、あとはプレの研修会とかそういったものを平成27年度については追加しているところであります。

民間幼稚園との研修をということでございますけれども、こちらにつきましては、お互い長期休暇というのがございますので、夏休み、冬休みがございまして、こういったものを利用しながら、管内もそうですけれども、研修ということですので、交流を深めていきたいなということを検討したいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（森 範康） 大綱であります。地教行法の改正の中で、首長は総合教育会議において教育委員会で協議し、大綱を策定するというふうに規定されております。前段も申し上げましたけれども、教育委員会の基本的な考え方を首長と協議しながら教育行政を進めていくと、そのための大綱を策定するという考え方でおります。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 協議といいますか、これ、もともと教育行政が独立してやられてきた背景については、考え方については、さきの本会議の中でも申し上げさせていただいたのですが、独立した教育行政を推進していくということが、やっぱりこれまでの日本の教育のあり方などの流れから言って必要だということで築かれてきたことは認識されているとおりでと思います。そういうものが今の幕別町のこの新しい体制の中で企画がかかわる、あるいは首長がかかわるということで、決してゆがめられるというふうに思うわけではありません。しかし、教育委員会がきちっとやってきたものについて、その関与がどんどん深まっていくというふうになれば、やはり自主性という点では後退していくだろうというふうに思います。こういった改正そのものに大きな矛盾を感じているわけですが、しかし確たる姿勢を持っていけば、教育委員会の考え方のもとに、例えば町長を外すということにはならないのですけれども、実質的には教育委員会が主導権を持って、きちっとその計画を立てながら、法律で決まった以上は首長にも見ていただくというような、そういった関係程度で進むことができるのではないかとこのように思うのですけれども、そうはならないのでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（森 範康） 今回の地教行法の改正の大きなきっかけは天津市の子どものいじめ事件でありました。その対応について、教育委員会の動きが余りよろしくなかったということで、制度改正になったものであります。委員おっしゃいますように、教育の独立性は、この制度の改正によって、これまでと大きく変わるものではないというふうには認識しているところでございます。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 独立性について大きく変えるものではないと認識されるということでありますから、その点をぜひ貫いていただきたい。確かに天津の教育委員会のあの隠蔽をした、いじめがあったことを隠していた事件が一つの理由になっているということは承知はしておりますけれども、そこそこの教育委員会が、どの組織もそうですけれども、そういった正しくないことをするというは、やはりそこはそこできちっと解決されていかなければならない。だからといって独立性が崩されるというところに直結するものではないというふうに私は考えます。したがって、これからは法の改正によって大綱も首長が参画する中で決めなければならないというふうに定められたといういずさはあるのですけれども、教育委員会の自主性、独立性というのは貫いていただきたいということを申し上げて質問を終わります。

○委員長（芳滝 仁） ほかに。

藤原委員。

○委員（藤原 孟） それでは、3点につきまして質問いたします。

1点目が140ページ、2目事務局費、細目の細節が3番いじめ防止対策推進委員会委員報酬、4番、同じような文言ですが、いじめ防止対策推進委員会調査委員報酬と、実に簡単な言葉では理解のしづらい文言が続いておりますので、これのまず目的といいますか、内容につきまして説明をしていただきたいと思います。

2点目、143ページ、細節の12番、学校屋内運動場落下防止対策設計委託料、また同じく工事請負費の落下防止対策工事ということで先般、幕別中学校の卒業式に行きました。同僚議員も何人か参加したと思いますが、体育館の屋上、天井を見ますと、今にも落ちてきそうな状態が12カ所、私の目には映りました。これはこのまま予算を通していくと、多分入札、それから工事まで行くと、早くても夏休み程度の工事になるのではないかと推測しております。それでは遅いのではないかと。これ、本当に落下事故が起きたら重大な事故にもつながるので、何とかこれは早急に幕中の分だけでも対応すべきでないかと思ひましてお伺いいたします。

3点目、166ページです。7目のスポーツセンター管理費、この7節の賃金であります。

今回は、予算で臨時の方が六百八十何万円、それから嘱託として計上されているのが昨年度よりも半額に近い状態で減らされております。補正のときに179万2,000円不用額が出たということで、私

たちはそれは補正のときに認めたのでありますが、そのことを踏まえて、今回、嘱託職員の予算を減らして、臨時のほうの予算ふえたのか。これは非常に高度な技術といいますか、資格を多分採用時点においては求めている、そう私は捉えております。それなのに賃金体系では支払いの条件といいますか、それが悪くなっているのではないかという気がいたしますので、お伺いいたします。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） 最初にいじめ対策推進委員会委員、それとあと調査委員についてであります。

いじめ防止対策委員につきましては、いじめ防止等に係る諸問題、それを協議すると。あと、実効的な対策について調査・研究・検討を行うというところで、またあと重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うためにいじめに対して専門的な知識を有している方5人、こちらの方につきまして委嘱をし、対策を講じていただくものであります。2月に第1回目の会議を開催しておりまして、民生委員・児童委員、あとスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、社会教育委員、行政相談委員の5名で構成しているところであります。

あと、調査委員についてであります。

調査委員につきましては、従来いじめ問題等の対策推進委員会でいじめ標語の募集等の啓発活動をしてございました。これを発展的に開催をいたしまして、こちらの調査委員に事業を移し、それで取り組んでいただくと。

それとあと、いじめの防止等の対策や重大事項に関する調査を実施するに当たりまして、必要に応じて調査委員をこちらのほうを委嘱するというところであります。

あと、落下物の関係でございます。

こちらにつきましては、平成26年度で落下物の点検の調査をしているところであります。工事につきましては、幕別小学校、こちらにつきましては、バスケットゴールの撤去、あと照明器具、あと屋根等、こちらのほうを早急に工事のほうに回したいというところで考えているところでございます。

あと、札内北小、白人小学校というふうな今のところこの科目で考えているところでありますが、ほかの危険の生じた場合、あと危険が生じそうな場合は、そこは早急に対応のほうをしたいというふうに考えているところであります。

あと、幕中の関係でございます。

幕中につきましては、総合計画の3カ年で、平成28年度に予定しているところであります。

以上でございます。

○委員長（芳滝 仁） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） トレーニング指導員の賃金の関係でございます。

平成25年度までの体制といたしましては、嘱託職員2人、それから臨時職員2人という体制で行ってまいりました。26年度に入る前の月、3月だったと思いますけれども、その4人のうちの3人が実は退職といいますか、雇用を更新しないというふうなことで、そのうちの1人は了解をしたのですけれども、突如2人がそのような申し出がありまして、継続して雇用することができない状況になりました。急遽、道内の大学に募集するなり、職安に出すなりして対応いたしましたけれども、いかなせん資格があるものですから、なかなか人もいないと。昨今の雇用情勢が求人倍率が上がっているというようなこともありまして、なかなか人が集まらないという状況がありました。それで、4人のうち3人がいなくなって、その後どのような体制をとったかといいますと、当然、今までずっと長くいた職員は、臨時職員だったのですけれども、長くいますし、経験もあるということで嘱託職員ということで採用がえをいたしました。

それから、それ以外の職員につきましては、人がいないということもありまして、それまで代替でお願いしていた方、その方に通年で働いていただきたいということにいたしました。その方は、もう70過ぎておりまして、ちょっと厳しいところがあったのですけれども、人がいないということがあ

りまして、そういうふうにさせていただきました。

それから、ほかの二人につきましては、昨年の4月に入っていた方、同時に4月に入った方もいたのですけれども、その方は途中で退職され、やめて別のところの会社行かれましたので、その4人目の方についても、一時期空白の期間がありまして、それで10月の中旬だったでしょうか、そのときからまた職安を通じてお申し込みされた方を採用したということで、26年度当初といたしましては、嘱託2人、臨時職員2人ということを考えてはいたのですが、人のやめたりしたということもありまして、嘱託職員1、臨時職員3という体制で行ってまいりました。

新年度に当たりまして、従来の嘱託2にするという考え方もありますけれども、経験年数が短いということもありますし、どの程度の指導力を持って仕事に当たれるかということもありますので、まだ年齢的にも若いというのもありまして、ちょっと様子を見させていただいて、状況によって行く行く嘱託職員にするかということも考えていかなければならないのだろうなというふうに思っております。

○委員長（芳滝 仁） 藤原委員。

○委員（藤原 孟） 先ほど、まず1点目のいじめの問題ですけれども、どうもこの施策が予算をとるということは、大人の目線でしか物事を考えていない。そして、防止と言いながらも、本当は子どもの中に入って子どもがいじめをしなくなる、そういう施策を打つことが私は一番だと、以前にもピンクシャツデーの制定とかそういうお願いもしました。そういうことがあって初めて、子どもがいじめをしないようにということ、それがこの予算で見ると、本当大人が言葉で子どもの防止をするという、それでは多くのいじめは対策として、実際に成功している例は少ないのではないかと私は思うのです。ぜひ、こういう予算ではなくて、もっと子どもの目線、そういう予算はこの中に私は見てちょっとわからないのですけれども、どこにそういう予算が隠されているのかちょっと示していただきたいと思いますがいかがですか。

それと、学校、特に幕中の屋体、これは私、幕中しか見ておりません。本当に3カ年計画があるのはいいのですけれども、早急にこれ対策すべきではないかと。かなりの部品が外れているように、よく皆さん目視でと、得意の目視、目で見たそういう論法で言ってきますけれども、私も自分で見た目では、本当に危険な、今にも外れそうな状態である。それを私も知っていて、なおかつ委員会の方も卒業式に来ているわけですから、それで事故があったとしたら、その責任というものは議会にもあるし、皆さんにもあると私は思うのです。それゆえに、これを早急に対策できないのか伺いたします。

それと、3点目のスポセンのことですが、結局高度な資格を求める割には、その支払う賃金が合致していないから途中で抜けていく、途中でやめていくという現象がずっと起きているのだと思うのです。そのことをやはり若いから、それから指導力がないからと言いながら、また恐らく今年も7月か8月になれば抜けていって、何が困るかという、あそこのスポセンで指導員を頼って運動している利用者が一番迷惑かかっているのですね、町民が。なおかつ、農業トレセンのスポセンにしても、そういう指導者がいなくなれば利用率が減る。利用率が減れば、当然こういう施設は要らないのではないかと議論にもなっていくわけです。そこのところよく考えると、より雇用条件というのはよくしていくべきではないかと、特にそれなりの資格を求めているわけですから、そこのところを改善する考えは全くないのか伺います。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） いじめに関しますほかの予算ということでございます。

こちらにつきましては、賃金的なものになりますが、子どもサポーター、こちらのほう、不登校というような認識はあるかもしれませんけれども、いじめ等についても相談を受けているところであります。

あと、心の相談員とか、それとあと道からの派遣事業になりますが、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、主に人的なものでございますけれども、こういったところでの対応をして

いるところであります。

2点目、幕中の天井の關係でございますけれども、私どもも天井のほうは現場に行ってみるところであります。多分、危険だなと感じられるのは防音材なのかなと思われま。防音材につきまは、フェルト状の段ボールみたいな軽いものでございまして、柔らかいもので変形はあって、それが少しずつひらひらと落ちてきているということかもしれません。躯体的には、問題はないというふうに認識はしているところであります。

以上でございます。

○委員長（芳滝 仁） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） トレーニング指導員ですけれども、資格を求めています。例えば、保健体育の資格を持っているとか、ほかにはスポーツの指導員とか、あと健康運動実践指導者とか数としてはいろいろあるのですけれども、その中で資格を求めている、今現在の賃金の状況がよくないから人が抜けていくのではないかということだと思います。これまで、過去には恐らくそういう条件のもとで人は確保できたというのが実態だったと思うのです。ただ、近年になって、先ほど言いましたけれども、求人倍率等々によりまして人が集まらない状況も出てきたと。これは、結果的に委員がおっしゃられますように利用者にとってはマイナスになるということかと思ひます。それで、この先、トレーニング指導員の賃金という意味ではなくて、トレーニング指導員をどうしていったらいいのかということについて総体的な中でちょっと検討をした中で、させていただければなというふうに思ひます。

○委員長（芳滝 仁） ほかに質疑のある方、いらっしゃいませんか。

（なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 10款教育費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了をさせていただきます。

次に、11款公債費、12款職員費、13款予備費に入らせていただきます。

11款公債費、12款職員費、13款予備費について一括して説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 11款公債費につきましてご説明申し上げます。

171 ページをお開きください。

11款1項公債費、1目元金16億7,267万1,000円、借り入れいたしております起債の償還元金であります。

2目利子2億4,616万9,000円、借り入れいたしました起債の償還利子であります。

次のページになりますが、3目公債諸費7万3,000円、起債償還に係る支払手数料であります。

続きまして、12款職員費につきましてご説明申し上げます。

173 ページになります。

12款職員費、1項1目職員給与費17億9,294万4,000円、本目は特別職を含め、一般会計から支弁する214人分の職員の人件費等であります。

2節の給料は、前年度比1名増となっておりますが、退職と新採用の異動によりまして約280万円ほどの減となっております。

3節職員手当等につきましては、平成26年度の人事院勧告による期末勤勉手当の改定、選挙事務に係る時間外勤務手当の増などにより約2,070万円ほどの増となっております。

4節は共済費でありまして、各種共済組合、退職手当組合等への負担金であります。

次のページになりますが、7節賃金は、臨時職員のうち、常雇職員に係る賃金。

19節負担金補助及び交付金は、福祉協会への負担金であります。

以上が、職員費であります。

次に、13款予備費についてご説明いたします。

175 ページになります。

13 款 1 項 1 目予備費 500 万円であります。

以上で、公債費、職員費及び予備費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

以上をもちまして、歳出、1 款議会費から 13 款予備費まで審査が終了いたしましたので、引き続いて一般会計、歳入の審査に入ります。

1 款町税より 22 款町債まで、一括して説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 歳入につきましてご説明いたします。

15 ページをお開きください。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 10 億 8,101 万 2,000 円、前年度予算に比べ、若干の所得の伸びと納税義務者数の増などにより、前年対比で 0.5%の増額を見込んでおります。

2 目法人 1 億 3,976 万 3,000 円、均等割額の若干の伸びにより、前年対比 3.2%の増額を見込んでおります。

2 項 1 目固定資産税 10 億 4,256 万 2,000 円、評価がえに伴う家屋の減価や土地の下落修正などにより、前年対比 2.2%の減で計上しております。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金 2,160 万 1,000 円、道営青葉団地の新築分で若干の増を見込んでおります。

16 ページになります。

3 項 1 目軽自動車税 5,690 万 1,000 円、軽四輪乗用の増加により、5.9%の増額を見込んでおります。

4 項 1 目町たばこ税 1 億 9,368 万 6,000 円、平成 26 年度の決算見込みを勘案しまして、前年対比で 6.7%増で計上いたしております。

5 項 1 目入湯税 1,102 万 2,000 円、前年とほぼ同額で見込んでおります。

次のページになります。

6 項 1 目特別土地保有税 1,000 円、平成 15 年度税制改正によりまして、それ以後、新たな課税は行っておりません。

2 款地方譲与税、1 項 1 目地方揮発油譲与税 8,000 万円、地方揮発油税総額の 42%相当額が市町村に譲与されるもので、前年同額であります。

2 項 1 目自動車重量譲与税 2 億円であります。

自動車重量税の総額の 40.7%が市町村に譲与されるもので、前年同額であります。

3 款 1 項 1 目利子割交付金 800 万円、交付実績等を考慮いたしまして、前年と同額で計上をしております。

次のページになります。

4 款 1 項 1 目配当割交付金 200 万円であります。

北海道に納入された配当割額の 5 分の 3 に相当する額が市町村に交付されるものであります。交付実績を考慮し、同額で計上いたしております。

5 款 1 項 1 目株式等譲渡所得割交付金 100 万円であります。

配当割交付金と同様に、北海道に納入された株式等譲渡所得割額の 5 分の 3 が市町村に交付されるものであります。交付実績を考慮し、計上いたしております。

6 款 1 項 1 目地方消費税交付金 4 億 1,000 万円であります。平成 26 年 4 月からの地方消費税の引き上げに伴い、前年対比で 41.4%増で計上いたしております。

7款1項1目ゴルフ場利用税交付金1,900万円であります。利用実績等を考慮し、計上いたしております。

次のページ、8款1項1目自動車取得税交付金4,000万円、前年同額であります。

9款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金30万円であります。

10款1項1目地方特例交付金1,700万円であります。

住宅借入金等特別控除に係る減収補填特例交付金として措置されるものであります。

11款1項1目地方交付税58億1,300万円であります。前年度当初比1.7%の減で計上をいたしております。

なお、さきの予算積算基礎でご説明をさせていただいておりますので、省略をさせていただきます。

次のページになりますが、12款1項1目交通安全対策特別交付金500万円であります。

交付実績等を考慮し、計上いたしております。

13款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林業費分担金9,282万1,000円であります。

農業基盤整備事業に係る分担金であります。

2項負担金、1目民生費負担金1億342万7,000円あります。常設保育所の保育料が主なものであります。

次のページになりますが、14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料140万4,000円ありますが、近隣センター使用料が主なものとなっております。

2目民生使用料2,620万7,000円、主なものは2節児童福祉使用料のへき地保育所保育料、学童保育所保育料であります。

3目衛生使用料197万1,000円、葬斎場及び墓地の使用料となっております。

4目農林業使用料2,736万4,000円ありますが、町営牧場の入牧料が主なものであります。

5目商工使用料1,152万円、スキー場リフト使用料及び忠類白銀台スキー場にありす宿泊ロッジ使用料が主なものであります。

6目土木使用料1億5,362万2,000円、次のページになりますが、4節の公営住宅使用料が主なものであります。

7目教育使用料879万6,000円、幼稚園保育料やナウマン象記念館入館料が主なものとなっております。

次のページになりますが、2項手数料、1目総務手数料897万4,000円、戸籍住民票手数料が主なものとなっております。

2目民生手数料1,800万8,000円、2節の介護予防サービス計画等作成手数料が主なものであります。

3目衛生手数料5,510万4,000円あります。主なものは、ごみ処理手数料であります。

4目農林業手数料2万円あります。農地の移動に係る嘱託登記手数料であります。

5目土木手数料304万5,000円、建築確認申請の手数料及び完了検査にかかります手数料などあります。

次のページになりますが、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金6億6,730万2,000円。

主なものといしましては、障害者自立支援給付費及び児童手当にかかわる国の負担金であります。

2項国庫補助金、1目総務費補助金6,512万9,000円、社会保障・税番号制度システム整備費及び新庁舎にかかわる交付金であります。

2目民生費補助金4,161万2,000円、障がい者福祉に係る地域生活支援事業や地域子ども・子育て支援事業交付金が主なものであります。

次のページになりますが、3目衛生費補助金79万6,000円、疾病予防対策にかかわる補助金であります。

4目土木費補助金は1億4,460万8,000円、1節は除雪機械や道路など、2節は公園遊具等の整備

事業、3節は公営住宅にかかわる補助金であります。

5目教育費補助金2,488万3,000円、主なものは1節の学校屋内運動場落下物防止対策事業に係る改善交付金、4節の幼稚園就園奨励費に係る補助金であります。

農林業費補助金につきましては廃目であります。

次のページになりますが、3項国庫委託金、1目総務費委託金17万円、中長期在留者外国人登録事務などにかかわる委託金であります。

2目民生費委託金692万8,000円、基礎年金事務などに係る委託金であります。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金4億94万7,000円、国民健康保険基盤安定費や障害者自立支援給付費、後期高齢者医療保険基盤安定費、児童手当に係る負担金などが主なものであります。

次のページになりますが、2目農林業費負担金710万円、農業委員会職員設置費に係る道の負担金などとなっております。

3目土木費負担金4,365万円、地籍調査事業に係る道負担金であります。

2項道補助金、1目民生費補助金2億363万6,000円、新庁舎建設にかかわる補助金であります。

2目民生費補助金8,957万円、障がい者や高齢者に係る各種事業やひとり親家庭等医療費、乳幼児等医療費など児童福祉に係る補助金となっております。

次のページになりますが、3目衛生費補助金30万円、健康増進に係る道補助金であります。

4目農林業費補助金3億5,394万1,000円、主なものといたしましては、1節では青年就農給付金道補助金など、3節は、各種土地改良事業に伴う道補助金、4節は、町有林の管理、造成などに係る補助金が主なものであります。

次のページになりますが、5目商工費補助金95万円、地方の消費者行政機能拡充のための交付金であります。

6目教育費補助金36万1,000円、学校支援地域本部事業に伴う補助金であります。

労働費補助金は廃目であります。

3項道委託金、1目総務費委託金7,098万6,000円、2節の道民税徴収事務委託金、3節の指定統計調査委託金、4節の知事道議選挙費委託金などであります。

2目衛生費委託金1万5,000円。

次のページになりますが、3目農林業費委託金53万4,000円、4目商工費委託金4万3,000円、5目土木費委託金230万5,000円、樋門管理業務に係る道委託金が主なものであります。

6目教育費委託金76万5,000円、スクールソーシャルワーカー配置に係る委託金であります。

次のページになりますが、17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入1,670万4,000円、土地及び建物の貸付収入であります。

2目利子及び配当金は8万1,000円で、各種基金等からの利子収入であります。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入1,494万9,000円、皆伐材等の売払収入が主なものであります。

2目物品売払収入2,101万6,000円、忠類の育苗センター苗木売払収入などであります。

次のページになりますが、18款1項寄付金、1目一般寄付金10万円であります。

2目総務費寄付金200万円、まちづくり基金への寄付金であります。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目減債基金繰入金1億円、既発債の償還に充当するため、減債基金から繰り入れをいたしまして公債費の支出に充てるものであります。

2目財政調整基金繰入金2億万円、平成27年度予算における一般財源充当分として繰り入れをするものであります。

3目庁舎建設基金繰入金3億5,000万円、新庁舎建設事業に充当するため、繰り入れをするものであります。

まちづくり基金繰入金は廃目であります。

20 款 1 項 1 目繰越金 20 万円であります。

次のページになりますが、21 款諸収入、1 項延滞金・加算金及び過料、1 目延滞金 3 万円、2 目の加算金は 1,000 円、3 目の過料 1,000 円であります。

2 項 1 目町預金利子 1,000 円であります。

3 項貸付金元利収入、1 目社会福祉金庫貸付金元金収入 50 万円であります。

2 目ウタリ住宅貸付金元利収入は 81 万円であります。

3 目老人保健施設整備資金貸付金元金収入 385 万円、ふるさと融資に係る老人保健施設あかしやからの償還元金の収入であります。

次のページになりますが、4 目生活環境改善設備資金貸付金元利収入につきましては 20 万円でありませんが、トイレ水洗化改善に伴う貸付金に係るものであります。

5 目勤労者福祉資金貸付金元金収入は 1,000 万円であります。

6 目農業ゆとりみらい総合資金貸付金元利収入につきましては 3,593 万 2,000 円。

7 目中小企業貸付金元利収入は 3 億 6,400 万円であります。

8 目工業団地取得資金貸付金元金収入につきましては 1 億 3,079 万 3,000 円であります。

4 項受託事業収入、1 目総務費受託事業収入 3 万 5,000 円、2 目民生費受託事業収入 1,000 円、3 目衛生費受託事業収入 350 万 5,000 円、後期高齢者健診受託事業が主なものであります。

次のページになりますが、4 目教育費受託事業収入 322 万 1,000 円、中札内高等養護学校幕別分校への給食配送に係る受託事業収入であります。

5 項雑入、1 目滞納処分費 52 万 9,000 円、2 目弁償金は 1,000 円、3 目の違約金及び延滞利息は 1,000 円であります。

4 目雑入 2 億 1,708 万 2,000 円であります。

1 節は住民健診等負担金、2 節は学校給食費、3 節につきましては、各施設の電話使用料となっております。

次のページになりますが、4 節職員給与費負担金につきましては、消防広域化に係る職員派遣に伴うものであります。

5 節雑入につきましては、他の科目に属さない各種収入であります。

続きまして、38 ページになりますが、5 目過年度収入 1,000 円であります。

22 款 1 項町債であります。各目に計上している起債のうち、ソフト事業につきましては、忠類地域における過疎債充当のソフト事業であります。

1 目総務債 19 億 7,930 万円、新庁舎建設事業債であります。

2 目民生債は 2,600 万円であります。

次のページの忠類へき地保育所運営事業債が主なものであります。

3 目の衛生債は 6,590 万円で、耐震性貯水槽整備に係る出資債が主なものであります。

4 目の農林業債は 2 億 9,680 万円で、2 節の土地改良債、国営土地改良事業や畑総事業に係る起債が主なものであります。

5 目商工債 1,740 万円で、商工観光振興に係る起債であります。アルコ 236 整備事業債や、次のページになりますが、白銀台スキー場整備事業債などが主なものであります。

6 目土木債 1 億 5,160 万円で、道路や公園整備等に係る起債であります。

7 目教育債 1 億 880 万円、札内中学校屋内運動場改修事業債が主なものであります。

8 目臨時財政対策債は 4 億 4,400 万円で、普通交付税の財源不足を補うため、市町村みずからが地方債を発行いたしまして補填するものであります。

なお、元利償還金につきましては、後年次に全額交付税措置されることとなっております。

消防債につきましては廃目であります。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 1点質問をさせていただきます。

予算書のページ数は15ページ、1項町民税、2目法人町民税にかかわってであります。積算の資料は5ページになります。

資料を見ますと、法人税の均等割を納める、そういった企業がふえて、そして予算そのものも税収アップを見込んでいる。そのことは、歓迎すべき内容だなというふうに思っております。まずは、法人町民税均等割の算定の基準についてお尋ねしますけれども、資本金等々、それから従業員の数でこの額が決まってくるわけでありまして、毎年、情報を得ることがきつと必要なのだと思うのですが、どのようにして情報を得て、こういう積算の基礎資料となっていくのか、そのことをお尋ねしたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） それにつきましては、特に平成26年度上半期の状況を見ながら、そしてまた過年度のその状況、そして将来の経済予測等、マスコミ等のそういう記事を見ながら想定しているものでございます。

○委員長（芳滝 仁） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 今のご答弁ですと、企業の側から、法人の側から何らかの次年度にかかわる資料などを請求して、そしてつくっているということではなくて、予想で漠然と法人税の額を算出しているのだというふうに印象を受けましたけれども、そういうことになりますか。

○委員長（芳滝 仁） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） そういうことではなくて、平成26年度の上半期の申告書の状況、そういうものを見ながら判断しているということでございます。中間申告、法人、大体の企業やっただけでするので、それを見ながら決めているということでございます。

○委員長（芳滝 仁） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 実は、昨年もこの件については質問させていただきました。実際のところ余りよく理解できなかったという感想を持っているところであります。360万円という大きな均等割、納める企業が来年度は四つ見込んでいるのだということの資料になっていますけれども、昨年度は26年度の予算は1法人でありました。そして25年度は4法人でありました。資本金50億円以上で、従業員数が50人以上の企業が、この年間360万円の法人町民税を納める、そういう対象になってくるわけでありまして、そういう大きな変動が、何せ三つこの3年間で増減があるわけですから、税収としては1,000万円を超えるという流れでありますから、とてもシビアに見なければだめなところなのだというふうに思うのです。この四つ、一つ、四つというふうに流れていく、そのことはどういったことで、従業員数がふえたからこの額になったのだとか、法人の資本金が株主総会等で増額されてここに入ったのだとか、そういったような具体的な中身で、この増減をお知らせいただけたらなというふうに思うのですけれどもいかがですか。

○委員長（芳滝 仁） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） それにつきましては、あくまでも申告によりますので、企業のほうから従業員はこのぐらいですよ、資本金はこのぐらいですよということが上がってきます。それに基づいて出しているという形になります。

○委員長（芳滝 仁） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 今も申し上げましたように、とても大きい金額の移動があるわけですから、その辺は申告に基づいてということでありまして、町としてもやっぱり正しい数字、繰り返しになりますけれども、次年度、より正しい実際の数字をつかんで予算書にしてもらって、そういうことが必要なのだというふうに思うのです。そのことについてはどうでしょうか、やっぱりシビアなところなのだと思うのですけれども、そういう努力を町がされるというようなことは検討されませんか。

○委員長（芳滝 仁） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 法人税の事業所等の調査につきましては、年に1回やっているものでございます。こういう大きなところについては、こちらも信用しているといった言葉あれなのですが、そういうことがありますので、場合によってはそういうところの調査もしてみるということも今後考えてみたいというふうに思っております。

○委員長（芳滝 仁） ほかにいらっしゃいますか。

（なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） では、一般会計歳入につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

この際、11時15分まで休憩いたします。

11:02 休憩

11:15 再開

○委員長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、一般会計の歳入歳出にかかわります総括質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 総括で質問をさせていただきます。

まず1点目は、昨年消費税が5%から8%に引き上げられまして、それに伴って地方消費税の配分もふえまして、1.2倍から1.7倍になったということでありました。予算書の中では、総額でこれまでより1億2,000万円増額になっています。このことが、そのまま歳入がふえていくということではありますが、同時に消費税の3%の引き上げというのは、歳出のほうにもかかわってくるのだらうというふうに思います。それで、歳入では1億2,000万円増額になったのですけれども、歳出全体では、この消費税の影響というのはどのぐらいになるのでしょうか。それが1点目です。

次、2点目、職員のところでのご説明で、職員総勢214人という予算が組まれて提案されました。これまで臨時職員のウエートが多いこと、それから待遇を改善していかなければならないことを取り上げてきましたけれども、職員定数は従来と変わっていないと思います。定数は、これまで283と説明を受けてきました。214ということであれば、それよりも69名少ないということになるのですが、その分はやはり全体の仕事の効率化ということも図られていると思いますので、単純に臨時職員がふえるというふうには思いませんけれども、今年度の全体の臨時職員というのはどのぐらいになって、正職員に対する臨時職員の割合はどういうふうになるのか。

さらに待遇ですが、月額が取り入れられたというのは、保母職について説明があったところですが、保母職以外の待遇についてはどのように位置づけられているのでしょうか。

最後です。起債の実質公債費比率のことにかかわりまして、今回は、骨格予算といえども庁舎建設が入りまして、大変大きな予算となっています。庁舎建設につきましては、合併特例債や、あるいは積み立てをしてきたということでありまして、このこと自体が公債費比率に大きな影響が出るというふうには考えておりません。ただ、今後、合併にかかわる予算措置としましても一本算定に向かっていくことは確かでありまして、これは7割程度は保証されるだらうということ、さっきの増田委員の質問に対してお答えされていたのですけれども、7割程度保証されても3割が減っていくという事態は変わらないということになります。そこで、今年度の全体予算を執行する中で、実質公債費比率というのは幾らぐらいになると見通されているのか、さらに今後のそういった一本算定になっていく流れを見ますと、厳しい状況があるのかなというふうに思っていて、これまで昨年の決算議会でも平成34年までの公債費比率示していただいたのですが、その見通しどおりに進むと考えていただけるのかどうかお伺いいたします。

○委員長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（境谷美智子） 私のほうから2番目の質問の職員の関係について。

まず、条例の定数は283名ということで、今回一般職の給料の積算で214名となっていますけれども、職員全体では、特別会計等々にも職員配置されておりますので、240名の職員ということになっておりまして、その差、約33人と。

（「43人です」と呼ぶ者あり）

○総務課長（境谷美智子） 43人となっております。済みません。

それで、臨時職員の関係ですけれども、現在、庁舎内外含めて、保育士さん等々も全て含めて、300人弱の臨時職員がおりますので、そこそこでの割合という形、総体での割合を出しても余り意味がないので、実際の数で見ていただきたいと思っておりますけれども、そうなっております。

待遇改善ですが、今、委員もおっしゃっていただきましたとおり27年度から月額職員にする職員が保育士職、それから保育所の調理人兼管理人という方たちが月額になると、図書館の事務の資格者の方たちを月額としております。

また、あわせてそれぞれ人勤等でのベースアップ分以上に大きく賃金改定をしたのが、介護認定調査員、それからへき地保育所の保育士、それから学童の指導員、それから幼稚園の臨時教諭等々、一定程度の資格を持ってその業務に当たっていただく職員の方たちというところは人勤アップ分に上乘せしてというか、いろいろそれぞれの原課で理由を積算していただいて給料改定をしております。

○委員長（芳滝 仁） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 私のほうからは、消費税のアップによる影響と実質公債費比率の関係をお答えしたいと思います。

まず、消費税の関係でございますけれども、消費税の関係につきましては、27年度予算における影響額というのは拾っておりませんので、数値的なものは持ち合わせてはおりませんが、26年度の際に約1億円ということで把握をしております。27年度予算につきましては、若干予算規模膨らんでおりますので、もう少し多いかなというふうに考えております。

それと、実質公債費比率の関係でございますけれども、庁舎建設にかかわって何回かお示しをしているところののですけれども、最新の数値で申し上げます。その時々状況といいたしましうか、最新の情報をもとに推計を行っておりますので、最新の情報で申し上げます。

ご承知のように平成24年度に17.8ということで18%を下回ったところでありまして、平成25年度におきましては16.1%と大幅に下がりました。今、現段階では26年度の決算がまだなものですから、これは決算見込みということになりますけれども、平成26年度におきまして14.6%程度に下がるものと考えております。

今後の見込みなのですけれども、これにつきましては、委員おっしゃられますように交付税の状況等によりまして変化することがございますので一概には申し上げられませんが、現段階の推計では平成27年度で13.9、13%台になる見込みであります。平成31年には12%台になる見込みであります。

新庁舎建設の起債の借りに伴いまして、実質公債費比率というのが多少影響を受けることにはなりますけれども、合併特例債自体が交付税措置がされるということで、積算上、交付税措置される部分については除外される計算方法になっておりますので、そういったことから実質的な影響、新庁舎建設にかかわって借りにする合併特例債の影響といたしましては0.5ポイント程度かなというふうに考えてございます。そういったものを勘案いたしましても、以降、平成31年の12%台から若干0.1なり0.2上がることは想定されるのですけれども、全体的に右肩下がりに下がる傾向が続きますので、これについてはさほど影響はないのではないかなというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○委員（中橋友子） まず、職員のほうなのですけれども、特別会計入れて240名ということで、定数よりは43名少ないということですね。昨年、一般質問をさせていただきましたときに、全体としては

職員が45%、臨時職員が55%で大体町の仕事が行われているというような流れでありました。

臨時職員の待遇が非常に厳しいということで改善を求めてきて、今回は月額職員のふえたということでもありますから、一定、前進されたのかなというふうには認識いたします。保育士、調理師、管理人、図書館、この図書館は司書の方になるのかなと思うのですが、事務ということでしたね、月額。本来は月額が望ましいと思うのですが、勤務時間によりまして変わってくるというのも、勤務時間が満度でない場合には月額が厳しいと思いますので、このほかにも今の課長のお答えでは、どちらかというと有資格者についてそういう待遇をとったというのですが、有資格者であっても月額にしていけない保健師ですとか、先ほどもスポーツの指導員のことありましたけれども、その辺の線引きはどこでどういう判断でやられたのか。望ましいのは、全体が月額になっていくのが望ましいと思うのですが、その辺の議論はどんなふうになって、こういう結果になったのでしょうか。

次に、消費税のほうであります。想定しきれないのですが、結局、1億2,000万円増額になっても、町としての新たに消費税として負担しなければならないものが1億円を超えているというのが事実ということですね。結果としては、これが福祉に回すとか、いろんなことで言ってきましたけれども、町の行政にとっては、プラス、マイナス、さほど大きな収入にはなり得ないというふうに見るのかもしれませんが。

公債費比率であります。ずっと幕別町が公債費比率が高かったものですから、ですから、今こういった大型事業をするときにやっぱり心配になります。恐らく町長、今回で勇退されるわけですが、出発点のころは、もう20%を超えた公債費比率がずっと続いてきたと思います。自分が持っている資料でも2006年あたりが一番高くて23.5%まで上がっておりまして、そういう流れの中から見れば、今日18%を切り、自主的に予算を決めていく権限も押さえていらっしゃるので、そういう点ではかなりの努力をされてきたものというふうには思います。余り心配がないというようなご答弁でありましたから、安心していいのだらうなというふうには思いますけれども、一本算定の関係、それから支所建設の関係というふうを考えれば、まだまだ厳しいことも想定されるのではないかなというふうには思いますけれどもいかがでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（境谷美智子） 職員の待遇改善の関係での基準の関係ですけれども、まず時間単価に考えましては、労働者の最低賃金の関係と、あと公共工事等の作業員の単価等々を基準にして、日額単価を出していつているものと、それから例えばへき地保育士さんなどが同じ保育士さんなのですが、勤務時間数、委員もおっしゃいましたとおり1日勤務にならない部分も多々ありますことから、割り返して時間給の単価アップを考えたという形をとっています。

基本的には、雇用と需要の供給のバランス等もありますことから、特殊な資格を持つとか、そういう方たちの雇用が非常に困難であるという実情がこの数年、非常に続いておりますことから、月額単価の導入というのが専門職に続いてきたというのはあると思います。

その他、一般職の方たちに関しては、他町村の状況ですとか、実際の雇用の形態の需要なんかを見ましたところで、現在のところ、幕別町としては日額月給の単価をとっているということになっております。

○委員長（芳滝 仁） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） まず、消費税、地方消費税の関係でございますけれども、委員おっしゃられますように歳出における影響、それと地方消費税交付金で入ってくる歳入における影響、ほぼ今お話しした数字で申し上げますと、同額程度ということでございますので、さほど収入の影響はないのではないかなというふうなお話でございますけれども、ただ全体の財政運営等を考えますと、やはりそういった地方消費税がふえることによって全体の一般財源がふえることとなりますので、全体の財政運営の中では、措置はなされているものというふうを考えてございます。

それと、実質公債費比率については、先ほど申し上げましたように右肩下がりに下がっていくという見込みでございますけれども、財政状況については厳しい状況に変わりはないのではないかなという

お話ですけれども、それについては先般の増田委員の一般質問にもございましたように、地方交付税が、今後一本算定に移行していくと。ただ、それについても国のほうでは、減少分の7割分は財政措置しますよということを国のほうでは言っております。そういったことも期待しながら、それでもやはり下がることには間違いのないと思います。傾向といたしましても、交付税が厳しい状況であることには変わりございません。そういった意味で、今後も地方の財政状況については厳しい状況は続くかなというふうには考えておりますけれども、全体的な町の財政運営、今後も健全財政に向かって意を用いてまいりたいというふうに考えています。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 地方消費税にかかわりましては、実質的には1億2,000万円という金額がふえたわけですから、部長おっしゃられるのもわかるわけですけれども、問題なのは、これ8%にとどまらないで10%の準備がされているということもありまして、そういうことを考えれば、歳入と、それから歳出の両方に与える影響をきちっと掌握をして、町の財政を運営していく必要があるのではないのでしょうか。今年の方も押さえてられないということではありますが、今後ぜひ、きちっと押さえていただいて、そういった国の動きを見据えながら幕別町の財政を確保していくということとあわせて、消費税の影響というのは本当に大きいものがありますから、やはり町財政だけではなく、住民の暮らしにも広がっていますので、そういったところでは、町の財政も見ながら、住民の暮らしを押さえ、必要なことはきちっと国に求めていくということが大事ではないかと思えます。

職員の大まかには理解をいたしました。日額で8時間にならなかつたら、結局月額ということにはならないわけですから、そういう点ではへき地保育所であるとか学童の指導員の方たちは、それぞれ資格は持っておられるとは思いますが、時間にはなっていないのだろうなというふうに思います。保健師などはどうなのかなというふうに思いますので、今年、初年度でありますから、初年度で4職種について月額にしたという点では大きな前進だと思いますので、引き続き待遇改善に力を注いでいただきたい。

それで、月額につきましては、保育士の月額が資料に載せられているのですけれども、そのほかの月額の賃金も参考までにお伺いしておきたいと思えますので、最後にそこを示していただきたい、このように思います。

○委員長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（境谷美智子） 私のちょっと言い方が悪かったので、委員、おっしゃった調理員と管理人は別ではなくて、調理員兼管理人ということで、保育所の調理と保育所の管理をしていただいている方ご理解ください、申しわけありません。

それで、臨時保育士賃金は、そこに載せているとおりで、調理人兼管理人が14万9,200円、図書館の事務となっていますが、有資格ということで、おっしゃっているとおり図書館司書の方です。この方が15万1,000円という月額になりました。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 一般会計の総括質疑につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了をさせていただきます。

これより、特別会計予算の審査に入ります。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けいたします。

それでは、議案第2号、平成27年度幕別町国民健康保険特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 平成27年度幕別町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ39億1,354万円と定めるものであります。

同条の第2項では、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額を第1表、歳入歳出予算によることとし、2ページから5ページまで、それぞれ定めるものであります。

第2条では、一時借入金の借り入れの最高額を1億円と定めるものであります。

なお、平成27年度における年間平均の国保被保険者数は8,070人と見込んでおります。

歳入歳出予算事項別明細についてであります。

初めに、歳出予算からご説明申し上げます。

15ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算額8,017万6,000円であります。

本目は、担当職員9人分の人件費及び事務経費など、国保事務に要する経費であります。

16ページになります。

2 目連合会負担金、予算額133万円であります。

本目は、医療費の審査支払事務を委託している北海道国保連合会に対する負担金であります。

17ページになります。

2 項徴税費、1 目賦課徴収費、予算額683万6,000円あります。

本目は、国保税の賦課及び徴収の事務に要する経費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節3は、滞納整理機構への国保会計分の負担金であります。

18ページになります。

3 項1 目運営協議会費、予算額44万9,000円あります。

本目は、国保運営協議会の運営に要するに経費であります。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、予算額19億円あります。

本目は、一般被保険者の医療機関受診に対する診療報酬の支払いに要する経費であります。

19ページになります。

2 目退職被保険者等療養給付費、予算額1億1,000万円あります。

本目は、退職被保険者の医療機関受診に対する診療報酬の支払いに要する経費であります。

3 目一般被保険者療養費、予算額2,520万円あります。

本目は、補装具購入や柔道整復師の施術を受けた場合などに対する現金給付に要する経費であります。

20ページになります。

4 目退職被保険者等療養費、予算額170万円あります。

本目は、3目と同様の経費であります。

5 目審査支払手数料、予算額616万2,000円あります。

本目は、医療費の支払い等の事務に要する経費であります。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、予算額2億2,000万円あります。

本目は、高額療養費に係る経費であります。

21ページになります。

2 目退職被保険者等高額療養費、予算額1,700万円あります。

本目は、1目と同様の経費であります。

3 目一般被保険者高額介護合算療養費、予算額25万円あります。

本目は、1年間における医療給付と介護給付の自己負担額の合算額が一定の基準を超える場合にその超えた分を本人に支給することに要する経費であります。

4 目退職被保険者等高額介護合算療養費、予算額10万円あります。

本目は、3目と同様の経費であります。

22ページになります。

3 項移送費、1 目一般被保険者移送費、予算額20万円あります。

2目退職被保険者等移送費、予算額1万円であります。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、予算額2,101万1,000円であります。

本目は、1件当たり42万円を出産育児一時金として給付することにかかわる経費であります。

23ページになります。

5項葬祭諸費、1目葬祭費、予算額150万円であります。

本目は、1件当たり3万円を葬祭費として支給することに係る経費であります。

3款1項1目後期高齢者支援金、予算額4億2,688万3,000円であります。

本目は、後期高齢者医療制度で医療給付を受けられる方の医療費に係る保険者負担分で、支払基金に支出するものであります。

2目後期高齢者関係事務費拠出金、予算額2万9,000円であります。

本目は、事務費分を支払基金に拠出するものであります。

24ページになります。

4款1項1目前期高齢者納付金、予算額19万4,000円であります。

本目は、前期高齢者が保険者間で偏在していることから、保険者の負担の不均衡を調整するための費用負担を支払基金に納付するものであります。

2目前期高齢者関係事務費拠出金、予算額3万円であります。

本目は、支払基金への事務費拠出金であります。

5款1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金、予算額1,000円あります。

本目は、老人保険制度が既に廃止されておりますが、過年度の精算等に係る拠出金で、支払基金に支出するものであります。

2目老人保健事務費拠出金、予算額2万円あります。

本目は、1目と同様のもので、事務費にかかわる拠出金であります。

6款1項1目介護納付金、予算額1億6,407万5,000円あります。

本目は、国保被保険者のうち40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者にかかわる保険料負担分を支払基金へ納付するものであります。

25ページになります。

7款1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金、予算額8,643万5,000円あります。

本目は、高額医療費の発生による財政運営の不安定を緩和するために、国保連合会が行う再保険事業に対して、必要経費を拠出するものであり、1件80万円を超える高額医療費が対象となります。

2目保険財政共同安定化事業拠出金、予算額8億1,018万5,000円あります。

本目は、1目と同様ですが、平成27年度から制度改正となりまして、80万円以下の全ての医療費が対象となるものであります。したがって、予算額は大幅な増となるものであります。

3目その他共同事業事務費拠出金、予算額3,000円あります。

本目は、事務費拠出金であります。

26ページになります。

8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費、予算額1,867万3,000円あります。

本目は、生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導に要する経費であります。

13節委託料、細節6特定健康診査委託料については、新年度から40歳以上の被保険者が特定健康診査を受診する際の自己負担額を無料化するものであります。

27ページになります。

2項保健事業費、1目保健衛生普及費、予算額168万5,000円あります。

本目は、健康の保持、増進を図るために要する経費であります。

9款1項公債費、1目利子、予算額5万円あります。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、予算額300万円あります。

2目退職被保険者等保険税還付金、予算額10万円であります。

28ページになります。

3目償還金、予算額3,000円であります。

4目一般被保険者等還付加算金、予算額20万円であります。

5目退職被保険者等還付加算金、予算額5万円であります。

11款1項1目予備費、予算額1,000万円であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入を説明させていただきます。

8ページをお開きください。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、予算額8億4,340万5,000円であり
ます。

2目退職被保険者等国民健康保険税、予算額3,540万3,000円であります。

9ページになります。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、予算額5億7,833万円あります。

本目は、療養給付費等に係る国の定率負担分であり、負担率は32%であります。

2目高額医療費共同事業負担金、予算額2,160万8,000円あります。

本目は、高額医療費共同事業拠出金に係る国の定率負担分であり、負担率は4分の1であります。

3目特定健康診査等負担金、予算額286万5,000円あります。

本目は、特定健康診査等に係る国の定率負担分であり、負担率は3分の1であります。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金、予算額1億2,580万円あります。

本目は、市町村間の財政力格差の是正を全国レベルにて調整した上で交付されるものであります。

10ページになります。

3款1項1目療養費給付金等交付金、予算額1億4,630万8,000円あります。

退職被保険者等の療養給付費等に対して、支払基金から交付されるものであります。

4款1項1目前期高齢者交付金、予算額7億9,953万2,000円あります。

前期高齢者の療養給付費等に対して、支払基金から交付されるものであります。

5款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金、予算額2,160万8,000円あり
ます。

本目は、高額医療費共同事業拠出金に係る北海道の定率負担分であり、負担率は4分の1であり
ます。

2目特定健康診査等負担金、予算額286万5,000円あります。

本目は、特定健康診査等に係る北海道の定率負担分であり、負担率は3分の1であります。

11ページになります。

2項道補助金、1目都道府県財政調整交付金、予算額2億1,400万円あります。

6款1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金、予算額8,000万円あります。

本目は、1件80万円を超える高額医療費の再保険事業に係る国保連からの交付金であります。

2目保険財政共同安定化事業交付金、予算額7億7,000万円あります。平成27年度から制度改正
となり、80万円以下の全ての医療費が対象となるものであります。したがって、交付金額が大幅
な増となるものであります。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算額2億7,169万4,000円あります。

本目は、一般会計からの繰入金であります。国保税の軽減に対する措置分や職員給与費相当分など
が主なものとなっております。

12ページになります。

8款1項1目繰越金、本年度予算額1,000円あります。

9款諸収入、1項延滞金及び過料、1目一般被保険者延滞金、予算額1,000円あります。

2目退職被保険者等延滞金、予算額1,000円であります。

13ページになります。

2項1目預金利子、予算額1,000円であります。

3項受託事業収入、1目特定健康診査等受託事業収入、予算額1,000円であります。

4項雑入、1目滞納処分費、予算額1,000円であります。

2目一般被保険者第三者納付金、予算額1,000円であります。

3目退職被保険者等第三者納付金、予算額1,000円であります。

4目一般被保険者等返納金、予算額10万円であります。

5目退職被保険者等返納金、予算額1万円であります。

14ページになります。

6目保険医療機関返還金、予算額2,000円であります。

7目雑入、予算額1,000円であります。

10款連合会支出金、1項連合会補助金、1目超高額医療費共同事業交付金、予算額1,000円あります。

本目は、420万円を超える超高額療養費の200万円を超える分が国保連から交付されるものであります。

以上で、国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わったところですが、この際、13時まで休憩いたします。

11:50 休憩

13:00 再開

○委員長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

国民健康保険特別会計予算の質疑をお受けいたします。

増田委員。

○委員（増田武夫） 先ほどの説明にもありましたように、この国保の会計については、国庫負担療養給付費負担金など32%になったと、そういうことで全体の予算に対する国庫の負担が今20%台になってしまっているということもあって、そのことにかかわってお聞きするわけですが、8ページの歳入でありますけれども、国民健康保険税、これにかかわって、お聞きしたいというふうに思います。資料の38ページを見ますと、国民健康保険税、1人当たりの調定額は、ついに10万円を超えてしまっていて、昨年より6.98%ふえていると、こういうことで、1世帯当たりの調定額を見ましても、18万6,745円と、去年より1万2,000円ほど6.98%ふえているわけです。

前の議論にもありましたように、国保の滞納者が非常にふえていると。しかも、国保加入者の加入の層がいろんな形で低所得者がふえているということもありまして、低所得者を中心に非常に滞納がふえているという、そういう現実もあるわけでありまして。そうしたことを考えますと、収入がゼロの人であっても7割軽減で、やっぱり2万円弱の年間の保険料を負担しなければならないという、そういう仕組みにいますけれども、そういった関係から滞納者もふえざるを得ないという、やっぱりこの辺を自治体をあずかるものとしては、対策をさまざまな形でとる責任があるのではないかと、そのように思うわけです。そうしたことを考えますと、たまたまそうしたことを求めてきているわけですが、なかなか国保会計の中で、独自の減免制度をできないかどうか、そのことをまずお答え願いたいと思うのですが、あらゆる手法を考えて、ぜひとって、減免制度を独自に考えていただきたいというのが1点であります。

それからもう一点は、そうして苦勞して国保税を払って後、お医者さんにかかるときに窓口負担の減免については、いろいろな災害に遭っただとか失業をしまっただとか、いろいろなそういう条

件があって負担を減免する、そういうあれはあるわけなのですけれども、残念ながら現在、我が町でも恒常的な低所得者に対する減免は行われていないわけですよ。やはり、そうしたことを考えると、やっぱり恒常的な低所得者に対する窓口負担の減免を積極的に行っていくべきだと思います。その2点についてお聞きしたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） まず、1点目の税の独自減免を恒常的にできないかというお話でございますが、国保税においては、前年所得をもって当年の賦課という形になります。そういう税の賦課の考え方上、どうしても当該年度所得が減少したときにおいては、確かに負担が一時的に大きくなるということはあるかというふうに思います。しかしながら、やはりそういう制度の中で税の賦課というものは行われていく形かというふうに考えますことから、一律に減免することは、他の納税者の方においても、十分に公平性を確保するということができないという面からおいて、なかなか難しいものというふうに考えているところでございます。

もう一つ、窓口負担の減免についてでございますが、窓口負担の減免については、一部負担金減免ということで、私どもも要綱を設置して実施しているところでございます。国の制度においては、22年9月にですが、国においても窓口負担の減免制度について拡充をされたところでございますが、その際、幕別町としましては、国の制度で言いますと入院についてのみ負担の減免ということが行われましたけれども、幕別町については通院においても一定の基準のもと負担の減免をしているといったところで、国の制度より拡大して実施しているところでございます。そういうことから今後においても、この制度を十分周知しながら、その一部負担金について支払いが困難なときは、ご相談いただきながら減免を行っていきたいと思います。

なお、この減免については、24年に実際、減免を行っておりまして、約5万円ほどだったというふうに考えていますが、そのぐらいの減免を行っているということでございます。

以上でございます。

○委員長（芳滝 仁） 増田委員。

○委員（増田武夫） 最初の保険税の減免でありますけれども、税金というのは、本来、生活費だとかそういう生活を維持していくためのものにはかけないことになっているのです。だから、所得税その他にしても所得のない者にはかけないという、これが原則なわけで、やっぱりそうした税の取り立てについても、やはり生活を窮迫させるようなそういう人たちからは徴収してはいけないよと、差し押さえしたりすることが、その人の生活を窮迫させるような場合にはしてはいけないということにもなっているわけですよ。ところが、この国保の場合には、収入がなくても均等割、少なくとも7割軽減分は支払わなければならないという、税金と言いながら、そういう仕組みになっていること自身がおかしいのだと思うのです。今、言われるように制度の中でそういう措置がとれないとするのであれば、やはり一般会計の中の福祉の施策として、そういう払えない人に対する手当てをしっかりとすべきだと、そのように考えるわけですよ。やはり、こういう払えない、払えない、滞納がうんとふえていくと。しかも、担当が努力して努力して足を運んでも、なかなか払えない状況が明らかになって不納欠損に落とすわけなのですけれども、やはりそういう不納欠損に落とさなければならない状況自身が、負担担税能力を超えた課税になっているということのあかしなわけなのです。だから、これは住民生活をきちっと守っていかなければならない自治体としては、何らかの形で、方法は問いませんが、国保会計の中でできないのであれば、福祉施策の中でしっかりとやるべきだと、そのように考えますがいかがでしょうか。

また、2番目の問題でありますけれども、本町では入院だけではなく通院についても減免を対象にしているというお話で、この点では評価するわけですが、しかしその条件というのが、先ほど言ったように恒常的な低所得の人には対象にならないということにいろんな条件がつけられていますので、これをぜひとも恒常的な低所得者に対しても対象になるように、ぜひ方針を変えてほしいと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 国保会計のあり方につきましては、基本的に医療費給付等の歳出があつて、それに対して国庫等、そして市町村の負担金、そういうものを特定財源を引いて、残りは税に求めるというのは基本的な考え方です。税につきましては、応益を受ける分と、税を納める応能、そういう能力と、それらが大体半々になる程度で保険税を納めていただくというのが原則になっております。ですから、どうしても制度上は、そういう応益を受ける分についても、やっぱりご負担をいただくというのは基本的な考え方だと思っております。町におきましても、税に求める分につきましては、これはどうしても医療費は、毎年右肩上がりにだんだん上がっていく傾向にありますので、それを見ると、保険税も黙っていればだんだん上がっていく、これがいわゆる国保の構造的な課題だと思っております。税に求めるに当たりましても、これをそのまま上げていくと、これは本当に負担が大きくなりますから、どうしてもこれは幕別町を含めて全国的にも一般会計からの基準外繰り出しをしたりして、何とか皆さんの負担を少しでも軽減させるような努力はしてきていると思えます。

恒常的な低所得者の方に関しましては、これは生活が確かに大変な面があると思えます。ですから、これはその一件一件よくお話を聞いて、そしてほかに福祉制度で利用できるものはないのか、例えば生活保護とか、またいろいろな児童扶養手当とか各種いろいろな措置、そういうものがないのか、そういうものを一緒に探して対応していきたいと、そのような感じでおります。

○委員長（芳滝 仁） 増田委員。

○委員（増田武夫） 最初にも申し上げましたように、この国保の制度というものに対する国の負担が物すごく下がったということに保険料の高い一番の原因があることははっきりしておりまして、やっぱりこの制度を何とかちゃんとせということも国にも言っていかなければならないのですけれども、やっぱりそうしたことをしても、なお、こういう状況に置かれていて、現実に払えなくて苦しんでいる町民がいるわけですので、ぜひとも福祉施策なども駆使してその人たちをやっぱりちゃんと安心して暮らせる状況をつくっていくべきだというふうに思います。

窓口負担にいたしましても、生活保護、その他のことも語られましたけれども、日本の生活保護の捕捉率というのは本当に低い状況にあつて、生活保護の基準以下に人たちも保護を受けずに生活している人が非常に多いのです。日本の捕捉率は十数パーセントというふうにも言われていますので、そういうことを考えると、やはり恒常的な低所得者に対する窓口負担も減免はぜひともやってほしいと、そのように思いますのでよろしくをお願いします。

○委員長（芳滝 仁） ほかに質疑はないですか。

（なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 国民健康保険特別会計予算につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第3号、平成27年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 平成27年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。35ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ3億5,068万7,000円と定めるものであります。

同条の第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を第1表、歳入歳出予算によることとし、36ページから37ページまで、それぞれ定めるものであります。

なお、平成27年度における年間平均の被保険者数は3,981人と見込んでおります。

次に、歳入歳出予算事項別明細についてであります。

初めに、歳出予算からご説明申し上げます。

43ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算額891万8,000円であります。

本目は、担当職員 1 人分の人件費及び事務経費など、後期高齢者医療事務に要する経費であります。
44 ページになります。

2 項 1 目徴収費、予算額 94 万 5,000 円であります。

本目は、後期高齢者医療に係る保険料の徴収事務に要する経費であります。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、予算額 3 億 3,867 万 4,000 円であります。

本目は、広域連合への納付金であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は広域連合の事務費に係る負担金であり、細節 4 は、本町の被保険者から徴収した保険料及び保険料軽減分に係る一般会計からの繰入金分を合わせて納付するものであります。

45 ページになります。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金、予算額 200 万円であります。

2 目保険料還付加算金、予算額 5 万円であります。

46 ページになります。

4 款 1 項 1 目予備費、予算額 10 万円であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

40 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料、予算額 2 億 5,030 万円であります。

平成 26 年及び 27 年度の北海道における保険料率については、均等割額が 5 万 1,472 円、所得割率が 10.52%であります。また、賦課限度額は 57 万円となっております。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目総務手数料、予算額 1,000 円であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算額 9,822 万 2,000 円であります。

本目は、一般会計からの繰入金であります。1 節は広域連合の事務費に係る負担分と本町の事務に要する人件費などの経費を繰り入れるものであり、2 節は、低所得者の保険料に適用されている軽減相当額を繰り入れるものであります。

41 ページになります。

4 款 1 項 1 目繰越金、予算額 10 万円であります。

5 項諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目延滞金、予算額 1 万円あります。

2 目過料、予算額 1,000 円であります。

2 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金、予算額 200 万円あります。

2 目還付加算金、予算額 5 万円あります。

42 ページになります。

3 項 1 目預金利子、予算額 1,000 円であります。

4 項雑入、1 目滞納処分費、予算額 1,000 円であります。

2 目雑入、予算額 1,000 円であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 後期高齢者医療特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 4 号、平成 27 年度幕別町介護保険特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 平成 27 年度幕別町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

52 ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,900万9,000円と定めるものであります。

同条の第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を第1表、歳入歳出予算によることとし、53ページから56ページまで、それぞれ定めるものであります。

次に、歳入歳出予算事項別明細についてであります。

初めに、歳出予算からご説明申し上げます。

65ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算額1,778万6,000円であります。

本目は、担当職員2人分の人件費及び事務経費など介護保険事務に要する経費であります。

66ページになります。

2項徴収費、1目賦課徴収費、予算額101万円であります。

本目は、介護保険料の賦課及び徴収の事務に要する経費であります。

3項介護認定審査会費、1目東十勝介護認定審査会費、予算額1,543万1,000円あります。

本目は、審査会の委員報酬及び事務担当職員1名分の人件費など審査会の運営に要する経費であります。

68ページになります。

2目認定調査等費、予算額1,746万4,000円あります。

本目は、認定調査に要する経費であります。12節役務費、細節15主治医意見書作成手数料は1,800件分を見込んでいます。

69ページになります。

4項1目介護保険運営等協議会費、予算額21万円あります。

本目は、介護保険運営等協議会の運営の要する経費であります。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス等給付費、予算額6億1,530万8,000円あります。

本目は、ホームヘルプサービス、デイサービスなどの在宅介護サービスに係る保険給付費が主なものとなります。

70ページになります。

2目地域密着型介護サービス等給付費、予算額6億9,120万1,000円あります。

本目は、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型介護サービスに係る保険給付費であります。

71ページになります。

3目施設介護サービス給付費、予算額5億6,433万4,000円あります。

本目は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの施設に入所または入院された方に係る保険給付費であります。

72ページになります。

4目居宅介護サービス計画給付費、予算額8,765万4,000円あります。

本目は、要介護者のケアプランの作成に係る保険給付費であります。

73ページになります。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等給付費、予算額1億2,682万7,000円あります。

本目は、要支援者の介護予防サービスに係る保険給付費が主なものであります。

74ページになります。

2目地域密着型介護予防サービス等給付費、予算額529万1,000円あります。

本目は、介護予防小規模多機能型居宅介護などに係る保険給付費であります。

75ページになります。

3目介護予防サービス計画給付費、予算額1,681万7,000円であります。

本目は、要支援者のケアプランの作成に係る保険給付費であります。

76ページになります。

3項その他諸費、1目審査支払手数料、予算額255万円であります。

本目は、介護サービスを提供した事業者に支払う介護報酬の審査と、その支払いに係る手数料で国保連に支払うものであります。

77ページになります。

4項1目高額介護サービス等費、予算額5,000万円であります。

本目は、利用者負担が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻すものであります。

78ページになります。

5項1目高額医療合算介護サービス等費、予算額900万円であります。

1年間の医療保険と介護保険、それぞれの自己負担額を合算した額が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻すものであります。

79ページになります。

6項1目市町村特別給付費、予算額30万円あります。

本目は、バスマット購入など、介護保険給付対象外の経費に対する給付であります。

7項1目特定入所者介護サービス等費、予算額1億1,130万円あります。

本目は、自己負担となっている食費、居住費について、所得の低い方に対して、基準費用額と負担限度額との差額分を補足給付として支給するものであります。

80ページになります。

3款1項1目基金積立金、予算額1,000円あります。

4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防高齢者施策事業費、予算額1,073万6,000円あります。

本目は、要支援、要介護になるおそれのある方、いわゆる特定高齢者等に対する介護予防事業等に要する経費が主なものとなっております。

81ページになります。

2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、予算額576万1,000円あります。

本目は、成年後見人制度の啓発や高齢者見守りネットワーク事業等に要する経費が主なものとなっております。

82ページになります。

2目任意事業費、予算額636万7,000円あります。

83ページになりますが、19節、細節3は、グループホーム等に入所されている方の家賃等利用者負担を軽減するための補助金であります。

3目地域包括支援センター運営費、予算額1,276万円あります。

本目は、介護予防事業や相談業務などを担当する職員1名分の人件費が主なものであります。

84ページになります。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金、予算額80万円あります。

2目第1号被保険者還付加算金、予算額10万円あります。

3目償還金、予算額1,000円あります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

59ページをお開きください。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、予算額4億7,391万2,000円あります。

第1号被保険者は8,015人を見込んでおり、標準給付費に係る負担率は22%となっております。
また、基準保険料につきましては、平成27年度から平成29年度までの3年間は月額5,150円であります。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金、予算額801万6,000円であります。

東十勝介護認定審査会を共同設置している池田町、豊頃町、浦幌町からの負担金であります。

3款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料、予算額1,000円であります。

情報公開等請求手数料であります。

2目民生手数料、予算額7万6,000円であります。

シルバーハウジングの生活援助員の利用に係る手数料であります。

60ページになります。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費国庫負担金、予算額4億1,985万3,000円あります。

介護給付費に対する国の定率負担分であり、介護分は20%、施設分は15%となります。

2項国庫補助金、1目調整交付金、予算額1億1,401万6,000円あります。

市町村間の介護保険に関する財政力の格差を調整するために国から交付されるもので、介護給付費の5%相当分となります。

2目地域支援事業交付金、予算額1,236万円あります。

本目は、要介護者にならないよう予防するために行われる事業に対する国の交付金で、1節の介護予防事業に対しては25%、2節の包括的支援事業・任意事業に対しては39%の交付率となります。

3目介護保険事業費国庫補助金、予算額118万8,000円あります。

本目は、介護システム改修経費に対する国からの補助金であり、補助率は2分の1となっております。

61ページをお開きください。

5款1項支払基金交付金、1目介護給付費支払基金交付金、予算額6億3,848万円あります。

本目は、40歳から64歳までのいわゆる第2号被保険者に係る支払基金の定率負担分であり、介護給付費に対して28%となります。

2目地域支援事業支払基金交付金、予算額300万6,000円あります。

本目は介護予防事業実施に伴う支払基金からの交付金であります。

6款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費道負担金、予算額3億2,124万1,000円あります。

介護給付費に対する道の定率負担分であり、介護分は12.5%、施設分は17.5%となります。

2項道補助金、1目地域支援事業道交付金、予算額618万円あります。

本目は、要介護者にならないよう予防するために行われる事業に対する道の交付金で、1節の介護予防事業に対しては12.5%、2節の包括的支援事業・任意事業に対しては19.5%となります。

62ページになります。

7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、予算額1,000円あります。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算額3億3,857万2,000円あります。

本目は、一般会計からの繰入金であります。

1節の介護給付費に係る部分、並びに次のページになりますけれども、5節のその他として、職員給与及び事務費相当分などが主なものとなります。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、予算額3,200万円あります。

基金からの繰入金であります。

9款1項1目繰越金、予算額10万1,000円あります。

64ページになります。

10款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目第1号被保険者保険料延滞金、予算額1,000円あります。

2項1目預金利子、予算額1,000円であります。

3項雑入、1目滞納処分費、2目第三者納付金、3目返納金、4目雑入、いずれも予算額1,000円
であります。

以上で、介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 法改正に伴う全般的なものになりますので、一つ一つちょっとページ数は示せる
ことができないのですけれども、まず今回幕別町の改定としては、第6期の総合計画に基づいて、3
カ年の事業がスタートされるということで、保険料が5,150円に引き上がるということであり
ます。その全部の資料になっているわけですが、実質的には、これは今、委員会に付託されて
いて結論が出て、最終日に結論が出ることではないかと思うのですけれども、それを踏まえた上
でお尋ねしたいのですけれども、保険料の引き上げについては、さまざまな工夫はされている
ということは承知の上なのですが、先ほど国保のところでは増田委員から発言があったよう
に高齢者の収入状況が改善されない環境の中で負担が上がっていくということに対するやはり
担税能力を超える状況に対する対応をどうしていくのかということが一つであります。

二つ目は、法改正の中で、利用者の負担割合が変わる人が生まれてきました。一定収入が280万円
以上ということではありますが、これまでの1割負担から2割負担というふうに変更になります。
これの対象は幕別町ではどのぐらいになるのでしょうか。

また、同じように施設利用者の食費、居住費が補助の対象制限されてまいります。この具体的な実
態についても伺います。

それと、今回の改正の中で、事業者の報酬が2.27%引き下げられるということが決まりました。こ
れは、大変な事業者にとっての痛手でありまして、これまでも全体の事業者の3割は赤字だと言わ
れる中で、さらに引き下げられたということは、経営の重大な問題にもなってくると思いま
す。町内の事業者がこの影響を受けるわけですが、その引き下げに伴う事業者の実態を保
険者、町としてはどのように押さえていられるか、影響はどんなふうになると考えてい
られるのかということです。

最後であります。いつもこの介護保険等のところでお尋ねしていることではあります
が、いろいろ介護を社会で支えるということからスタートしたこの制度、たくさんの施設
があり、それぞれ状況に応じて対応する施設も変わってくるわけですが、何とい
っても特養ホームの入居が、まだまだやっぱり可能にならない、希望者が全員入れ
ないというところは依然大きな課題として残っております。今年の介護保険事業を
進めていく中で、これがどのぐらい解消されていくのか、実態はどうかお伺い
したいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） まず、1点目の保険料引き上げに伴う対応ということなのですが、介護保
険料につきまして、所得に応じた保険料設定をしているところでありまして、所得の
低い方にも一定の軽減措置が行われているところでございます。第6期の介護保
険事業計画における保険料につきましては、第一段階の方につきましては、消費
税導入に伴いまして、公費負担による引き下げで、0.05下がっております。

また、新第2段階の方につきましては、国の基準保険料、これ0.75というところ
なのですが、町独自といたしまして0.1引き下げまして0.65と。

また、新第4段階の方につきましては、国の示す基準は0.9ですが、こちら
も町独自といたしまして、0.05下げて0.85というところで、所得の低い方
につきましては、この制度の中で一定の軽減措置を図っているところであります。

ちょっと飛びますが、最後の特養入所者の待機者の解消ということなのですが、
現在の特養の入所

を待たれている方につきましては、直近の数字で申し上げますと 142 名であります。この中で、特に入所の必要性が高いとされており要介護 4、要介護 5 の方は 61 名いらっしゃいますが、そのうち入院やその他の施設に入所されております 48 名の方を除きますと、13 名の方が在宅で入所を待たれているという状況であります。

第 6 期におきましては、地域密着型等の特養の施設の整備はございませんが、広域施設であります特別養護老人ホーム、こちらが 13 人増床されるというところでありますので、広域施設でありますから幕別の方が全員入られるかどうかは全くわかりませんが、今現在、13 人待たれる方が、この部分で解消が図られればと考えているところであります。

○委員長（芳滝 仁） 介護保険係長。

○介護保険係長（西嶋 慎） 私のほうからは、2 割負担の対象者の実態と、あと施設の居住費、食費の実態についてお答えいたします。

まず、2 割負担の対象者の実態について、27 年 8 月から合計所得額が 160 万円以上の方につきましては、今現在、1 割負担のところを 2 割負担とするところでありますけれども、今現在、およそ見込みで約 80 人が対象になる予定になっています。

ただし、1 割負担が 2 割負担になったとしても、月額の高額の上限額が定められておりますから、一律に 2 割負担というわけではなくて、高額を適用した場合の 1 人当たりの平均負担額が月額で約 9,000 円と見込んでいるところであります。

続きまして、3 番目の施設居住費の食費、実態につきましてであります。

27 年の 8 月から同じく配偶者要件、それと資産の要件に伴いまして、現在、減額を受けている対象者について施設居住費の減免が外れるという形になるのですけれども、資産につきましては、今現在、ちょっとうちのほうでも把握ができないものですから、配偶者要件については、ちょっとおおよその状況で言いますと、今現在、特養等に入所している方につきましては、6 人の方が外れる予定になっております。

以上であります。

○委員長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 今般、次期報酬改定が 2.27%引き下げられると。この中身といたしましては、実際には介護従事者の処遇改善としまして 1.65%引き上がった中で、これは加味されているということでありますから、実際の介護報酬、事業者等に行く報酬につきましては 4.48%と、表向きの数字からは、かなり低くなるという状況になっております。この報酬改正の中で、特に引き下がりますのがデイサービス、こちらが現行 1 万 170 円といいますのが、1 万 5 円ということで 165 円ほど下がります。

また、町内にもありますが訪問介護、ホームヘルプサービスであります。こちらは逆に月額 3,820 円から 4,004 円と引き上がるものであります。特に町内につきましては、デイサービス事業所、一般につきましては 10 事業所あります。訪問介護事業所もそれなりにありますが、やはりこういった報酬改定で影響はあるものと。実態についてまで詳しくは、まだつかめておりませんが、こういった報酬改定による影響はあるものと認識はしております。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 保険料につきましては、第 2 段階、第 4 段階の方たちは 0.5%ずつ下がったと。第 1 段階もそうですね、一定の軽減がなされているということではあります。しかし所得がないゼロのところにもかかってくるという実態は国保と同じなわけですね。こういうことを考えれば、生活費に課税されていく、ここは介護保険は税ではなくて料でありますから、その税と同じようにというふうにはなりませんけれども、しかしこういった料金そのものは年金の天引きの対象になったりしているわけですから、そういう点では、やはり全体が引き上がっていること、あるいは多少下がっても、低所得者にとっての高負担の実態というのは根本的には変わっていないというふうに思います。

料に対する特別な独自の軽減というのがなかなか実らないで今日まで来ていますけれども、もうこれ制度をスタートしてから10年ですか、違いますね、三五、十五、16年ですね。もう保険料そのものは2倍近くになっているのではないかというふうに思います。しかし、収入の実態はそういうふうになっていませんので、やはりこれも高齢者福祉の何らかの施策で手だてをとるといような考えが持たれることが望ましいと思いますが、いかがでしょうか。

特養の待機者であります、実質的に特養の13床ふえるということは、期待をしたいところではありますけれども、ただ6期計画の中で、今までのように地域密着型の29床のものができるということでもありませんから、根本的な解決という点では、まだ厳しいのではないかと思います。高齢者の増加する割合と、ここを必要とするというのは、当然ふえてくるというふうに思います。それから、機械的に「3」以下はカットされてしまっているわけですが、認知症など必要とする人は、やはり存在するわけですからね、ここでの待機者解消に向けての取り組みといたしますか、それは引き続き、研究していく必要があるのではないのでしょうか。

負担割合の対象はわかりました。

それで、最後に施設に対する報酬の引き下げですが、実際は4.48%、人件費の分ということで、差し引き2.27%なのですけれども、もともと介護事業所に従事する方たちの労働条件が大変厳しくて定着をしない。そして、なかなかそういった資格を持って、ほかの仕事に回ってしまうという状況はとまっていないというふうに聞いております。そういうことも反映して、人件費の1.65%の引き上げだったと思うのですけれども、実際に全体の事業所の収入は2.27%下がるということになれば、当然、人件費だけが上がるということは考えにくいことですよ。本来改善すべきところにお金は回らない、経営ですから、全体をプールする中で、人件費というのは図られていくというふうに考えますので、そういう点を見れば、これは町の権限外のことになっていきますので、やっぱり国に対して、本来的に労働者の労働改善ができるだけの施設に対する報酬の確定、そして経営も成り立つし、働く人たちも安定するという状況を町から声を上げて築いていかなければ、これからの介護現場というのは、本当に厳しいものになるのではないかと思いますけれどもいかがでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） まず、1点目の低所得者に対する保険料軽減という部分なのですが、こちらもうやはり所得の低い方、収入ゼロの方もいらっしゃるし、そうなりますと保険料軽減したと言っても、やはり収入に占める保険料の負担というのは大きくなっております。

しかしながら、全体的な未納状況を見ますと、各団体含めても1%、本当にわずかと言ったらあれかもしれませんが、ほとんどの方はその収入の中で納めていただいております。

これからも、これ全般的なことかもしれませんが、安定的な介護保険制度を継続するためには、やっぱり一定の国の支援というのも必要かと考えておりますので、こちらは今後とも国のほうに町村会を通じて、声を届けていきたいと考えております。

次に、待機者の部分なのですが、先ほど申し上げましたが、広域特養のほうで13人ふえるということで、今、待機者13人、この方が埋まればいいのですが、あとほかにやはり決特の中でも説明いたしましたが、なかなかこの事業を担っていただける方がいらっしゃらないと、そういう面もやはりこの状況も踏まえて、今後6期の中で事業者がいなかったということを町としましても、事業の説明も含めて求めていきたいと思っております。ただ、本町が事業者数、入所者数が特に少ないかという、そういうわけでもなく、音更町と比較するのがどうか分かりませんが、音更町の入所状況でいきますと、地域密着型含めて190人弱の方が入所されています。幕別町においても、地域密着型を含めると約190人、この高齢者人口の比に比較しましても、決して幕別町は少ないわけではないのですが、やはり待機者がいるということは十分認識しておりますので、事業者がふえることは今後とも意を用いてまいりたいと考えております。

○委員長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 済みません、介護報酬のことなのですけれども、これ、介護給付費が右肩上

がりで、どうしても給付費がどんどん上がっていくと。そういう中において、安定的に介護保険制度を維持して、これを続けていくためにはどういうふうにしていくのか、そういうことで国としては、この介護保険に携わっているいろいろな事業者の実態調査をした上で、介護報酬を一定程度下げてもやれるというような判断を国のほうではしたのだと思っています。確かに報酬が下げられると、事業者としては、それだけ入ってくる収入が減るわけですから、確かに経営状況は厳しくなるものとは認識しております。ただ、その中でも、国が一定程度そういうようないろいろな調査に基づき踏み切ってきたことですので、事業者の中で、これは自助努力をしていただくというのがまず基本かなと、そういうふう認識しているところでもあります。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○委員（中橋友子） その最後の点なのですから、一定程度の実態調査をされたら。

それから、いつも言われるのですけれども、制度を安定的に維持し、確立していくための負担ということなのですけれども、結局、この社会福祉法人などの介護事業者には内部留保があるのだというようにことから始まりましたよね。ですけれども、介護事業者などの内部留保というのは、実態を見れば、普通の企業の内部留保と違っていて、結局、特養ホームや何かの新設の原資になってきているのが実態だというふうに報告では上がっています。つまり、それは利益として保たれている、利益として余っているから残されているというよりは、次の事業のためのいわば設備投資のための積み立て資金というような意味合いが特に介護事業者の中では強いということを考えれば、やはり今回の報酬改定が、決して実態に合っているということにはならないのではないかと思います。現実には3割が赤字経営と言われているわけですから、そういうことを考えれば、国の今回の判断が正しかったと言い切れるということにはならないのではないのでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） おっしゃるように事業者にとりまして、大変厳しい改定だったというふうには思っております。ただ、これにつきましては、やはり先ほども言いましたように国のほうで一定程度調査の上で判断されたことですので、一自治体として、もう既に決まったことに対して、これ以上のコメントは、ちょっと難しいのかなと思っております。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○委員（中橋友子） わかりました。実は、こういうことが決まってから、幕別や十勝ではありませんけれども、介護事業を、特養などを建設しようとして手がけていたところが中止をするということが、ここではありませんけれども、実際に生まれ出してきています。ですから、結果としては、例えば特養の待機者の問題も、今、音更との比較もありました。幕別が頑張っているというのは認めるところですけれども、しかし待機者がいることには変わらない。それで、施設の性格上、市町村をまたぐわけですから、全体としてのパイをふやしていかなかったら、のみ込んでいただけない、入所できないという状況は変わらないわけですよね。そういう中で、報酬が引き下げられて、新たに事業を展開しようとしていたところが取りやめてくると、やらないということが現実にあるわけですから、そういうところを見ないで、国の決まったことだから、決まったばかりですしというようなことで、コメントできないというのは、それはもういたし方ないとは思いますが、今、置かれている高齢者の実態を安心して住めるような状況にしていこうと思っていれば、今回の改定が黙っていられるようなものではないということを、私は意見として申し上げて再認識していただきたい、このように思います。

○委員長（芳滝 仁） ほかに質疑のある方。

（なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 介護保険特別会計予算につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第5号、平成27年度幕別町簡易水道特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（佐藤和良） 議案第5号、平成27年度幕別町簡易水道特別会計予算について説明をさせて

いただきます。

91 ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,797万4,000円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、92ページ、93ページの第1表、歳入歳出予算のとおりであります。

第2条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債のとおりであります。

94 ページをお開き願います。

第2表、地方債であります。地方債の本年度の借入予定額といたしましては、幕別簡水整備事業の4,450万円、駒島簡水整備事業の8,780万円と新和簡水整備事業の800万円と、忠類簡水整備事業の220万円であります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりであります。

歳出より説明をさせていただきます。100ページをお開き願います。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費、本年度予算額は4億3,787万4,000円であります。

本目は、簡易水道の給水経費と施設整備に係る経費であります。

2節から4節につきましては、担当職員1名分の人件費であります。

101ページに参りまして、13節委託料であります。細節1の簡易水道施設の管理に係る委託料と細節5の検針に係る委託料のほか、細節11は糠内浄水場の施設更新計画策定委託料、細節12は駒島簡易水道の施設整備に係る事前調査委託料が主なものであります。

102ページになります。

15節は検定満了量水器取りかえ工事のほか、細節3は幕別簡易水道送水管整備工事、細節4は忠類浄水場水位計取りかえ工事、細節6は美川地区への配水管布設工事が主なものであります。

19節負担金補助、細節4は、更別村共同施設維持管理に要する負担金であります。

103ページになります。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算額は10万円であります。

次に、歳入について説明をさせていただきます。

97ページにお戻り願います。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金、予算額は1,000円で移設等工事の負担金であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料、本年度予算額9,223万8,000円あります。

本目は、幕別地区4簡水と忠類地区1簡水の水道使用料であります。

2項手数料、1目手数料、予算額1,000円で、設計手数料であります。

98ページに参りまして、3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算額2億213万3,000円で、一般会計からの繰入金であります。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、予算額10万円あります。

5款諸収入、1項消費税還付金、1目消費税還付金で、予算額100万円あります。

2項雑入、1目雑入は予算額1,000円あります。

99ページに参りまして、6款町債、1項町債、1目水道事業債、予算額1億4,250万円あります。

これは第2表で説明をいたしましたが、工事に係ります起債であります。

以上で、簡易水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 簡易水道特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上

をもって終了をさせていただきます。

審査の途中であります。14時10分まで休憩いたします。

13:57 休憩

14:10 再開

○委員長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第6号、平成27年度幕別町公共下水道特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（佐藤和良） 議案第6号、平成27年度幕別町公共下水道特別会計予算について説明いたします。

111ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,904万3,000円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、112ページ、113ページの第1表、歳入歳出予算のとおりであります。

第2条の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、114ページになります。第2表、地方債のとおりであります。

なお、本年度の借入予定といたしましては、公共下水道建設事業では3,960万円、十勝川流域下水道建設事業の建設事業負担分としては360万円を予定しております。

また、資本費平準化債につきましては、先行投資分に係ります企業債相当額の一部を一定期間後年次に繰り延べする起債であります。本年度は元金分で2億630万円、利子分で5,810万円、下水道事業の特別措置分として5,010万円であります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、ここに記載のとおりであります。

初めに、歳出より説明をさせていただきます。

120ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算額は9,386万6,000円であります。

本目は、下水道事業の推進に係る担当職員1名分の人件費のほか、各種負担金が主なものであります。

19節負担金補助及び交付金の121ページ、細節6は十勝川浄化センターの運営分担金であります。

27節公課費は、平成26年度及び平成27年度中間申告分の消費税であります。

2款事業費、1項下水道施設費、1目下水道建設費、予算額1億1,806万5,000円あります。

本目は、担当職員2名分の人件費のほか、下水道整備に係る経費であります。

122ページに参りまして、13節委託料の細節6は幕別町浄化センターにおける平成28年度からの長寿命化5カ年計画の策定や下水道事業認可計画の見直しにかかわるものであります。

15節工事請負費の細節1は、宝町における污水管の整備工事、また細節3は幕別町浄化センターでの水処理設備の更新工事及び札内中継ポンプ場におけるポンプ設備の更新工事であります。

19節負担金補助及び交付金の細節3は十勝川流域下水道の建設事業に係る負担金であります。

123ページになります。

2項下水道管理費、1目浄化センター管理費、予算額9,846万2,000円あります。

本目は、幕別処理区における浄化センターの維持管理費で、年間汚水処理量は65万トンを予定しております。

2目札内中継ポンプ場管理費、予算額1,824万6,000円あります。

本目は、札内処理区の汚水を十勝川浄化センターへ圧送することに伴う中継ポンプ場の維持管理経費で、年間圧送量は170万トンを予定しております。

124 ページになります。

3 目管渠維持管理費、予算額 1,218 万 5,000 円であります。

本目は、汚水・雨水の管渠及びマンホールや、泉町、みずほ町の雨水排水ポンプ所の維持管理経費であります。

125 ページに行きまして、3 款公債費、1 項公債費、1 目元金、予算額 6 億 2,202 万 9,000 円で、起債償還の元金であります。

2 目利子、予算額 1 億 6,609 万円で、起債償還の利子であります。

126 ページに参りまして、4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算額 10 万円であります。

次に、歳入について説明をいたします。

117 ページへお戻りください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目都市計画負担金、予算額 397 万 7,000 円で、公共下水道の受益者負担金であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料、予算額 3 億 1,794 万 3,000 円で、幕別、札内両処理区の下水道使用料であります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道事業補助金、予算額 4,440 万円で、下水道建設事業費の国庫補助金であります。

118 ページになります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算額 4 億 471 万 8,000 円で、一般会計からの繰入金であります。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算額 10 万円であります。

6 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、予算額 20 万 5,000 円で、簡易水道、上水道の中央監視装置の電気料が主なものであります。

119 ページに参りまして、7 款町債、1 項町債、1 目都市計画事業債、2 目資本費平準化債、3 目下水道事業債につきましては、先ほど第 2 表の地方債で説明を申し上げました起債の内容であります。

以上で、公共下水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 公共下水道特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 7 号、平成 27 年度幕別町個別排水処理特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（佐藤和良） 議案第 7 号、平成 27 年度幕別町個別排水処理特別会計予算について説明をいたします。

134 ページをお開き願います。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8,507 万 8,000 円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、135 ページ、136 ページの第 1 表、歳入歳出予算のとおりであります。

第 2 条の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、137 ページの第 2 表、地方債のとおりであります。

なお、本年度の借入予定としましては、個別排水処理整備事業として 4,020 万円を予定しております。

初めに、歳出より説明をいたします。

142 ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額 609 万 2,000 円であります。

本目は、個別排水処理施設による水洗化の普及に要する経費であります。

21 節の貸付金につきましては、水洗便所の改造資金として 1 件 50 万円を限度に貸し付けするものであります。

27 節の公課費の消費税につきましては、平成 26 年度申告分として予算を計上しております。

2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費、予算額 5,899 万円であります。

本目は、担当職員 1 名分の人件費のほか、合併浄化槽の整備に係る経費であります。

143 ページに参りまして、15 節工事請負費は本年度設置を予定しております合併浄化槽の建設経費であります。

144 ページに参りまして、2 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費、本年度予算額は 5,578 万 6,000 円であります。

本目は、本年度建設分も含め幕別地区 351 基、札内地区 293 基、忠類地区 83 基の計 727 基分の浄化槽の修繕及び保守点検、清掃に係る経費であります。

3 款公債費、1 項公債費、1 目元金、本年度予算額は 4,377 万 3,000 円で、起債償還の元金であります。

2 目利子、予算額 2,033 万 7,000 円で、起債償還利子であります。

145 ページになります。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算額は 10 万円であります。

次に、歳入について説明いたします。

140 ページへお戻りください。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目排水処理分担金、予算額 243 万 4,000 円で、合併浄化槽整備分の受益者負担金であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目排水処理施設使用料、予算額 2,610 万 6,000 円で、本年度工事予定分を含めました合併浄化槽の使用料であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算額は 1 億 1,123 万 8,000 円で、一般会計からの繰入金であります。

次に、141 ページになります。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算額 10 万円であります。

5 款諸収入、1 項貸付金元利収入、1 目水洗便所改造等資金貸付金元利収入、予算額 500 万円で、貸付金の元金収入であります。

6 款町債、1 項町債、1 目排水処理施設整備事業債、予算額 4,020 万円で、合併浄化槽整備の起債であります。

以上で、個別排水処理特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 個別排水処理特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 8 号、平成 27 年度幕別町農業集落排水特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（佐藤和良） 議案第 8 号、平成 27 年度幕別町農業集落排水特別会計予算について説明いたします。

152 ページをお開き願います。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,500 万 8,000 円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、153 ページ、154 ページの第 1 表、歳入歳出予

算のとおりであります。

次に、159 ページの歳出へ参りまして、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算額 51 万 5,000 円であります。

本目は、農業集落排水処理事業にかかわります事務的経費のほか、消費税が主なものであります。

2 款事業費、1 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費、予算額 4,025 万 1,000 円であります。

本目は、農業集落排水処理施設忠類処理区の維持管理経費であり、年間処理量は 13 万トンを予定しております。

160 ページになります。

2 目排水処理施設管渠維持管理費、予算額 156 万 7,000 円であります。

本目は、既に整備をいたしました污水管渠 1 万 4,467 メートル、マンホール 397 カ所、汚水ます 486 カ所分の維持管理経費であります。

3 款公債費、1 項公債費、1 目元金、本年度予算額は 1,697 万 4,000 円であります。

161 ページに参りまして、2 目利子、予算額 560 万 1,000 円であります。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算額 10 万円であります。

次に、歳入についてであります。

157 ページへお戻り願います。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目排水処理施設使用料、本年度予算額は 1,729 万円であります。

これは忠類処理区域に係る排水処理施設使用料であります。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、予算額 9,000 円であります。

これは農業集落排水事業償還基金の利子であります。

3 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目農業集落排水事業償還基金繰入金、予算額 85 万 5,000 円あります。

これは、農業集落排水事業起債借入金の元金及び利子のうち、その償還の一部に充てるものであります。

158 ページに参りまして、2 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額は 4,675 万 4,000 円あります。

一般会計繰入金であります。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算額 10 万円あります。

以上、農業集落排水特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 農業集落排水特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 9 号、平成 27 年度幕別町水道事業会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（佐藤和良） 議案第 9 号、平成 27 年度幕別町水道事業会計予算について説明いたします。

164 ページをお開き願います。

第 2 条、業務量の予定量であります。給水戸数 9,300 戸、年間総給水量 232 万 6,690 トン、1 日平均給水量 6,357 トンであります。

主な建設改良事業は配水管布設整備事業であります。

次に、第 3 条、予算の収益的収入及び支出の予定額であります。収入の第 1 款事業収益は 5 億 8,431 万 6,000 円あります。

支出の第 1 款事業費は 5 億 5,910 万円あります。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。

収入の第1款資本的収入は1億3,815万6,000円であります。

165ページに参ります。

支出の第1款資本的支出は5億9,607万3,000円であります。

第4条、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億5,791万7,000円は、過年度分未処分利益剰余金2億8,547万8,000円、当年度分未処分利益剰余金1億7,243万9,000円で補填するものであります。

次に、第5条の議会で議決を経なければ流用することができない経費であります、職員給与費3,764万5,000円であります。

次に、第6条のたな卸資産の購入限度額は349万円と定めるものであります。

次に、188ページをお開き願います。

平成26年度幕別町水道事業の決算見込みにおける損益計算書であります。

営業利益が938万5,000円、営業外利益が1億2,807万8,000円で、経常利益が1億3,746万3,000円、これに特別損失で242万4,000円、予備費が10万円で、当年度純利益は1億3,493万9,000円となります。

これに前年度繰越欠損金6億7,372万3,000円と地方公営企業の会計基準の見直しにより生じた平成25年度までの長期前受金戻入として収益化したその他未処理利益剰余金変動額13億7,487万円を差し引いた結果、これまでの繰越欠損金が解消し、当年度未処分利益剰余金は8億3,608万6,000円となる見込みであります。

174ページに戻りまして、平成27年度幕別町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書であります。

事業活動による収支は、1億7,344万4,000円の増額となります。

次に、175ページをお開き願います。

投資活動による収支は、3億3,348万8,000円の減額となります。

財務活動による収支は、9,289万7,000円の減額となります。

平成27年度における現金及び現金同等物は、2億5,294万1,000円の減額となり、年度末における残高は7億5,485万3,000円となる見込みであります。

次に、182ページをお開き願います。

平成27年度幕別町水道事業会計の予定貸借対照表であります。

184ページの7剰余金の(2)利益剰余金ですが、平成26年度末の未処分利益剰余金は8億3,608万6,000円で、平成27年度の純利益576万円を計画しており、年度末の未処分利益剰余金は8億4,184万6,000円となる見込みであります。

平成27年度において純利益が生じる主な要因は、営業外収益における長期前受金戻入を見込んでいることによるものであります。

次に、167ページをお開き願います。

収益的支出であります。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、本年度予算額1億7,452万8,000円で、本目は企業団からの受水費に係る経費であります。

29節受水費は十勝中部広域水道企業団からの受水費用で、基本料金につきましては、平成27年度からの料金が改定されたことから、責任水量1万300トンに対し、1トン当たり9,360円、重量料金につきましては1トン当たり27円、年間受水量241万4,500トンを見込んでおります。

2目配水及び給水費、本年度予算額は3,662万1,000円で、本目は職員1名分の人件費と配水及び給水に係る経費であります。

13節委託料は、水道台帳修正業務、上水道施設管理業務に係る経費であります。

168ページに参りまして、16節修繕費は配水管漏水修理が主なものであります。

5目総係費、本年度予算額は5,003万円で、本目は職員2名分の人件費と事務管理経費であります。
169ページになります。

13節委託料は、検針委託料、水道事業における災害発生時の応急給水対策等の災害対応マニュアル策定業務等に係る経費であります。

15節賃借料は、平成27年度から携帯端末による検針の検針機器借上料等であります。
170ページになります。

6目減価償却費、本年度予算額は2億3,161万9,000円であります。
本目は、固定資産の減価償却費に係る経費であります。

7目資産減耗費、本年度予算額は959万2,000円。
本目は構築物、機械及び装置に係る除却費であります。

2項営業外費用、1目支払利息及び配当金、予算額5,530万6,000円で、本目は企業債利息であります。

3目消費税及び地方消費税、予算額120万4,000円あります。

5目雑支出、予定額は10万円あります。

4項予備費、1目予備費、予算額10万円あります。

次に、前に戻ります。166ページをお開き願います。

収益的収入であります。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、本年度予定額4億8,012万6,000円。

本目は給水戸数9,300戸分に係る水道使用料であり、平成21年度からの料金改定により、5,557万1,000円の減額を見込んでおります。

3目その他営業収益728万1,000円は、加入者負担金が主なものであります。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金、予算額1万円で、預金利息であります。

3目長期前受金戻入7,332万8,000円は、固定資産の取得に充てた補助金等を収益化するものであります。

7目雑収益、本年度予算額は2,357万1,000円で、下水道会計からの収納及び管理業務にかかわります受託収入であります。

次に、172ページをお開き願います。

資本的支出であります。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費、本年度予算額4億669万円あります。
本目は、配水管布設等の施設整備に係る経費であります。

13節委託料、細節2は、平成28年度に1基整備を予定している耐震性貯水槽の実施設計委託料であります。

26節工事請負費、細節1の配水管布設は明野6線、平和通りの2路線、上水道事業区域で水道が未整備の西猿別、新生地区の配水管布設工事。

細節2は道路改良工事等に伴う水道管移設工事等であります。

細節4は耐震性貯水槽2基分の整備費用で、本年度は札内地区に1基、幕別地区に1基を設置するものであります。

28節負担金、細節2の西幕別地区営農用水事業負担金は、上水道事業区域で水道が未整備の途別地区を土地改良事業の飲雑用水事業を受けて整備する負担金であります。

細節3、明野6線鉄道横断工事負担金は、明野6線の配水管整備において、JR敷地を横断する配水管推進工事をJR北海道に工事の施工を委託するための工事負担金であります。

細節4は、十勝中部広域水道企業団の幕別調整地及び札内配水池の耐震補強工事実施設計のための負担金であります。

2目営業設備費、本年度予算額3,380万8,000円あります。

本目は、検定満了量水器取りかえに係る費用であります。

173 ページになります。

4 項企業債償還金、1 目企業債償還金、予定額は 1 億 5,557 万 5,000 円で、企業債にかかわります元金償還金であります。

次に、171 ページへお戻り願います。資本的収入であります。

1 款資本的収入、3 項出資金、1 目負担区分に基づく出資金、本年度予算額は 6,267 万 8,000 円で、耐震性貯水槽整備に伴う一般会計からの出資金であります。

4 項補助金、1 目国庫補助金、本年度予算額は 6,267 万 8,000 円で、耐震性貯水槽整備に伴う交付金であります。

6 項負担金、1 目負担金、本年度予算額は 1,280 万円、道路工事等に伴います水道管移設工事負担金であります。

以上、水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 水道事業会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

以上をもって、全会計の質疑を終了いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 1 号、平成 27 年度幕別町一般会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（芳滝 仁） 起立多数であります。

したがって、平成 27 年度幕別町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 2 号、平成 27 年度幕別町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（芳滝 仁） 起立多数であります。

したがって、平成 27 年度幕別町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 3 号、平成 27 年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 4 号、平成 27 年度幕別町介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（芳滝 仁） 起立多数であります。

したがって、平成 27 年度幕別町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 5 号、平成 27 年度幕別町簡易水道特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 6 号、平成 27 年度幕別町公共下水道特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり決定されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 7 号、平成 27 年度幕別町個別排水処理特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 8 号、平成 27 年度幕別町農業集落排水特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 9 号、平成 27 年度幕別町水道事業会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本特別委員会に付託されました平成 27 年度幕別町各会計予算の審査が全て終了いたしました。

委員会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

本特別委員会、2 日間にわたり、各委員には終始熱心にご審議をいただき、心からお礼を申し上げます。

また、理事者並びに説明員におかれましては、委員会の円滑な進行にご協力いただき、まことにありがとうございました。

ふなれな委員長でありましたが、皆様のおかげをもちまして、本特別委員会に付託されました案件の審査を無事終了することができました。

皆様のご協力に対し、心より感謝を申し上げ、簡単ですが、お礼の言葉とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

これもちまして、平成 27 年度幕別町各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

14:42 閉会